

平成30年度環境省請負業務

# 平成30年度 漂着ごみ対策総合検討業務

## 報告書

平成 31 年 3 月

日本エヌ・ユー・エス株式会社



## 目 次

### I 章 調査概要

- 1. 調査の概要…………… 1
  - 1.1 調査の目的…………… 1
  - 1.2 本調査の構成…………… 1

### II 章 漂着ごみに係る調査

#### 1. 海岸漂着物処理推進法施行状況調査

- 1. 調査概要…………… II-1
  - 1.1 目的…………… II-1
  - 1.2 実施内容…………… II-1
- 2. 調査結果…………… II-13
  - 2.1 地域計画の策定状況及び策定予定時期（法第 14 条関係）…………… II-13
  - 2.2 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況（法第 15 条関係）…………… II-15
  - 2.3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（法第 16 条第 1 項）…………… II-25
  - 2.4 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（法第 16 条第 2 項）…………… II-27
  - 2.5 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況（法第 22 条）…………… II-29
  - 2.6 ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第 23 条）…………… II-32
  - 2.7 民間団体との連携、活動に対する支援の実績及びその際の安全性確保のための配慮の実績（法第 25 条第 1 項及び第 2 項）…………… II-40
  - 2.8 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（法第 26 条、第 27 条）…………… II-49
  - 2.9 発生抑制対策の実施状況（法第 23 条、26 条、27 条）…………… II-57
  - 2.10 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明（法第 28 条）…………… II-65
  - 2.11 海岸漂着物対策事業（国庫補助事業以外の都道府県単独事業、市区町村単独事業を含む）に係る事業費等（法第 29 条）…………… II-71
  - 2.12 海岸漂着物の未回収物…………… II-76
  - 2.13 海岸漂着物対策の専任担当の設置状況…………… II-77
  - 2.14 海岸漂着物削減等のための内陸部での対策への取り組み状況…………… II-78
  - 2.15 広域的な連携による海岸漂着物削減等のため対策や調査への取り組み状況…………… II-82
  - 2.16 補助金によって得られた具体的な効果…………… II-84
  - 2.17 海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題…………… II-87

#### 2. 漂着ごみ等の回収実態把握調査等

- 1. 漂着ごみ等の回収実態把握調査等…………… II-91
  - 1.1 調査概要…………… II-91
    - 1.1.1 調査目的…………… II-91

1. 1. 2 調査内容	II-91
1. 2 自治体による回収状況等	II-91
1. 2. 1 平成 29 年度 海岸漂着物等地域対策推進事業による漂着ごみの回収量	II-92
1. 2. 2 都道府県及び市町村が実施または把握している清掃活動での回収量の推移（都道府県別）	II-101
1. 2. 3 平成 29 年度 海岸漂着物等地域対策推進事業による漂流物・海底の堆積物の回収量（都道府県別）	II-106
1. 2. 4 平成 29 年度 海岸漂着物等地域対策推進事業による発生抑制対策費（都道府県別）	II-108
1. 3 民間団体による回収状況等	II-110
1. 3. 1 民間団体による回収量の推移	II-110
1. 3. 2 環境省の委託調査（都道府県別）による回収量	II-116
1. 3. 3 発生抑制対策	II-116
1. 4 全国の海岸漂着物の回収量の推移（都道府県別）	II-117
<b>3. 回収事業実績データ項目の検討</b>	
1. 回収事業実績データ項目の検討	II-123
1. 1 目的	II-123
1. 2 方法	II-123
1. 3 結果	II-123
<b>4. 海洋ごみ対策に関する事例集の更新</b>	
1. 海洋ごみ対策に関する事例集の更新	II-125
1. 1 目的	II-125
1. 2 実施方法	II-125
1. 3 実施結果	II-125
1. 3. 1 海岸漂着物処理推進法施行調査の分析結果	II-125
1. 3. 2 優良な海洋ごみ対策の抽出結果	II-131
1. 3. 3 優良な海洋ごみ対策に関する事例のヒアリング結果	II-131
1. 4 優良な海洋ごみ対策に関する事例	II-132
1. 4. 1 日韓海峡沿岸 8 県市道が連携した海岸漂着ごみ一斉清掃（山口県他）	II-132
1. 4. 2 沿岸市町およびその上流エリアの市町村、関係団体等と連携して、流域一体となった清掃活動（富山県他）	II-138
<b>5. 地理情報システム（GIS）を用いた漂着ごみの回収・処理実績等のデータ化</b>	II-143
<b>Ⅲ章 漂着ごみの種類・組成等に係る調査</b>	
1. 調査概要	Ⅲ-1
1. 1 目的	Ⅲ-1

1.2 調査内容	III-1
1.3 調査計画	III-1
1.3.1 モニタリング対象海岸及び調査対象地点	III-1
1.3.2 モニタリング調査の方法	III-16
2. 回収調査等の調査結果	III-20
2.1 調査実施日	III-20
2.2 調査地点ごとの調査結果	III-21
2.2.1 北海道紋別市オサムロ原生花園付近	III-23
2.2.2 北海道岩内町雷電海岸	III-26
2.2.3 青森県深浦町風合瀬海岸	III-29
2.2.4 福島県小名浜市いわきサンマリーナ南側	III-32
2.2.5 千葉県富津市布引海岸	III-36
2.2.6 東京都八丈町底土海水浴場	III-40
2.2.7 大阪府岬町淡輪付近の海岸	III-44
2.2.8 島根県松江市古浦海水浴場	III-48
2.2.9 宮崎県日南市栄松ビーチ	III-52
2.2.10 鹿児島県南さつま市吹上浜（前ノ浜）	III-56
2.3 調査結果の地点間の比較	III-60
2.3.1 3分類別の組成	III-60
2.3.2 人工物の大分類別の組成	III-65
2.3.3 プラスチックの容器包装等の組成	III-71
3. ペットボトル・キャップ・ふた等の言語表記別分類等	III-76
3.1 ペットボトル	III-76
3.2 キャップ・ふた	III-78
3.3 浮子	III-80
3.4 レジ袋	III-81
4. 時系列変動特性	III-82
4.1 時系列変動特性	III-82
5. 調査結果のまとめ	III-82

#### IV章 漂着ごみによる生態系影響把握調査

1. 漂着ごみによる生態系影響把握調査	IV-1
1.1 目的	IV-1
1.2 実施内容	IV-1
1.2.1 調査地点	IV-1
1.2.2 現地調査の方法	IV-3
1.2.3 マイクロプラスチック中の化学物質の分析	IV-4
1.3 分析結果	IV-8

1.3.1 レジンペレット中の化学物質の分析結果	IV-8
1.3.2 分析結果の評価	IV-13
引用文献	IV-19

## V章 モニタリング調査ガイドライン

1. モニタリング調査ガイドライン	V-1
1.1 目的	V-1
1.2 方法	V-1
1.3 結果	V-4
1.3.1 ガイドライン作成に関する論点整理、自治体への聞き取り結果、ガイドライン（案）への反映	V-4
1.3.1 分類表の作成	V-15
1.3.2 ガイドラインの作成	V-16

## VI章 検討会の開催

1. 検討会の開催	VI-1
1.1 漂着ごみ対策総合検討会 検討員	VI-1
1.2 漂着ごみ対策総合検討会の開催日程及び検討内容	VI-1
1.3 第1回検討会の議事次第及び議事録	VI-2
1.3.1 議事次第	VI-2
1.3.2 議事録	VI-3
1.4 第2回検討会の議事次第及び議事録	VI-18
1.4.1 議事次第	VI-18
1.4.2 議事録	VI-19

## はじめに

平成 21 年 7 月 15 日に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成 21 年法律第 82 号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）が成立し、同法に基づき、海岸漂着物対策が推進されてきたが、同法施行後約 10 年が経過した現在においても、我が国の海岸には、国内外から多くの海岸漂着物（以下「海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物」という。）が漂着し、また、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物（以下「漂流ごみ等」という。）が船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしている。

さらに、近年では、海洋に流出する廃プラスチック類（以下「海洋プラスチックごみ」という。）や微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが、生態系に与え得る影響等について国際的に関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっている。

このような状況を受け、平成 30 年 6 月 22 日には、同法が「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改正され、より一層の取組の強化が求められているところである。

こうしたことを踏まえ、本業務では、海岸漂着物対策の一環として、海岸漂着物等地域対策推進事業に関する海岸漂着物処理推進法施行状況調査、我が国に漂着するごみの組成や量の現地調査、漂着ごみ等生態系影響把握調査等を実施し、発生抑制対策等の今後の漂着ごみ対策について検討した。

検討に当たっては、学識経験者からなる「漂着ごみ対策総合検討会」を設置し、事業実施の方針、技術的課題等についてご指導、ご助言をいただいた。本調査に多大なご協力をいただいた、検討員各位、海岸管理者、関係行政機関、民間団体及び地域住民の方々に、深く感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月  
日本エヌ・ユー・エス株式会社





# I 章 調査概要



## I 章 調査概要

### 1. 調査の概要

#### 1.1 調査の目的

本業務は、全国的な漂着ごみの量・分布、漂着ごみの詳細な内訳等を把握するため、地方公共団体、既存の民間団体が行った調査結果等を活用するとともに、我が国の漂着ごみの状況を把握する上で必要な地点において独自に漂着ごみのモニタリングを行うことにより、地理的・経年的な漂着ごみの状況把握を行うことを目的とする。また、微細化したプラスチック等の漂着ごみが海洋環境に与える影響を把握・整理する。

更に、これまで実施してきた原因究明事業の結果等を踏まえて、より効果的な発生抑制対策を促進するため、全国の優良事例の情報収集・整理を行うとともに、独自に聞き取り調査を行うことにより、発生抑制対策等に係る最新の情報及びその動向を把握する。

なお、以下で漂着ごみと表記した場合、漂着したごみ及び海岸において発生したごみを含む、海岸に存在するごみを示すこととする。

#### 1.2 本調査の構成

本調査の構成は、以下のとおりである。

##### I 章 調査概要

##### II 章 漂着ごみに係る調査

###### 1. 海岸漂着物処理推進法施行状況調査

1. 調査概要
2. 調査結果

###### 2. 漂着ごみ等の回収実態把握調査等

1. 漂着ごみ等の回収実態把握調査等

###### 3. 回収事業実績データ項目の検討

1. 回収事業実績データ項目の検討

###### 4. 海洋ごみ対策に関する事例集の更新

1. 海洋ごみ対策に関する事例集の更新

###### 5. 地理情報システム（GIS）を用いた漂着ごみの回収・処理実績等のデータ化

##### III 章 漂着ごみの種類・組成等に係る調査

1. 調査概要
2. 回収調査等の調査結果
3. ペットボトル・キャップ・ふた等の国別割合等
4. 時系列変動特性
5. 調査結果のまとめ

#### IV章漂着ごみによる生態系影響把握調査

1. 漂着ごみによる生態系影響把握調査  
引用文献

#### V章モニタリング調査ガイドライン

1. モニタリング調査ガイドライン

#### VI章検討会の開催

1. 検討会の開催

## Ⅱ章 1. 海岸漂着物処理推進法施行状況調査



## 1. 調査概要

### 1.1 目的

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）施行後の海岸漂着物対策に係る成果、課題等のとりまとめを行う。

### 1.2 実施内容

平成 29 年度末時点での全国 47 都道府県における海岸漂着物処理推進法の施行状況をとりとまとめた。とりまとめにあたっては、環境省による各都道府県に対する調査の結果及び環境省提供の情報等を活用した。各都道府県に依頼したアンケート票を表 1.2-1 に、そのうち、海岸漂着対策費に係る主要情報に関する質問票を表 1.2-2 に示した。

表 1.2-1 平成 30 年度海岸漂着物処理推進法施行状況調査のアンケート票

海岸漂着物処理推進法施行状況調査	
<p>本調査は、平成29年度末時点における、管轄する市区町村の状況も含めて都道府県へのアンケート結果をとりまとめるものである。</p> <p>※本アンケートにおいて、補助金とは環境省の海岸漂着物等地域対策推進事業の補助金を指す。</p> <p>※補助金を活用せずに実施した活動も記載対象である。</p>	
問1	<p>海岸漂着物処理推進法に基づき、地域計画を策定していますか。(第十四条)</p> <p>地域計画 <input style="width: 150px;" type="text"/> 策定時期 (策定年度、予定年度、または未定) <input style="width: 150px;" type="text"/></p> <p>(「④未策定(策定予定なし)」を選択の場合はその理由をお書きください)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>
問2-1	<p>海岸漂着物対策推進協議会の設置状況についてご記入ください。(第十五条)</p> <p>設置状況 <input style="width: 100px;" type="text"/> 組織時期 (組織年度、予定年度、または未定) <input style="width: 150px;" type="text"/></p> <p>(「③組織予定なし」を選択の場合はその理由をお書きください)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>
問2-2	<p>(問2-1で①または②と回答の方) 海岸漂着物対策推進協議会の設置について、条例の制定等、その設置根拠についてご記入下さい。</p> <p>設置根拠の有無 <input style="width: 100px;" type="text"/></p> <p>(上記で「①有」と回答された方) 具体的な設置根拠をお答え下さい。</p> <p><input type="checkbox"/> 条例の制定 <input type="checkbox"/> 要項の制定</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>
問2-3	<p>(問2-1で①と回答の方) 平成29年度に開催した協議会についてご記入ください。</p> <p>開催の有無 <input style="width: 150px;" type="text"/> 平成29年度開催数 <input style="width: 50px;" type="text"/> (回)</p> <p>協議会の構成員 (複数回答あり)</p> <p><input type="checkbox"/> 都道府県の担当者 <input type="checkbox"/> 業界団体</p> <p><input type="checkbox"/> 市区町村の担当者 <input type="checkbox"/> 企業</p> <p><input type="checkbox"/> 国の関係機関担当者 <input type="checkbox"/> NPO/NGO法人</p> <p><input type="checkbox"/> 学識経験者</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>



問2-4	<p>(問2-1で①と回答の方) 平成29年度に開催した海岸漂着物対策推進協議会における協議事項についてご記入ください。</p> <p>協議事項 (複数回答あり)</p> <p><input type="checkbox"/> 回収処理事業実績・計画報告</p> <p><input type="checkbox"/> 地域計画の策定・改訂</p> <p><input type="checkbox"/> 発生抑制 (普及啓発など)</p> <p><input type="checkbox"/> 調査研究</p> <p><input type="checkbox"/> 災害時対応 (水害時に伴う大量の海岸漂着物の対応など)</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>						
問3-1	<p>海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況についてご記入ください。(第十六条)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 30%;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 40%; text-align: center;">委嘱時期 (委嘱年度、予定年度、または未定)</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 30%; text-align: center;">人数</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td colspan="2" style="text-align: right; padding-right: 5px;">(名)</td> </tr> </table> <p>(上記で「③委嘱予定なし」と回答された方) 理由をお書き下さい。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>		委嘱時期 (委嘱年度、予定年度、または未定)	人数		(名)	
	委嘱時期 (委嘱年度、予定年度、または未定)	人数					
	(名)						
問3-2	<p>(問3-1で①と回答の方) 委嘱について具体的にご記入ください。(第十六条)</p> <p>(例、NPO法人〇〇 代表、××大学 准教授、等)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>						
問3-3	<p>(問3-1で①と回答の方) 海岸漂着物対策活動推進員の各推進員ごとの具体的な活動内容についてご記入ください。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>						
問3-4	<p>(問3-1で①と回答の方) 海岸漂着物対策活動推進員についてご記入下さい。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 40%;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 60%; text-align: center;">推進員としての任期</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">(年)</td> </tr> </table>		推進員としての任期		(年)		
	推進員としての任期						
	(年)						

<p>問4-1</p>	<p>海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況についてご記入ください。(第十六条)  指定状況 (左記で「②指定予定あり」と回答された方)  <input type="text"/> 指定予定時期 (予定年度、または未定)  <input type="text"/>  (上記で「③指定予定なし」と回答された方) 理由をお書き下さい。  <input type="text"/></p>
<p>問4-2</p>	<p>(問4-1で①と回答の方) 指定団体の名称についてご記入ください。  (例、NPO法人〇〇、学校法人××等)  <input type="text"/></p>
<p>問4-3</p>	<p>(問4-1で①と回答の方) 各指定団体の具体的な活動内容についてご記入ください。  (例、NPO法人〇〇…本NPO法人は、ボランティアによる海洋ごみの回収に～  学校法人〇〇…本学校法人は、環境教育の一環として～)  <input type="text"/></p>
<p>問4-4</p>	<p>(問4-1で①と回答の方) 指定団体についてご記入下さい  推進協議会への参加 指定団体の期限  <input type="text"/> <input type="text"/> (年)</p>
<p>問5</p>	<p>平成29年度において、他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めましたか。(第十九条)  <input type="text"/></p>
<p>問6-1</p>	<p>平成29年度において「海岸漂着物発生状況及び原因に関する調査」を実施しましたか。(第二十二条)  <input type="text"/></p>

問6-2 (問6-1で①と回答の方) 調査内容と調査結果の利用法についてご記入ください。

調査名		
調査内容		
調査時期	調査場所	定点調査か否か
補助金活用有無	調査結果の用途	

問6-3 (問6-1で①と回答の方) 調査結果を公開している場合は、URL・データなどあれば添付してください。

--

問7 平成29年度において実施した「ごみ等を捨てる行為の防止措置(措置の内容、対象)」の実績についてご記入ください。(第二十三条)  
 (注意) 該当する活動を複数の地方公共団体が実施し、かつ、そのうち一つでも地方公共団体が補助金を利用して実施していた場合には、「補助金活用」は「①有」と回答してください。

	実施	補助金活用	活動主体
パトロール等の監視活動			
監視カメラの設置			
看板・標識等の設置			
啓発資材の作成・配付(ポスター・パネルを含む)			
広報誌や広報車を利用した認知活動			
啓発のためのキャンペーン・イベント実施			
条例の制定			
清掃活動			
業界団体との連携			
不法投棄ホットラインの運用			
その他不法投棄対策			

(その他の不法投棄対策を実施と回答の方) 対策を具体的に記入して下さい。

--

問8-1 平成29年度において実施した「民間団体等との連携・活動に対する支援」の実績（実施件数を含む）についてご記入ください。（第二十五条第一項）  
 （注意）該当する活動を複数の地方公共団体が実施し、かつ、そのうち一つでも地方公共団体が補助金を利用して実施していた場合には、「補助金活用」は「①有」と回答してください。

	実施	補助金活用	活動主体
ボランティア活動との連携・支援			
清掃イベントの開催			
民間によるイベントの後援			
交流会の開催			
その他の活動			

（その他の活動を実施と回答の方）活動内容を具体的に記入して下さい。

問8-2 平成29年度において、問8-1の際に実施した「安全配慮」の実績（実施件数を含む）についてご記入ください。（第二十五条第二項）  
 （注意）該当する活動を複数の地方公共団体が実施し、かつ、そのうち一つでも地方公共団体が補助金を利用して実施していた場合には、「補助金活用」は「①有」と回答してください。

	実施	補助金活用	活動主体
海岸漂着物等の取り扱いに関する指導（資料の作成を含む）			
ボランティア活動に対する保険支援			
海岸清掃マニュアルの策定・周知			
その他の活動			

（その他の活動を実施と回答の方）活動内容を具体的に記入して下さい。

問8-3 平成29年度において連携した民間団体等についてご記入ください。（第二十五条）（複数回答あり）

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> NPO/NGO団体、<br><input type="checkbox"/> 業界団体（漁業協同組合など）<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> 企業<br><input type="checkbox"/> 自治会/町内会 |
|--|---|

問9-1 平成29年度において、海岸漂着物等の処理等の推進に寄与した民間団体や個人を表彰しましたか。（第二十五条）

問9-2 (問9-1で①と回答の方) 表彰された民間団体や個人(以下「被表彰者」)の名称・所属についてご記入ください。  
 ※表彰の際に公表されている場合のみ記入。  
 (例、NP0法人〇〇、□□大学××教授 等)

--

問9-3 (問9-1で①と回答の方) 被表彰者ごとの具体的な活動内容と選定理由をご記入ください。

--

問10 平成29年度において実施した「環境教育・普及啓発」の実績(実施件数を含む)についてご記入ください。(第二十六条、二十七条)  
 (注意) 該当する活動を複数の地方公共団体が実施し、かつ、そのうち一つでも地方公共団体が補助金を利用して実施していた場合には、「補助金活用」は「①有」と回答してください。

	実施	補助金活用	活動主体
パンフレット・ポスター・パネルの作成・啓発素材の配布等			
マスメディア(広報誌・ウェブサイトを含む)などによる啓発活動			
環境イベント・フォーラム・キャンペーン実施による啓発活動			
ポスターや写真のコンテストの実施			
清掃活動・クリーンアップ活動			
研修会・講座等の実施			
学校・企業による交流会の実施			
関係団体による交流会の実施			
他団体との連携			
国際交流事業の実施			
人材育成			
その他の活動			

(その他の活動を実施と回答の方) 活動内容を具体的に記入して下さい。

--

問11-1 平成29年度において実施した「発生抑制対策」のうち、特に波及効果があったと思われる上位3位の取組についてご記入ください。(第二十三条、二十六条、二十七条)

	上位3位 の実例	補助金 活用有
パンフレット・ポスター・パネルの作成・啓発素材の配布等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
マスメディア（広報誌・ウェブサイトを含む）などによる啓発活動	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
環境イベント・フォーラム・キャンペーン実施による啓発活動	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ポスターや写真のコンテストの実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
清掃活動・クリーンアップ活動	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
研修会・講座等の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
学校・企業による交流会の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
関係団体による交流会の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他団体との連携	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
国際交流事業の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他の対策	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(その他の対策を選択の方) 活動内容を具体的に記入して下さい。

問11-2 平成29年度において発生抑制対策を実施した結果、得られた今後の検討課題についてご記入ください。

(どのような対策を実施して、どのような課題が見えてきたか)

問12-1 平成29年度において海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に取り組みましたか。(第二十八条)

問12-2 (問12-1で①と回答の方) 効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に係る取組の概要・成果を具体的にご記入ください。また、成果を公表している場合は、該当するウェブページのURLをご記入ください。

※なお、事業主体を「都道府県事業」と「市区町村事業（一部事務組合等を含む）」から選択してください。また、補助金活用の有無についても選択してください。

取組①

取組区分	主体	補助金活用
内容		

取組②

取組区分	主体	補助金活用
内容		

取組③

取組区分	主体	補助金活用
内容		

問13 平成29年度における海岸漂着物対策（国庫補助事業以外の都道府県単独事業、市区町村単独事業等を含む）の概要について、別紙（エクセル）の表の分類に従い重複を避けてご記入下さい。（第二十九条）

※なお、上記事業には港湾管理者、漁港管理者及び海岸管理者が実施する事業も含めてください。

問14 海岸漂着物の回収時に漂着物として回収しないものがあれば記載して下さい。

--

問15	各都道府県において、海岸漂着物対策に専任の担当を設けていますか。 <input style="width: 400px; height: 15px;" type="text"/>								
問16-1	平成29年度において海岸漂着物削減等のための内陸部での対策に取り組みましたか。 <input style="width: 250px; height: 15px;" type="text"/>								
問16-2	<p>(問16-1で①と回答の方) 海岸漂着物削減等のための内陸部での取組の概要・成果を具体的にご記入ください。また、成果を公表している場合は、該当するウェブページのURLをご記入ください。</p> <p>※なお、補助金活用の有無についても選択してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="width: 70%; text-align: center; padding: 5px;">取組の概要・成果</th> <th style="width: 30%; text-align: center; padding: 5px;">補助金活用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	取組の概要・成果	補助金活用						
取組の概要・成果	補助金活用								
問17-1	平成29年度において、広域的な連携による海岸漂着物削減等のため対策や調査に取り組みましたか。 <input style="width: 250px; height: 15px;" type="text"/>								
問17-2	<p>(問17-1で①と回答の方) 広域的な連携による海岸漂着物削減等のため対策や調査に係る取組の概要・成果を具体的にご記入ください。また、成果を公表している場合は、該当するウェブページのURLをご記入ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="width: 70%; text-align: center; padding: 5px;">取組の概要・成果</th> <th style="width: 30%; text-align: center; padding: 5px;">補助金活用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	取組の概要・成果	補助金活用						
取組の概要・成果	補助金活用								
問18	<p>補助金によって得られた具体的な効果についてご記入下さい。(複数回答あり)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 美しい海岸の維持</td> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 観光産業への貢献</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 沿岸住居環境の改善</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 漁業産業への貢献</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 船舶航行への貢献</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"><input type="checkbox"/> その他(具体的に記入して下さい。)</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 600px; margin-top: 10px;"></div>	<input type="checkbox"/> 美しい海岸の維持	<input type="checkbox"/> 観光産業への貢献	<input type="checkbox"/> 沿岸住居環境の改善	<input type="checkbox"/> 漁業産業への貢献	<input type="checkbox"/> 船舶航行への貢献		<input type="checkbox"/> その他(具体的に記入して下さい。)	
<input type="checkbox"/> 美しい海岸の維持	<input type="checkbox"/> 観光産業への貢献								
<input type="checkbox"/> 沿岸住居環境の改善	<input type="checkbox"/> 漁業産業への貢献								
<input type="checkbox"/> 船舶航行への貢献									
<input type="checkbox"/> その他(具体的に記入して下さい。)									



問19 各都道府県において、海岸漂着物対策の推進にあたり課題、御提案及び御要望等ありましたら、ご記入ください。

--

<アンケートにご回答いただいた担当者様についてご記入ください。>

都道府県名				
機関名、部局課				
ご連絡先	電話		FAX	
メールアドレス				
ご担当者名				

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

表 1.2-2 海岸漂着対策費に係る主要情報に関する質問票

海岸漂着物処理推進法施行状況調査										
<p>問13 H29年度末における海岸漂着物対策（国庫補助事業以外の都道府県単独事業、市区町村単独事業等を含む）に係る主要情報について、以下の表の分類に従い重複を避けてご記入下さい。（第二十九条）</p> <p>ごみの回収量について、「t」と「m<sup>3</sup>」の両方のデータがある場合は、「t」に統一して記入頂きますよう、よろしくお願ひします。なお、容積（m<sup>3</sup>）は下記の式を用いて重量（t）への変換して頂きますよう、お願ひ致します。</p> <p>（式）重量（t）＝容積（m<sup>3</sup>）× 0.17</p> <p>なお、上記事業には港湾管理者、漁港管理者及び海岸管理者が実施する事業も含めてください。</p>										
					H29年度					備考
					清掃回数 又は事業 件数	事業費（千円）			回収量 （t）	
		合計	国庫負担	都道府県 負担		市区町村 負担				
都道府県事業	国庫補助事業	直営	漂着物事業	計画策定等						
				回収・処理						
			発生抑制							
		災害事業	回収・処理							
			その他							
		その他	回収・処理							
	発生抑制									
	民間団体補助		回収・処理							
			発生抑制							
	都道府県単独事業	直営		回収・処理						
		発生抑制								
民間団体補助		回収・処理								
		発生抑制								
（一）市区町村等を含む	国庫補助事業	直営	漂着物事業	回収・処理						
				発生抑制						
			災害事業	回収・処理						
		その他								
		民間団体補助	回収・処理							
			発生抑制							
	都道府県補助事業（国庫補助以外）	直営		回収・処理						
				発生抑制						
		民間団体補助		回収・処理						
				発生抑制						
	市区町村単独事業	直営		回収・処理						
				発生抑制						
		民間団体補助		回収・処理						
				発生抑制						

注 「市区町村負担」には、一部事務組合の負担を含む。また「漂着物事業」とは、「海岸漂着物等地域対策推進事業（環境省補助事業）」のこと。

<提出前にご確認願ひします>

の合計金額は、実績報告書の都道府県事業の総事業費合計（別紙2-2 ①総事業費の合計）と合致していますか？

の合計金額は、実績報告書の間接補助事業の総事業費合計（別紙2-3 ①総事業費の合計）と合致していますか？

回収量は重量ベース（t）ですか？

漂着物事業の回収量は、実績報告書、事業報告書の回収量と合致していますか？

## 2. 調査結果

表 1.2-1 及び表 1.2-2 の回答をとりまとめて、項目別に整理した。これらのとりまとめ結果は、環境省が開催する海岸漂着物対策専門家会議及び海岸漂着物対策推進会議において活用された。

### 2.1 地域計画の策定状況及び策定予定時期（法第 14 条関係）

地域計画の策定状況及び策定予定時期は、表2.1-1、図2.1-1～図2.1-3に示した。地域計画は、平成29年度までに、合計37の自治体で「策定済み」で、1自治体が「策定中」、他の1自治体が「策定予定あり」であった。

策定予定なしの理由は、「海岸線を有していないため」がほとんどで、「東日本大震災津波に伴う復旧・復興工事を実施中であるため」、「他府県からの要請がないため」との回答も有った。

地域計画を策定した都道府県数の推移をみると、この2、3年はあまり増加しておらず、ほとんどの自治体で既に策定された状況にあるものと考えられる。

表 2.1-1 地域計画の策定状況

策定状況	都道府県数	都道府県名
策定済み	37	<p><u>平成 28 年度以前</u>：</p> 北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 <p><u>平成 29 年度</u>：</p> なし
未策定	9	<p><u>策定予定なし</u>：</p> 岩手県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県 <p><u>策定予定あり</u>：</p> 山梨県（平成 30 年度）
策定中	1	福島県
計	47	

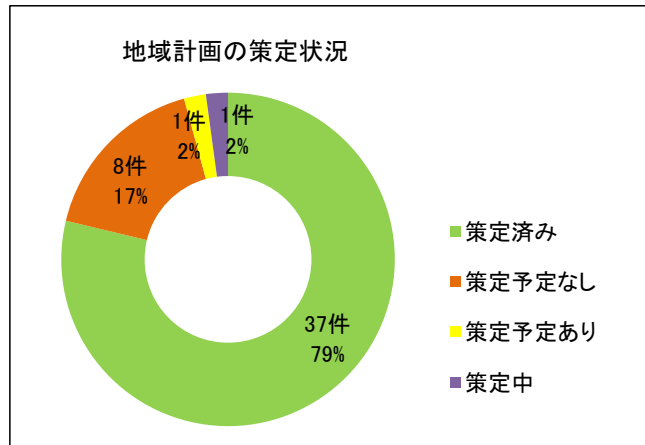


図 2.1-1 地域計画の策定状況

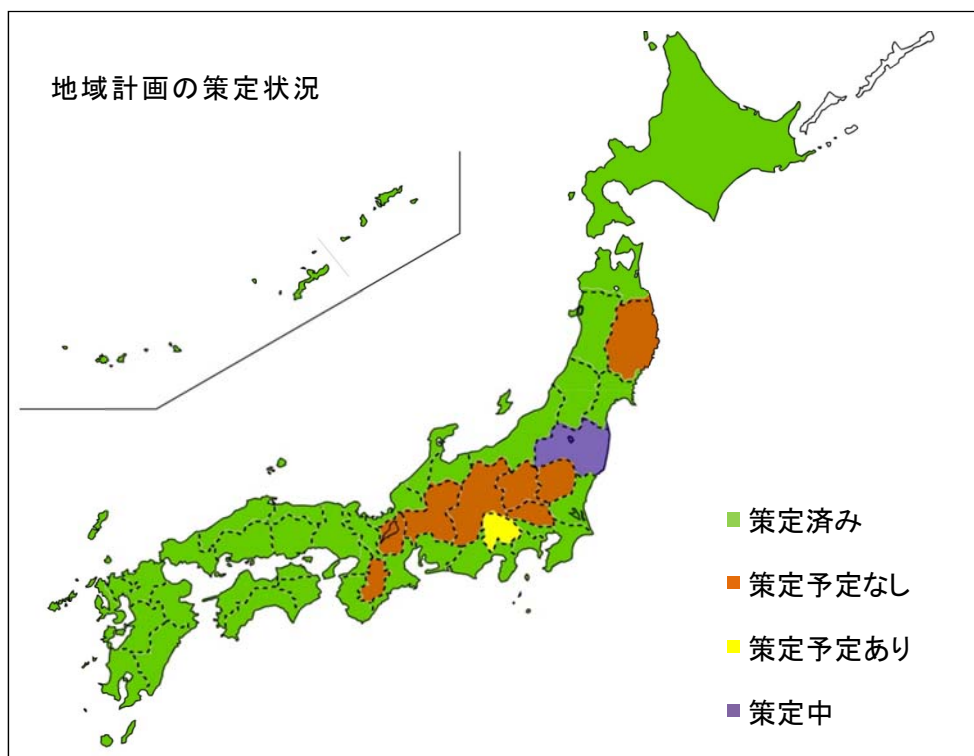


図 2.1-2 地域計画の策定状況

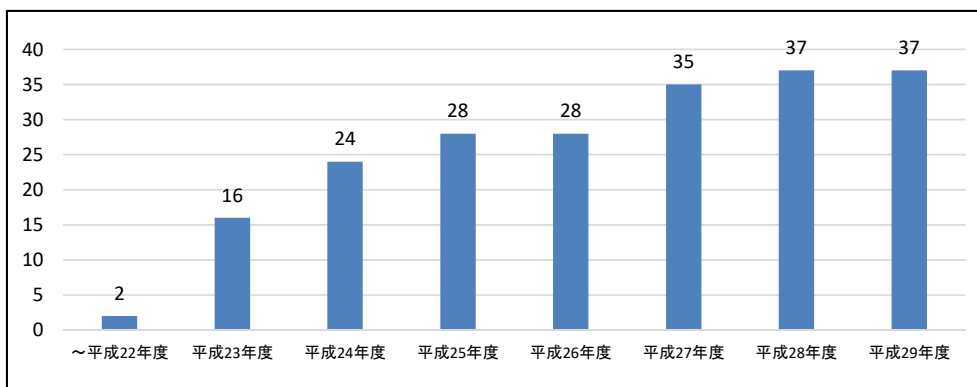


図 2.1-3 地域計画を策定した都道府県数の推移

## 2.2 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況（法第15条関係）

### （1）協議会の組織状況

協議会の組織状況は、表 2.2-1、図 2.2-1～図 2.2-2に示した。

協議会が「組織済み」である自治体数は23である。「組織予定なし」とした24自治体のうち、6自治体は「他の組織で対応しているため」と回答し、18自治体は「計画策定・変更の予定が無い」、「海岸がない」など、協議事項がないという趣旨を回答した。

表 2.2-1 協議会の組織状況

組織状況	都道府県数	都道府県名
組織済み	23	平成 28 年度以前： 北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県
組織予定なし	24	岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、宮崎県  <u>（組織予定なしのうち、他の組織で対応している都県）</u> 宮城県、東京都、静岡県、岡山県、広島県、高知県
計	47	

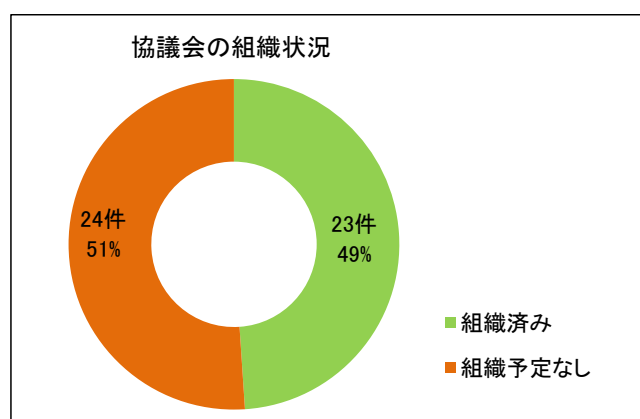


図 2.2-1 協議会の組織状況

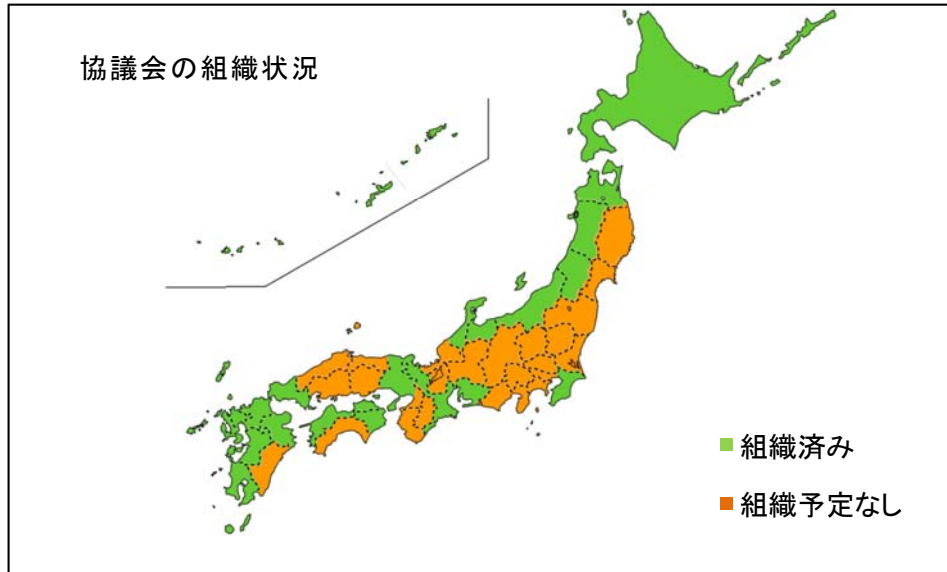


図 2.2-2 協議会の組織状況

## (2) 協議会の開催状況

協議会の開催状況及び開催回数は、表 2.2-2～表 2.2-3、図 2.2-3～図 2.2-6に示した。

協議会を「定期的」に開催している自治体は16であった。開催回数は、「1回」とする自治体が13で多かった。

表 2.2-2 協議会の開催状況

開催状況	都道府県数	都道府県名
定期的	16	北海道、青森県、秋田県、山形県、富山県、三重県、京都府、兵庫県、山口県、香川県、愛媛県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県
不定期	2	愛知県、長崎県
無	5	千葉県、新潟県、石川県、徳島県、福岡県
計	23	

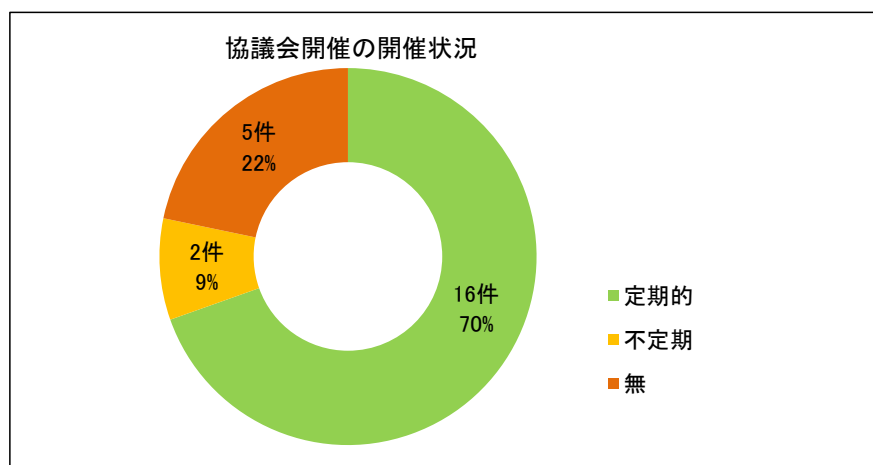


図 2.2-3 協議会の開催状況

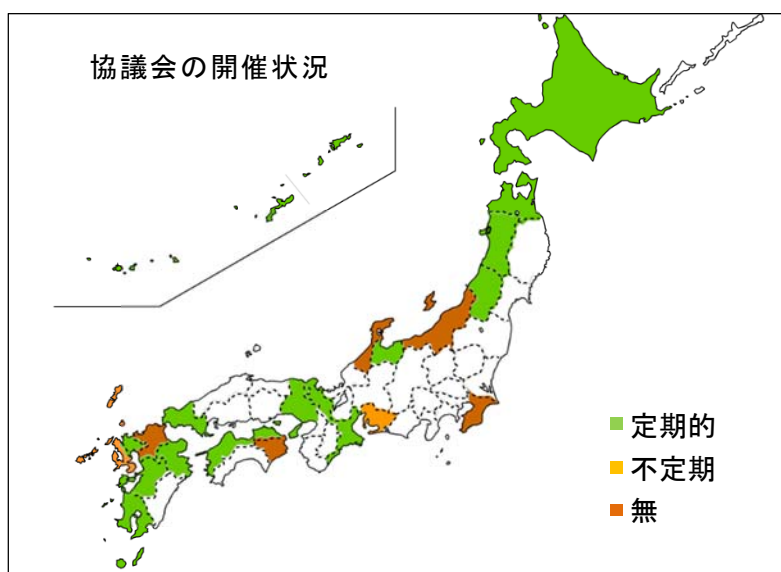


図 2.2-4 協議会の開催状況

表 2.2-3 協議会の開催回数

開催回数	都道府県数	都道府県名
1回	13	北海道、青森県、秋田県、富山県、愛知県、三重県、山口県、徳島県、愛媛県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
2回	4	山形県、兵庫県、香川県、佐賀県
7回	1	大分県
計	18	

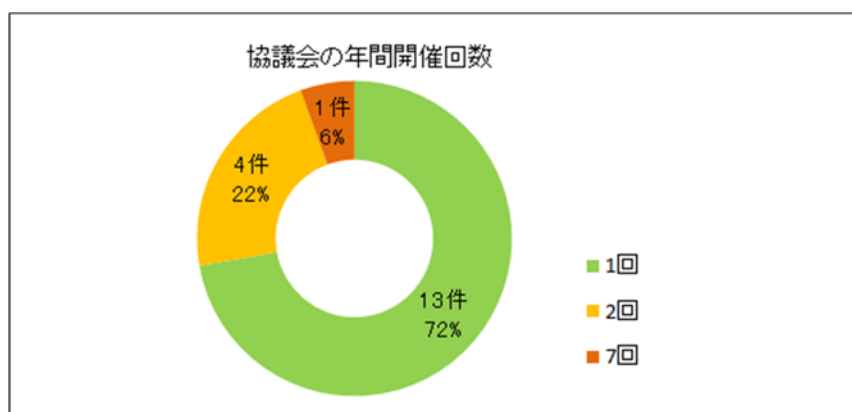


図 2.2-5 協議会の年間開催回数

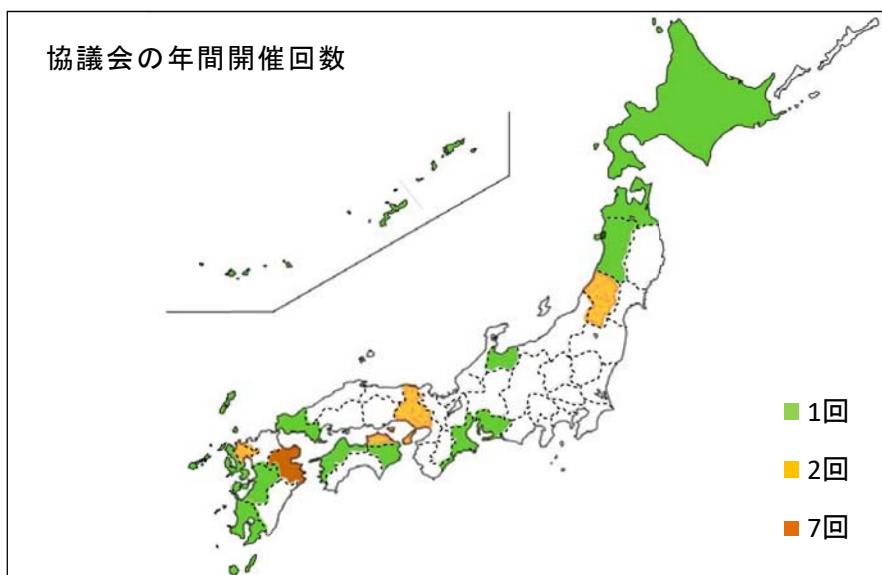


図 2.2-6 協議会の年間開催回数



### (3) 協議会の構成

協議会の構成は、表 2.2-4、図 2.2-7に示した。

協議会の構成は、ほとんどの自治体で、「都道府県の関係担当者」、「市区町村の関係担当者」、「国の関係担当者」の行政担当者が多く含まれており、次いで、「業界団体」、「NPO/NGO法人」、「学識経験者」が比較的多く含まれていた。

表 2.2-4(1) 協議会の構成

構 成	都道府県数	都道府県名
都道府県 の関係担当者	21	北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、 新潟県、富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県
国の関係担 当者	21	北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、 富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、鹿児島県、沖縄県
市区町村の 関係担当者	20	青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、 富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、鹿児島県、沖縄県
業界団体	15	青森県、山形県、千葉県、富山県、愛知県、三重県、 兵庫県、山口県、香川県、愛媛県、長崎県、熊本県、 大分県、鹿児島県、沖縄県
NPO/NGO 法人	14	北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、 富山県、三重県、京都府、兵庫県、徳島県、長崎県、 熊本県、鹿児島県
学識経験者	13	青森県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、愛知県、 三重県、山口県、愛媛県、長崎県、熊本県、鹿児島県、 沖縄県
企 業	1	山形県
その他の団 体	7	秋田県、千葉県、富山県、愛知県、愛媛県、佐賀県、 大分県

表 2.2-4(2) 協議会の構成

都道府県名	都道府県の関係担当者	国の関係担当者	市区町村の関係担当者	業界団体	NPO/NGO法人	学識経験者	企業	その他の団体
北海道	○	○			○			
青森県	○	○	○	○	○	○		
秋田県	○	○	○		○			○
山形県	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	○	○	○	○	○	○		○
新潟県	○	○	○		○	○		○
富山県	○	○	○	○	○	○		
石川県								
愛知県	○	○	○	○		○		○
三重県	○	○	○	○	○	○		
京都府	○	○	○		○			
兵庫県	○	○	○	○	○			
山口県	○	○	○	○				
徳島県	○	○	○		○	○		
香川県	○	○	○	○				
愛媛県	○	○	○	○		○		○
福岡県								
佐賀県	○	○	○					○
長崎県	○	○	○	○	○	○		
熊本県	○	○	○	○	○	○		
大分県	○	○	○	○				○
鹿児島県	○	○	○	○	○	○		
沖縄県	○	○	○	○		○		
合計：23	21	21	20	15	14	13	1	7

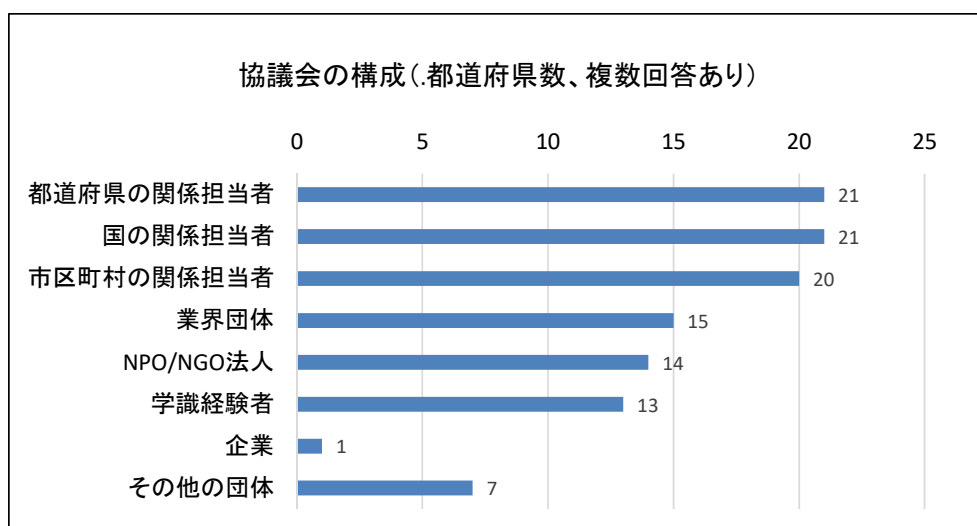


図 2.2-7 協議会の構成

#### (4) 協議会における協議事項

協議会での協議事項は、表 2.2-5、図 2.2-8に示した。

協議会での協議事項は、多くの自治体で、「回収処理事業実績・計画報告」、「発生抑制（普及啓発など）」を挙げている。

表 2.2-5(1) 協議会における協議事項（複数回答あり）

協議事項	都道府県数	都道府県名
回収処理事業実績・計画報告	17	北海道、青森県、秋田県、山形県、富山県、愛知県、三重県、兵庫県、山口県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県
発生抑制（普及啓発など）	16	北海道、青森県、秋田県、山形県、富山県、愛知県、三重県、兵庫県、山口県、香川県、愛媛県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県
災害時対応（水害時に伴う大量の海岸漂着物の対応など）	5	香川県、愛媛県、佐賀県、熊本県、大分県
調査研究	3	山形県、香川県、沖縄県
地域計画の策定・改訂	2	香川県、熊本県
その他	4	青森県、兵庫県、山口県、大分県

表 2.2-5(2) 協議会における協議事項

都道府県名	回収処理事業実績・計画報告	発生抑制(普及啓発など)	災害時対応(水害時に伴う大量の海岸漂着物の対応など)	調査研究	地域計画の策定・改訂	その他
北海道	○	○				
青森県	○	○				○
秋田県	○	○				
山形県	○	○		○		
千葉県						
新潟県						
富山県	○	○				
石川県						
愛知県	○	○				
三重県	○	○				
京都府						
兵庫県	○	○				○
山口県	○	○				○
徳島県						
香川県	○	○	○	○	○	
愛媛県	○	○	○			
福岡県						
佐賀県	○		○			
長崎県	○	○				
熊本県	○	○	○		○	
大分県	○	○	○			○
鹿児島県	○	○				
沖縄県	○	○		○		
合計：23	17	16	5	3	2	4

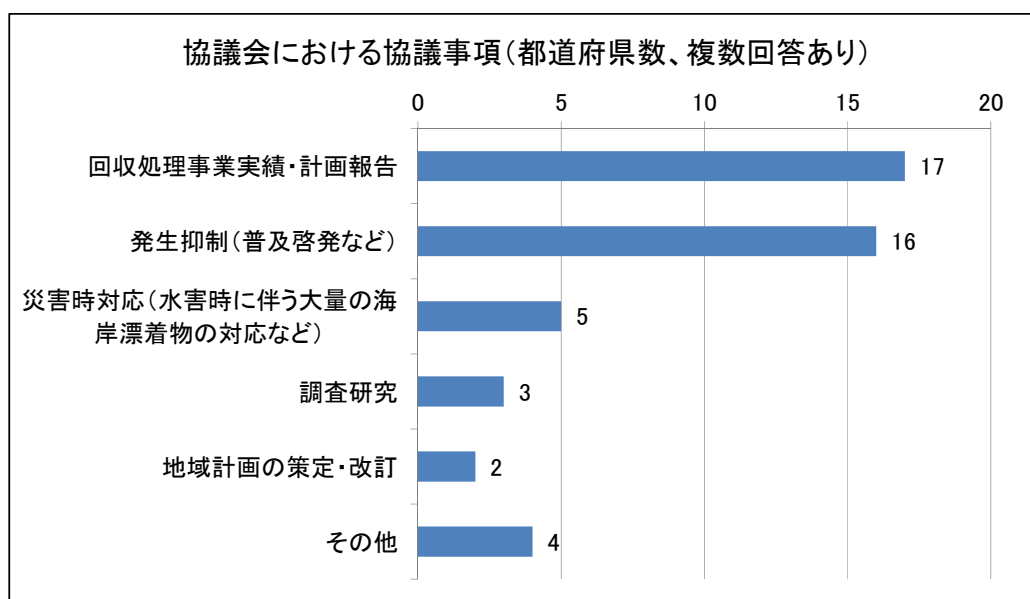


図 2.2-8 協議会における協議事項(都道府県数、複数回答あり)

(5) 協議会の設置根拠

協議会の設置根拠は、表 2.2-6～表 2.2-7、図 2.2-9～図 2.2-10に示した。

協議会の設置根拠は、設置根拠のある自治体は22で、ほとんどの自治体で「設置根拠あり」であった。そのうち、「要綱」を設置根拠とした自治体は20であった。

表 2.2-6 協議会の設置根拠の有無

設置根拠	都道府県数	都道府県名
根拠あり	22	北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、愛知県、京都府、兵庫県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県
根拠なし	1	三重県
計	23	

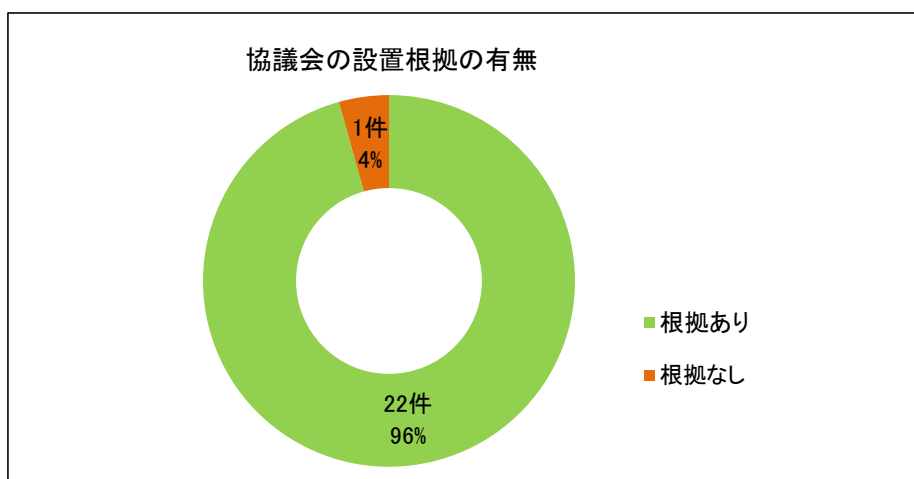


図 2.2-9 協議会の設置根拠の有無

表 2.2-7 協議会の設置根拠

設置根拠	都道府県数	都道府県名
要綱	20	北海道、青森県、秋田県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、愛知県、兵庫県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県
その他	2	山形県、京都府
計	22	

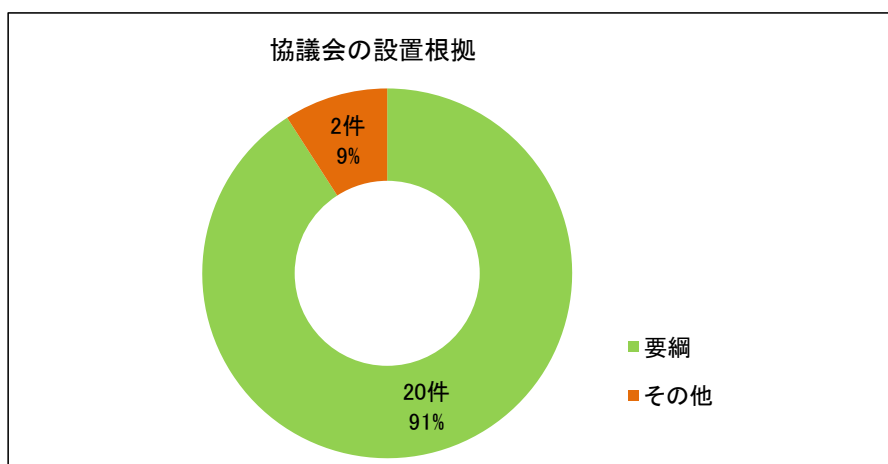


図 2.2-10 協議会の設置根拠

表 2.2-8 設置根拠のその他

都道府県名	設置根拠のその他の内容
山形県	山形県海岸漂着物対策推進協議会規約
京都府	京都府海岸漂着物対策推進協議会設置規定

### 2.3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（法第16条第1項）

海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況は、表 2.3-1、表 2.3-2、図 2.3-1、図 2.3-2 に示した。

海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況は、「委嘱済み」、「委嘱予定あり」と回答した自治体はなく、12の自治体が「検討中」と回答した。「委嘱予定なし」と回答した自治体は35あり、その理由は、「既存の取組があるため」が最も多く、次いで、「必要性が無い、緊急性を要しないため」、「内陸県であるため」が多かった。

表 2.3-1 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況

委嘱状況	都道府県数	都道府県名
委嘱済み	0	
委嘱予定あり	0	
検討中	12	千葉県、新潟県、富山県、三重県、兵庫県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、長崎県、鹿児島県、沖縄県
委嘱予定なし	35	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、岡山県、高知県、福岡県、佐賀県、宮崎県  既存の取組あり：北海道、神奈川県、石川県、福井県、愛知県、鳥取県、島根県、広島県、熊本県、大分県
計	47	

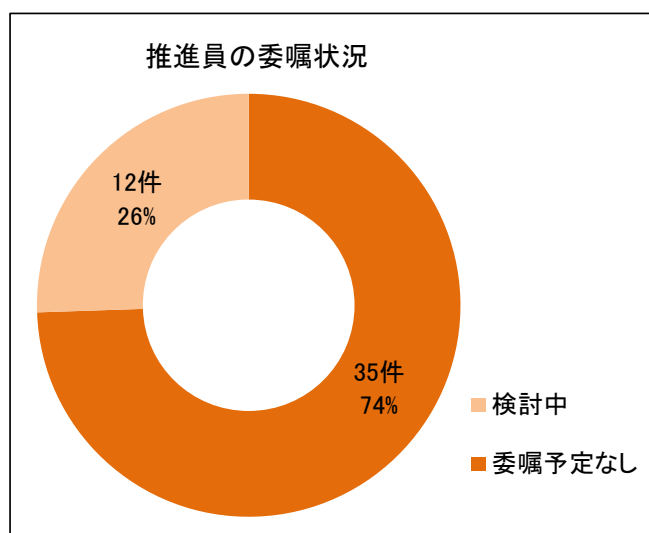


図 2.3-1 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況

表 2.3-2 委嘱予定なしの理由

委嘱予定なしの理由	都道府県数	都道府県名
既存の取組があるため	10	北海道、神奈川県、石川県、福井県、愛知県、鳥取県、島根県、広島県、熊本県、大分県
必要性が無い、緊急性を要しないため	9	青森県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、京都府、大阪府、高知県、佐賀県
内陸県であるため	8	栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県
推進員制度の活用予定がない	2	東京都、静岡県
今後検討	1	岡山県
適任者がいない	1	山形県
委嘱することによる効果が不明	1	宮崎県
復旧・復興工事を実施中であるため	1	岩手県
未回答	2	和歌山県、福岡県
計	35	

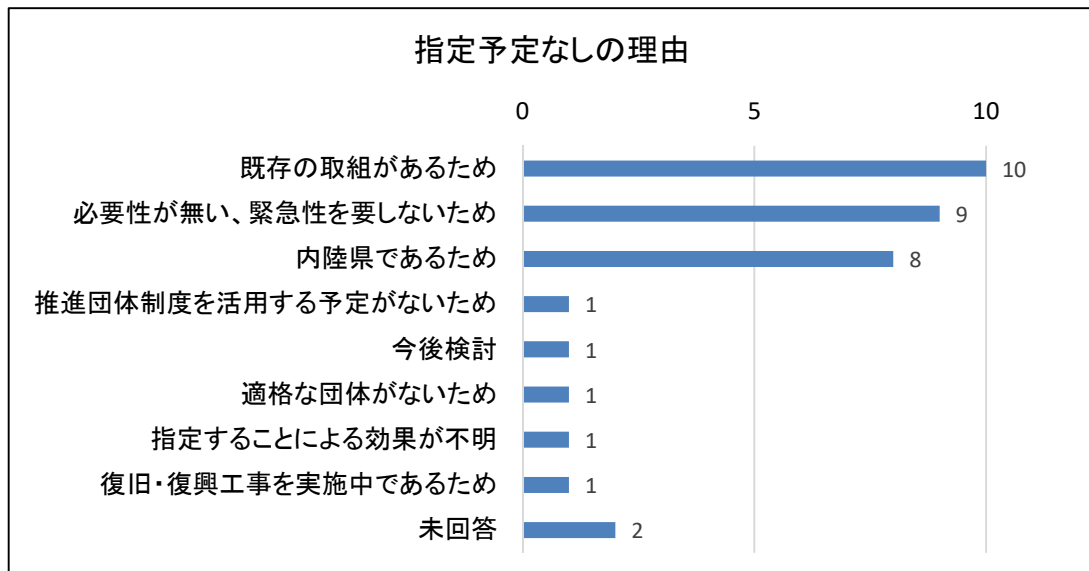


図 2.3-2 委嘱予定なしの理由



## 2.4 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（法第16条第2項）

海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況は、表 2.4-1、表 2.4-2、図 2.4-1、図 2.4-2 に示した。

海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況は、「指定実績あり」、「指定予定あり」と回答した自治体はなく、13の自治体が「検討中」と回答した。「指定予定なし」と回答した自治体は34あり、その理由は、「既存の取組があるため」が最も多く、次いで、「必要性が無い、緊急性を要しないため」、「内陸県であるため」が多かった。

表 2.4-1 海岸漂着対策活動推進団体の指定状況

指定状況	都道府県数	都道府県名
指定実績あり	0	
指定予定あり	0	
検討中	13	北海道、千葉県、新潟県、富山県、三重県、兵庫県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、長崎県、鹿児島県、沖縄県
指定予定なし	34	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、岡山県、福岡県、佐賀県、熊本県、宮崎県  既存の取組あり：神奈川県、石川県、福井県、愛知県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、高知県、大分県
計	47	

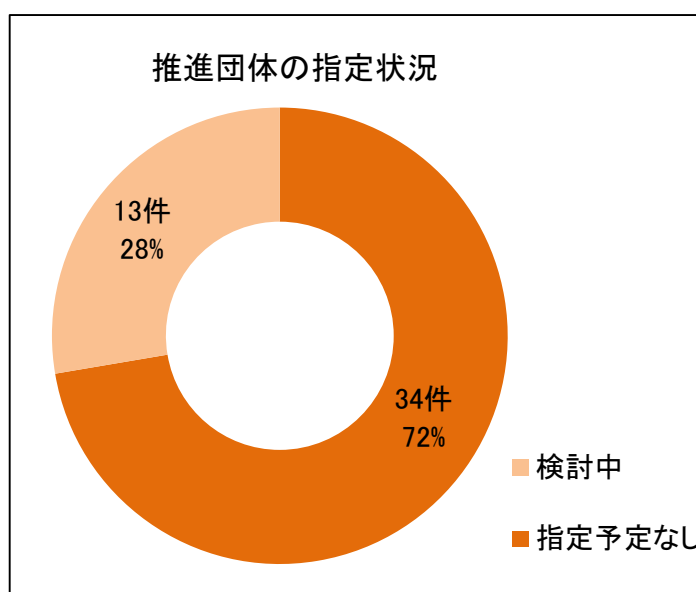


図 2.4-1 海岸漂着対策活動推進団体の指定状況

表 2.4-2 海岸漂着対策活動推進団体の指定予定なしの理由

指定予定なしの理由	都道府県数	都道府県名
既存の取組があるため	10	神奈川県、石川県、福井県、愛知県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、高知県、大分県
内陸県であるため	8	栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県
必要性が無い、緊急性を要しないため	9	青森県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、静岡県、京都府、大阪府、佐賀県
推進団体制度を活用する予定がないため	1	熊本県
今後検討	1	岡山県
適格な団体がないため	1	山形県
指定することによる効果が不明	1	宮崎県
復旧・復興工事を実施中であるため	1	岩手県
未回答	2	東京都、福岡県
計	34	

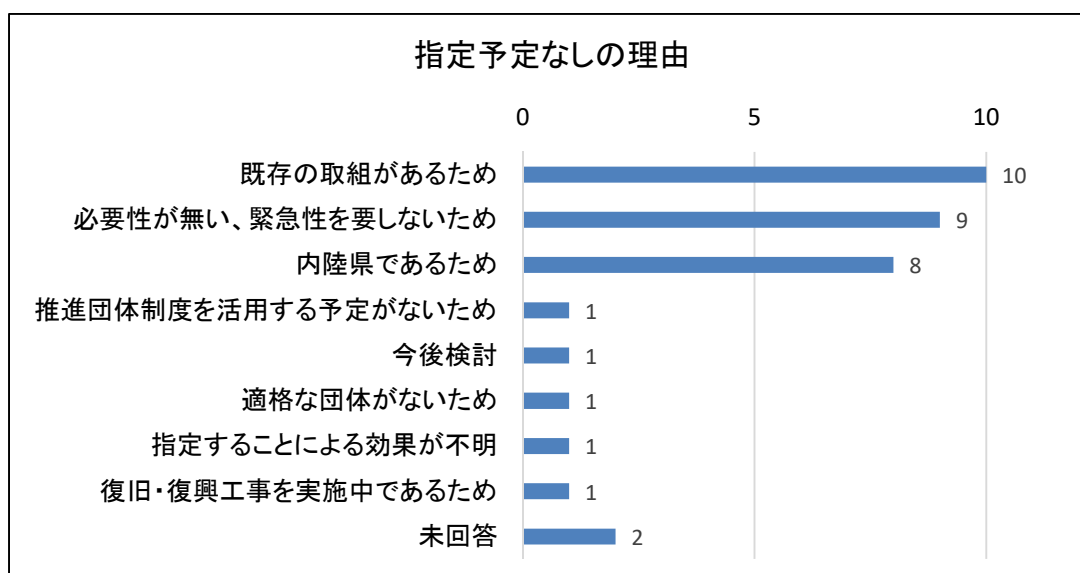


図 2.4-2 海岸漂着対策活動推進団体の指定予定なしの理由

## 2.5 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況（法第22条）

### （1）調査の実施状況

調査の実施状況は、表 2.5-1、図 2.5-1に示した。

調査の実施状況は、16自治体で「実施した」で、34%の自治体であった。主に日本海側に位置する自治体で調査を実施していた。

表 2.5-1 調査の実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
実施した	16	秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、三重県、京都府、鳥取県、島根県、山口県、香川県、長崎県、鹿児島県、沖縄県
実施していない	31	北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県
計	47	

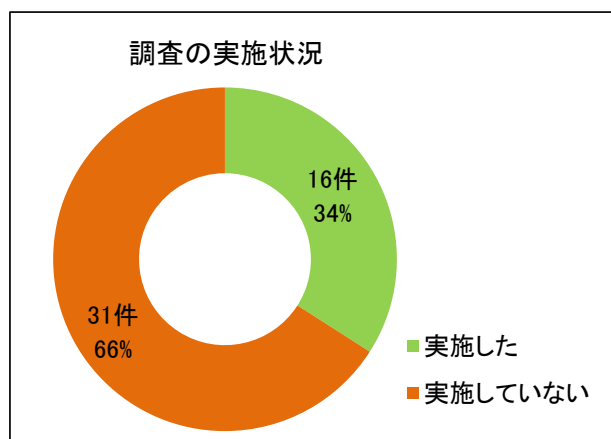


図 2.5-1(1) 調査の実施状況

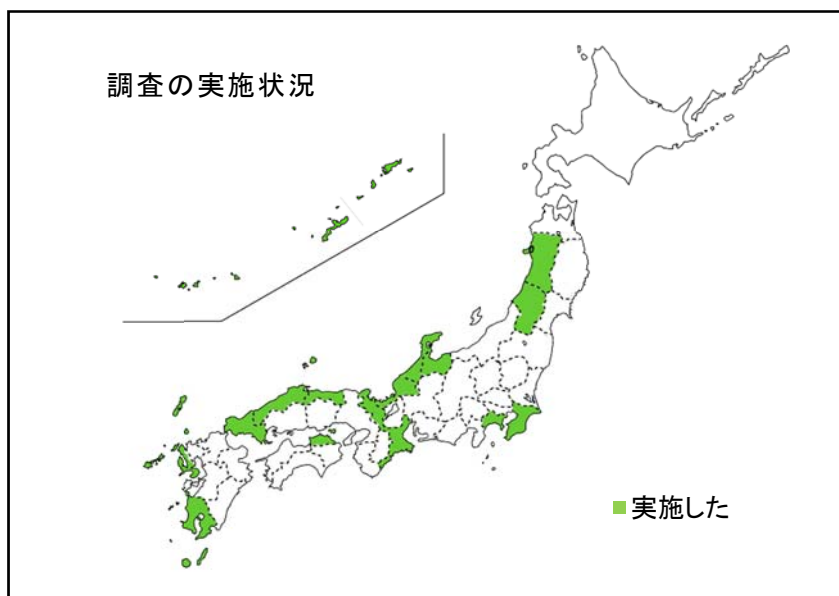


図 2.5-1(2) 調査の実施状況

## (2) 調査内容

主な調査内容は、表 2.5-2、図 2.5-2に示した。

主な調査内容は、「海岸漂着物の量、種類等の調査」が最も多く、次いで、「漂着物の種類別・国籍別調査」で、海岸漂着物関連の調査が多かった。

表 2.5-2 主な調査内容（複数回答あり）

調査内容	都道府県数	都道府県名
海岸漂着物の量、種類等の調査	8	秋田県、神奈川県、福井県、三重県、鳥取県、島根県、香川県、鹿児島県
漂着物の種類別・国籍別調査	4	石川県、山口県、長崎県、沖縄県
河川ごみの状況調査	1	京都府
発生源等の究明調査	1	千葉県
海底ごみの種類等の調査	1	香川県
マイクロプラスチック漂着実態調査	1	富山県
海岸清潔度モニタリング調査	1	山形県

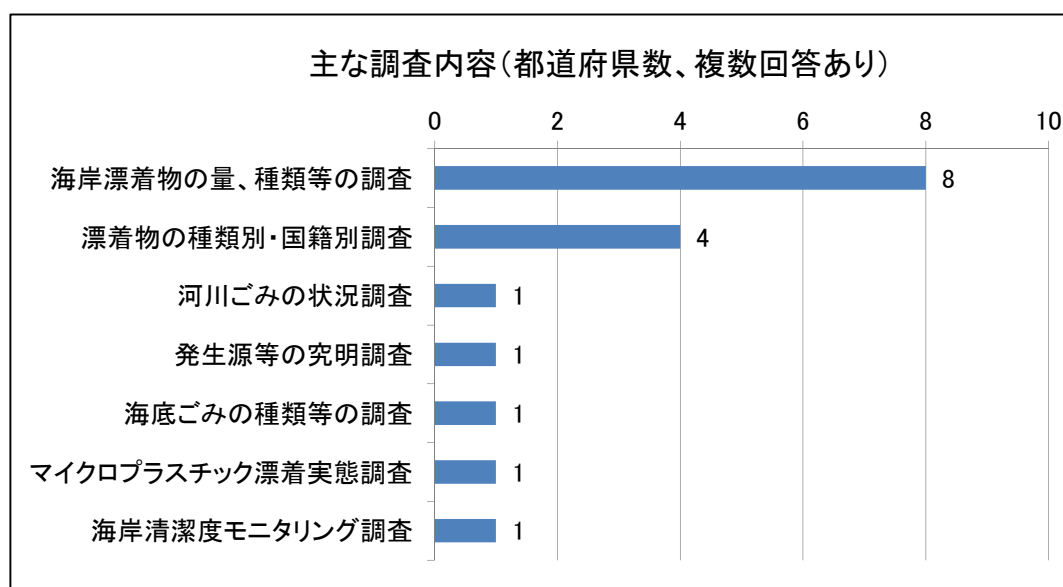


図 2.5-2 主な調査内容（複数回答あり）

### (3) 活用方法

主な調査結果の活用方法は、表 2.5-3、図 2.5-3に示した。

主な調査結果の活用方法は、「普及啓発用資料」、「海岸漂着物対策の基礎資料」が多かった。

表 2.5-3 主な活用方法（複数回答あり）

活用方法	都道府県数	都道府県名
普及啓発用資料	6	秋田県、神奈川県、富山県、香川県、長崎県、沖縄県
海岸漂着物対策の基礎資料	5	石川県、鳥取県、島根県、鹿児島県、沖縄県
発生抑制対策	3	富山県、三重県、長崎県
事業実施場所の選定	2	福井県、香川県
資料公表	2	千葉県、山口県
学習資料	1	京都府
回収処理対策の効果検証	1	山形県

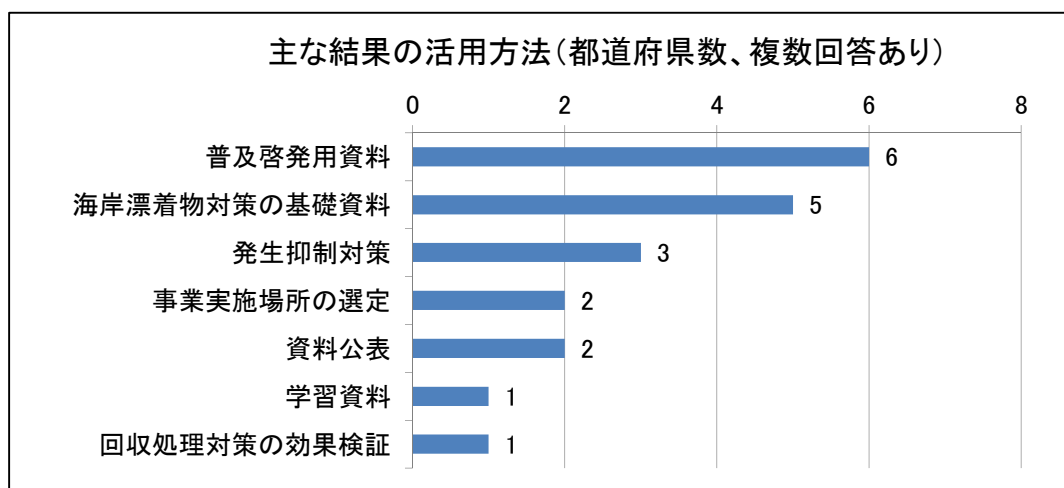


図 2.5-3 主な活用方法（複数回答あり）

## 2.6 ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第23条）

各自治体が取り組むごみ等を捨てる行為の防止措置の実績は、表 2.6-1～表 2.6-3、図 2.6-1～図 2.6-3に示した。

都道府県等が行っている事業のうち、国の補助金事業を活用したものについては「補助金活用あり」、それ以外のものについては「補助金活用なし」とし、これらの合計を「全事業の合計」とした。

全事業の合計では、多くの自治体で、「パトロールなどの監視活動」、「清掃活動」、「啓発資材の作成・配付（ポスター・パネルを含む）」などの多様な実績が見られていた。

補助金活用ありでは、「清掃活動」が多かったが、補助金活用なしでは、全事業の合計と同様に、多くの自治体で多様な実績が見られていた。補助金を活用しない防止措置の実績が多いものと見られた。

表 2.6-1(1) ごみ等を捨てる行為の防止措置の実績（全事業の合計）

実 績	都道府県数	都道府県名
パトロールなどの監視活動	45	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
清掃活動	44	青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
啓発資材の作成・配付（ポスター・パネルを含む）	38	青森県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県
啓発のためのキャンペーン・イベント実施	38	宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
業界団体との連携	37	宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
広報誌や広報車を利用した認知活動	36	青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
看板・標識等の設置	35	宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
監視カメラの設置	31	宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県、沖縄県
不法投棄ホットラインの運用	27	山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、奈良県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県
条例の制定	19	宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、三重県、兵庫県、鳥取県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県
その他不法投棄対策	19	宮城県、山形県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、大阪府、岡山県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県

表 2.6-1(2) ごみ等を捨てる行為の防止措置の実績（全事業の合計）

都道府県名	活なパ 動どの のロ 監視	清掃 活動	を（作啓 含ポ成発 むパ・ス資 ネス材 ルタ付の	ン（の啓 トンキ発 実・ヤの 施インた ペベめ	の業界 連界団 携体と	動し報広 た車報 認を誌 知利や 活用広	等看 の板 設・標 置識	の監 設視 置カ メラ	のッ不 運ト法 ラ投 イ棄 ンホ	条 例 の 制 定	投 棄 の 他 不 法 策
北海道											
青森県		○	○			○					
岩手県	○										
宮城県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
秋田県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
山形県	○	○		○	○	○	○	○	○		○
福島県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
茨城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
埼玉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千葉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都	○	○	○	○		○					
神奈川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山県	○	○	○	○	○	○		○	○		
石川県	○	○		○	○				○		○
福井県	○	○			○		○				
山梨県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
長野県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
愛知県	○	○	○	○	○						
三重県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
滋賀県	○	○				○			○		
京都府	○	○	○	○	○	○	○	○			
大阪府	○	○	○	○			○				○
兵庫県	○	○	○	○	○	○	○			○	
奈良県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
和歌山県	○		○				○	○			
鳥取県	○	○		○					○		
島根県	○	○	○		○		○	○		○	
岡山県	○	○		○	○	○	○		○		○
広島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
山口県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
徳島県	○	○	○	○	○	○		○	○		
香川県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
愛媛県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
高知県	○	○	○								○
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
佐賀県	○	○		○	○	○	○	○	○		○
長崎県	○	○	○	○	○	○			○		
熊本県	○	○	○		○		○				
大分県	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
宮崎県	○	○		○	○	○	○		○		
鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
沖縄県	○	○	○	○	○	○	○	○			
合計：47	45	44	38	38	37	36	35	31	27	19	19



表 2.6-2(1) ごみ等を捨てる行為の防止措置の実績(補助金活用あり)

実 績	都道府県数	都道府県名
清掃活動	24	青森県、宮城県、秋田県、富山県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県
啓発資材の作成・配付(ポスター・パネルを含む)	16	青森県、秋田県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、岡山県、山口県、徳島県、長崎県、熊本県、大分県
業界団体との連携	12	福井県、愛知県、京都府、兵庫県、岡山県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
パトロールなどの監視活動	10	愛知県、三重県、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県
啓発のためのキャンペーン・イベント実施	12	秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、岡山県、山口県、徳島県、長崎県
看板・標識等の設置	7	静岡県、三重県、大阪府、島根県、岡山県、熊本県、大分県
広報誌や広報車を利用した認知活動	3	秋田県、三重県、長崎県
監視カメラの設置	1	三重県
その他不法投棄対策	3	岡山県、高知県、大分県

表 2.6-2(2) ごみ等を捨てる行為の防止措置の実績(補助金活用あり)

都道府県名	活なパ 動どの のロ 監視	清掃 活動	を(作啓 含・ポ成発 む・パス・資 ネス配材 ルタ付の	ン(の啓 トンキ発 実・ヤの 施インた べぺめ	の業 連界 携団 体と	動し報広 た車報 認を誌 知利や 活用広	等看 の板・ 設置標 識	の監 設視 置カ メラ	のッ不 運ト法 ラ投 イ棄 ンホ	条 例 の 制 定	投 棄 の 他 不 法 策
北海道											
青森県		○	○								
岩手県											
宮城県		○									
秋田県		○	○	○		○					
山形県											
福島県											
茨城県											
栃木県											
群馬県											
埼玉県											
千葉県			○								
東京都			○	○							
神奈川県			○								
新潟県				○							
富山県		○		○							
石川県											
福井県		○			○						
山梨県											
長野県											
岐阜県											
静岡県		○	○				○				
愛知県	○	○	○	○	○						
三重県	○	○	○	○		○	○	○			
滋賀県											
京都府		○		○	○						
大阪府							○				
兵庫県		○	○	○	○						
奈良県											
和歌山県			○								
鳥取県											
島根県	○	○					○				
岡山県		○	○	○	○		○				○
広島県		○									
山口県		○	○	○							
徳島県		○	○	○	○						
香川県		○									
愛媛県		○			○						
高知県											○
福岡県	○	○			○						
佐賀県	○	○									
長崎県	○	○	○	○	○	○					
熊本県	○	○	○		○		○				
大分県	○	○	○				○				○
宮崎県											
鹿児島県	○	○			○						
沖縄県	○	○			○						
合計：47	10	24	16	12	12	3	7	1	0	0	3

※全事業の合計と比較できるように、全事業の合計で該当する欄にシェードを付けた。

表 2.6-3(1) ごみ等を捨てる行為の防止措置の実績(補助金活用なし)

実 績	都道府県数	都道府県名
パトロールなどの監視活動	35	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、宮崎県
広報誌や広報車を利用した認知活動	33	青森県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
監視カメラの設置	30	宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県、沖縄県
看板・標識等の設置	28	宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
不法投棄ホットラインの運用	27	山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、奈良県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県
啓発のためのキャンペーン・イベント実施	26	宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
業界団体との連携	25	宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、奈良県、鳥根県、広島県、山口県、香川県、佐賀県、宮崎県
啓発資材の作成・配付(ポスター・パネルを含む)	22	宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、岐阜県、京都府、大阪府、奈良県、鳥根県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、鹿児島県、沖縄県
清掃活動	20	山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、大阪府、奈良県、鳥取県、高知県、宮崎県
条例の制定	19	宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、三重県、兵庫県、鳥根県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県
その他不法投棄対策	16	宮城県、山形県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、大阪府、福岡県、佐賀県、鹿児島県

表 2.6-3(2) ごみ等を捨てる行為の防止措置の実績(補助金活用なし)

都道府県名	活なパ 動どの の口 監視	清掃 活動	を(作啓 含)ポ成発 む)パ・資 ネス・材 ルタ付の	ン(の啓 トンキ発 実・ヤの 施インた べぺめ	の業 連界 携団 体と	動し報広 た車報 認を誌 知利や 活用広	等看 の板 設・ 置標 識	の監 設視 置カ メラ	のッ不 運ト法 ラ投 イ棄 ンホ	条 例 の 制 定	投 棄 の 他 策 不 法
北海道											
青森県						○					
岩手県	○										
宮城県	○		○	○	○	○	○	○		○	○
秋田県	○				○		○	○		○	
山形県	○	○		○	○	○	○	○	○		○
福島県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
茨城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
埼玉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千葉県	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
東京都	○	○				○					
神奈川県	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
富山県	○		○		○	○		○	○		
石川県	○	○		○	○				○		○
福井県	○						○				
山梨県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
長野県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	○			○	○	○	○	○	○		○
愛知県											
三重県					○		○		○	○	
滋賀県	○	○				○			○		
京都府	○		○			○	○	○			
大阪府	○	○	○	○							○
兵庫県	○					○	○			○	
奈良県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
和歌山県	○						○	○			
鳥取県	○	○		○					○		
島根県	○		○		○			○		○	
岡山県	○					○			○		
広島県	○		○	○	○	○	○	○	○		
山口県	○				○	○	○	○	○		
徳島県	○					○		○	○		
香川県	○		○	○	○	○	○	○		○	
愛媛県	○		○	○		○	○	○		○	
高知県	○	○	○								
福岡県			○	○		○	○	○		○	○
佐賀県				○		○	○	○	○		○
長崎県					○				○		
熊本県											
大分県				○		○		○	○	○	
宮崎県	○	○		○	○	○	○		○		
鹿児島県			○	○		○	○	○	○		○
沖縄県			○	○		○	○	○			
合計：47	35	20	22	26	25	33	28	30	27	19	16

※全事業の合計と比較できるように、全事業の合計で該当する欄にシェードを付けた。

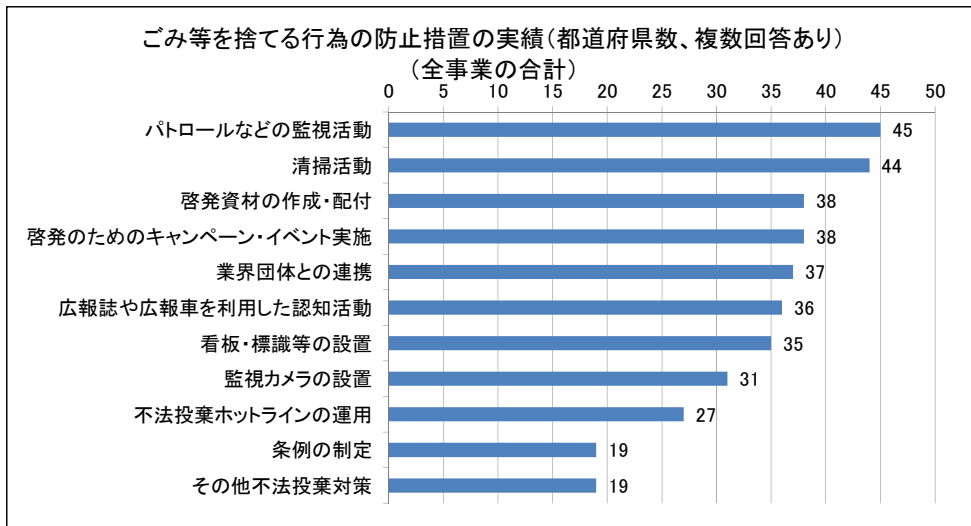


図 2.6-1 ごみ等を捨てる行為の防止措置の実績(全事業の合計)

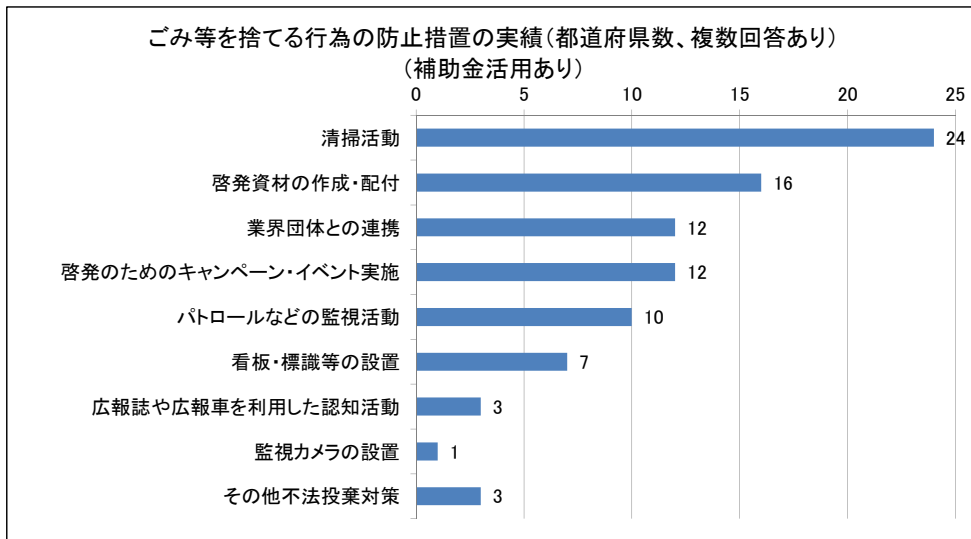


図 2.6-2 ごみ等を捨てる行為の防止措置の実績(補助金活用あり)

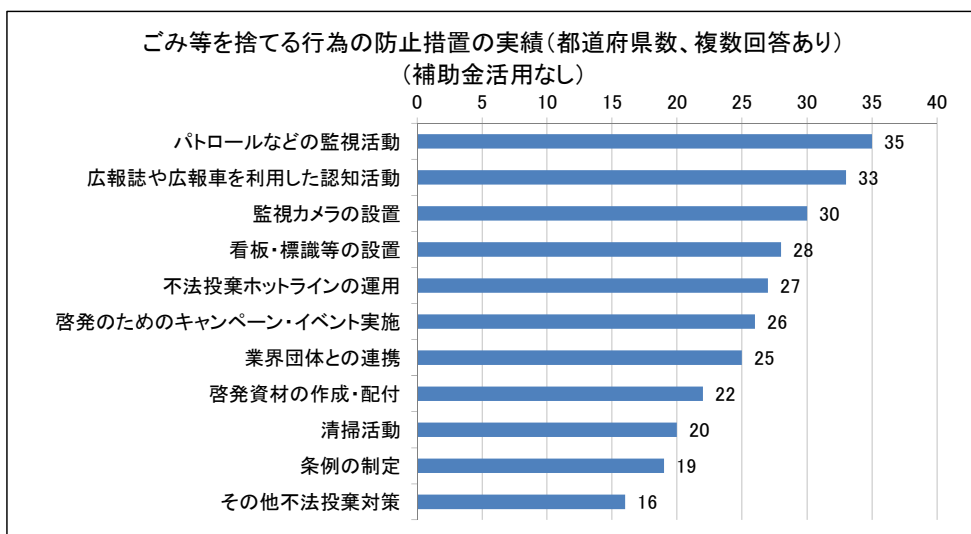


図 2.6-3 ごみ等を捨てる行為の防止措置の実績(補助金活用なし)

## 2.7 民間団体との連携、活動に対する支援の実績及びその際の安全性確保のための配慮の実績（法第25条第1項及び第2項）

### （1）民間団体との連携・活動に対する支援の実績

民間団体との連携・活動に体する支援の実績は、表 2.7-1～表 2.7-4、図 2.7-1～図 2.7-3に示した。

民間団体との連携・活動に体する支援の実績は、全事業の合計では、多くの自治体で、「ボランティア活動との連携・支援」、「清掃イベントの開催」が多かった。次いで、「民間によるイベントの開催」が多かった。

補助金活用ありでもなしでも、「ボランティア活動との連携・支援」、「清掃イベントの開催」が多かった。補助金を活用した支援の実績が、補助金活用なしよりも多かった。

表 2.7-1 民間団体との連携・活動に対する支援の実績（全事業の合計）

実 績	都道府県数	都道府県名
ボランティア活動との連携・支援	36	北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
清掃イベントの開催	34	北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
民間によるイベントの後援	19	秋田県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、鹿児島県
交流会の開催	9	神奈川県、富山県、三重県、京都府、大阪府、岡山県、福岡県、長崎県、沖縄県
その他の活動	7	千葉県、東京都、富山県、石川県、鳥取県、福岡県、鹿児島県

表 2.7-2 民間団体との連携・活動に対する支援の実績（補助金活用あり）

実績	都道府県数	都道府県名
清掃イベントの開催	23	北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、東京都、富山県、福井県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県
ボランティア活動との連携・支援	22	北海道、青森県、秋田県、茨城県、富山県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
民間によるイベントの後援	5	静岡県、京都府、兵庫県、岡山県、長崎県
交流会の開催	4	三重県、岡山県、長崎県、沖縄県
その他の活動	2	東京都、鹿児島県

表 2.7-3 民間団体との連携・活動に対する支援の実績（補助金活用なし）

実績	都道府県数	都道府県名
ボランティア活動との連携・支援	14	宮城県、福島県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、大阪府、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、宮崎県
民間によるイベントの後援	14	秋田県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、三重県、島根県、広島県、香川県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県
清掃イベントの開催	11	千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、大阪府、島根県、高知県、佐賀県、宮崎県、沖縄県
交流会の開催	5	神奈川県、富山県、京都府、大阪府、福岡県
その他の活動	5	千葉県、富山県、石川県、鳥取県、福岡県

表 2.7-4 民間団体との連携・活動に対する支援の実績

都道府県名	全事業の合計					補助金活用あり					補助金活用なし				
	ボランティア活動との連携・支援	清掃イベントの開催	民間によるイベントの後援	交流会の開催	その他の活動	ボランティア活動との連携・支援	清掃イベントの開催	民間によるイベントの後援	交流会の開催	その他の活動	ボランティア活動との連携・支援	清掃イベントの開催	民間によるイベントの後援	交流会の開催	その他の活動
北海道	○	○				○	○								
青森県	○	○				○	○								
宮城県	○										○				
秋田県	○	○	○			○	○						○		
山形県		○					○								
福島県	○										○				
茨城県	○	○				○	○								
千葉県	○	○	○		○						○	○	○		○
東京都		○			○		○			○					
神奈川県	○	○	○	○							○	○	○	○	
新潟県	○	○									○	○			
富山県	○	○	○	○	○	○	○						○	○	○
石川県	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○
福井県	○	○	○			○	○						○		
岐阜県	○	○	○								○	○	○		
静岡県	○	○	○			○	○	○							
愛知県	○					○									
三重県	○	○	○	○		○	○		○				○		
京都府	○	○	○	○		○	○	○						○	
大阪府	○	○		○							○	○		○	
兵庫県	○	○	○			○	○	○							
和歌山県	○					○									
鳥取県					○										○
島根県	○	○	○			○						○	○		
岡山県	○	○	○	○		○	○	○	○						
広島県	○	○	○			○	○						○		
山口県	○	○				○	○								
徳島県	○	○				○	○								
香川県	○	○	○				○				○		○		
愛媛県	○	○	○				○				○		○		
高知県	○	○									○	○			
福岡県	○	○		○	○		○				○			○	○
佐賀県	○	○	○			○						○	○		
長崎県	○	○	○	○		○	○	○	○						
熊本県	○	○				○	○								
大分県	○	○					○				○				
宮崎県	○	○									○	○			
鹿児島県	○	○	○		○	○	○			○		○			
沖縄県	○	○		○		○			○			○			
合計：39	36	34	19	9	7	22	23	5	4	2	14	11	14	5	5

\*全事業の合計と比較できるように、「補助金活用あり・なし」では、全事業の合計で該当する欄にシェードを付けた。



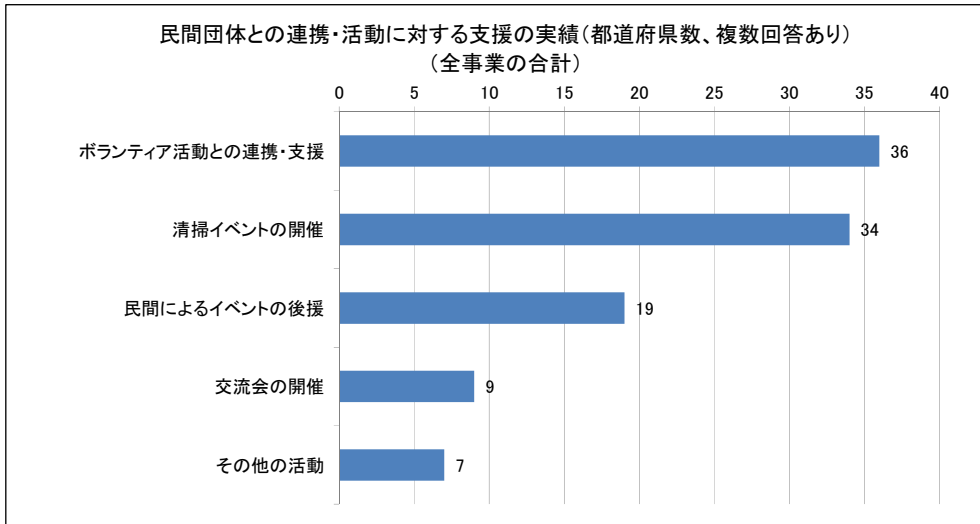


図 2.7-1 連携・活動に対する支援の実績(全事業の合計)

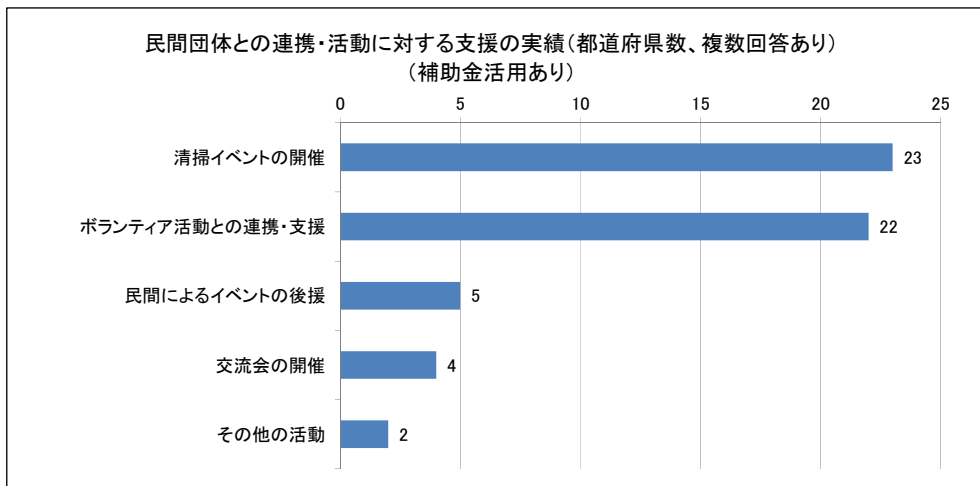


図 2.7-2 連携・活動に対する支援の実績(補助金活用あり)

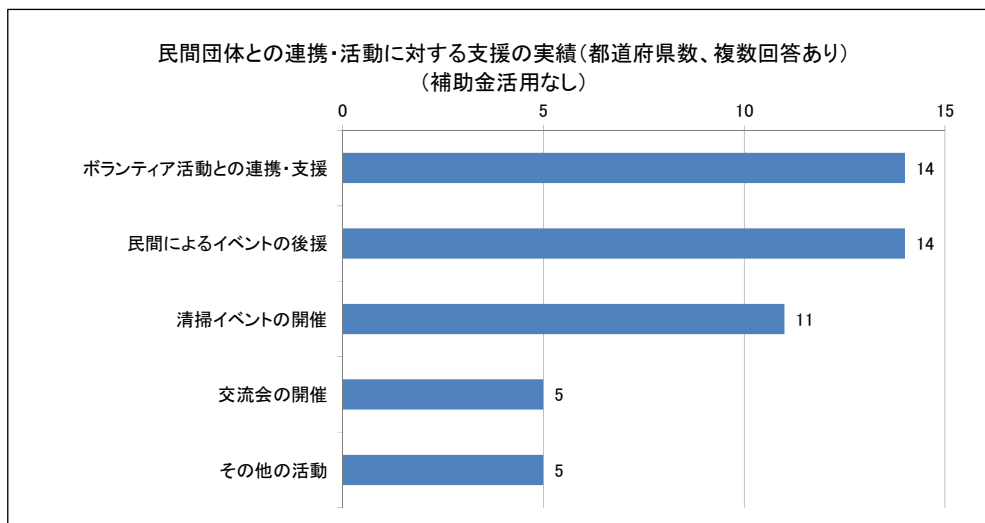


図 2.7-3 連携・活動に対する支援の実績(補助金活用なし)

## (2) 安全配慮の実績

安全配慮の実績は、表 2.7-5～表 2.7-8、図 2.7-4～図 2.7-6に示した。

安全配慮の実績は、全事業の合計では、多くの自治体で、「ボランティア活動に対する保険支援」が多かった。次いで、「海岸漂着物等の取り扱いに関する指導」が多かった。

補助金活用ありでもなしでも、「ボランティア活動に対する保険支援」が多かった。補助金を活用しない支援の実績が、補助金活用ありよりも多かった。

表 2.7-5 安全配慮の実績（全事業の合計）

安全配慮の実績	都道府県数	都道府県名
ボランティア活動に対する保険支援	28	青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、富山県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県
海岸漂着物等の取り扱いに関する指導	18	宮城県、秋田県、茨城県、千葉県、新潟県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県
海岸清掃マニュアルの策定・周知	8	茨城県、千葉県、鳥根県、岡山県、山口県、愛媛県、長崎県、鹿児島県
その他の活動	2	神奈川県、福岡県

表 2.7-6 安全配慮の実績（補助金活用あり）

安全配慮の実績	都道府県数	都道府県名
ボランティア活動に対する保険支援	15	青森県、秋田県、山形県、茨城県、富山県、福井県、三重県、兵庫県、和歌山県、岡山県、香川県、愛媛県、長崎県、大分県、鹿児島県
海岸漂着物等の取り扱いに関する指導	6	秋田県、三重県、兵庫県、岡山県、熊本県、鹿児島県
海岸清掃マニュアルの策定・周知	2	岡山県、愛媛県
その他の活動	0	

表 2.7-7 安全配慮の実績（補助金活用なし）

安全配慮の実績	都道府県数	都道府県名
ボランティア活動に対する保険支援	13	宮城県、福島県、千葉県、岐阜県、静岡県、京都府、大阪府、鳥根県、広島県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県
海岸漂着物等の取り扱いに関する指導	12	宮城県、茨城県、千葉県、新潟県、静岡県、京都府、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、長崎県、大分県
海岸清掃マニュアルの策定・周知	7	茨城県、千葉県、鳥根県、山口県、長崎県、鹿児島県
その他の活動	2	神奈川県、福岡県

表 2.7-8 安全配慮の実績

都道府県名	全事業の合計				補助金活用あり				補助金活用なし			
	ボランティア活動に 対する保険支援	海岸漂着物等の取 扱いに関する指導	海岸清掃マニ ユアルの策定・周知	その他の活動	ボランティア活動に 対する保険支援	海岸漂着物等の取 扱いに関する指導	海岸清掃マニ ユアルの策定・周知	その他の活動	ボランティア活動に 対する保険支援	海岸漂着物等の取 扱いに関する指導	海岸清掃マニ ユアルの策定・周知	その他の活動
北海道												
青森県	○				○							
宮城県	○	○							○	○		
秋田県	○	○			○	○						
山形県	○				○							
福島県	○								○			
茨城県	○	○	○		○					○	○	
千葉県	○	○	○						○	○	○	
東京都												
神奈川県				○								○
新潟県		○								○		
富山県	○				○							
石川県												
福井県	○				○							
岐阜県	○								○			
静岡県	○	○							○	○		
愛知県												
三重県	○	○			○	○						
京都府	○	○							○	○		
大阪府	○								○			
兵庫県	○	○			○	○						
和歌山県	○				○							
鳥取県												
島根県	○		○						○		○	
岡山県	○	○	○		○	○	○					
広島県	○	○							○	○		
山口県			○								○	
徳島県	○	○							○	○		
香川県	○	○			○					○		
愛媛県	○	○	○		○		○			○		
高知県	○								○			
福岡県	○			○					○			○
佐賀県	○								○			
長崎県	○	○	○		○					○	○	
熊本県		○				○						
大分県	○	○			○					○		
宮崎県												
鹿児島県	○	○	○		○	○					○	
沖縄県												
合計：39	28	18	8	2	15	6	2	0	13	12	6	2

\*全事業の合計と比較できるように、「補助金活用あり・なし」では、全事業の合計で該当する欄にシェードを付けた。

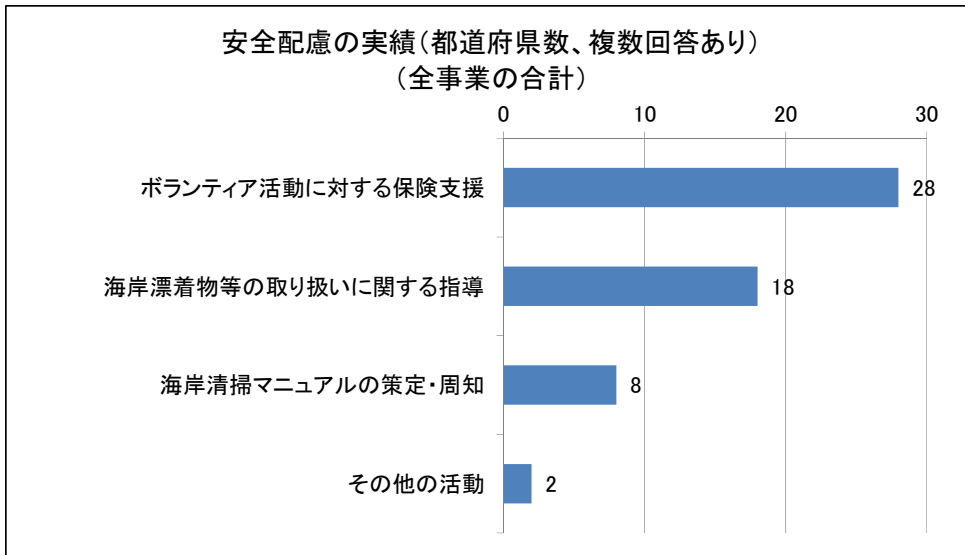


図 2.7-4 安全配慮の実績(全事業の合計)

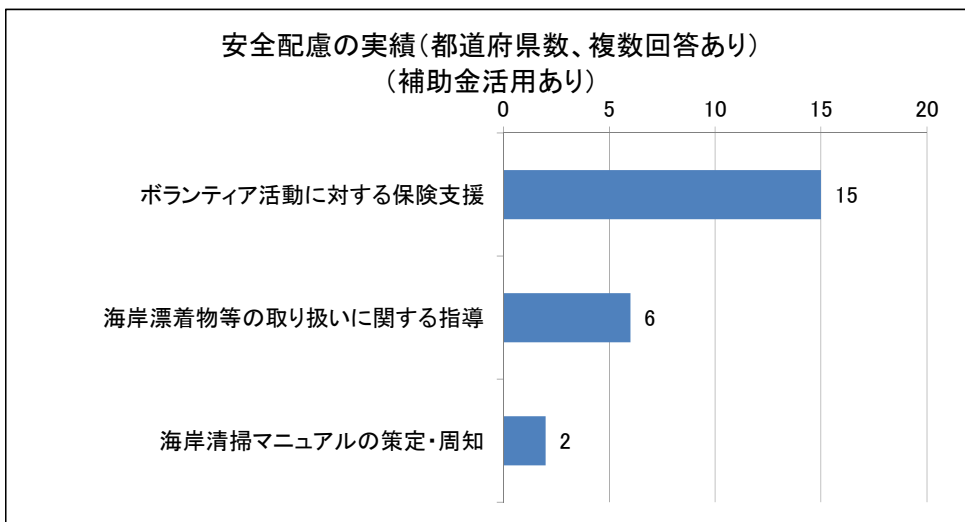


図 2.7-5 安全配慮の実績(補助金活用あり)

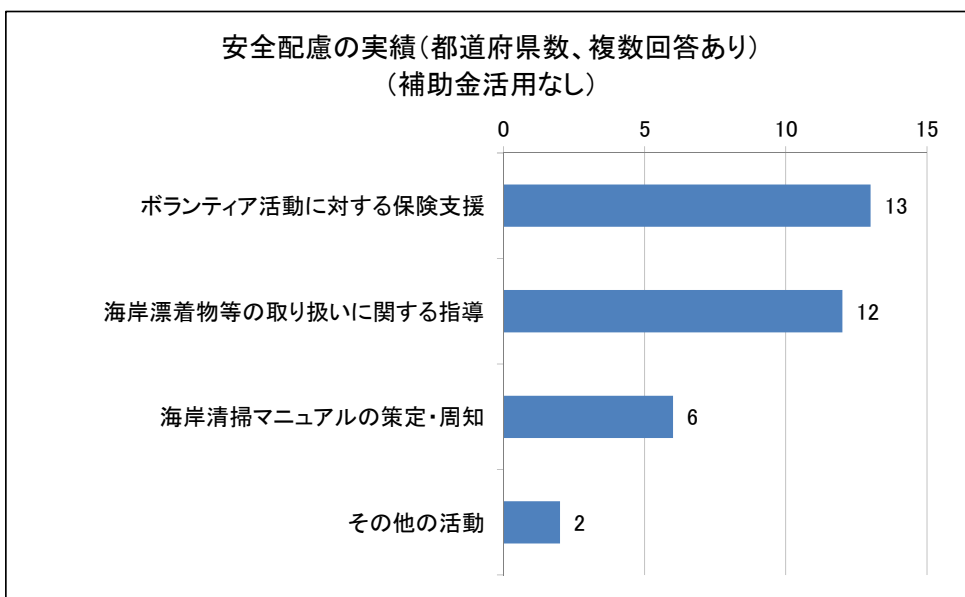


図 2.7-6 安全配慮の実績(補助金活用なし)

### (3) 連携した民間団体等

連携した民間団体等は、表 2.7-9、図 2.7-7に示した。

連携した民間団体等は、「自治会/町内会」、「NPO団体」、「業界団体（漁業協同組合など）」との連携が多かった。

表 2.7-9 連携した民間団体等

連携した民間団体等	都道府県数
自治会/町内会	30
NPO団体	29
業界団体（漁業協同組合など）	27
企業等	23
その他	23

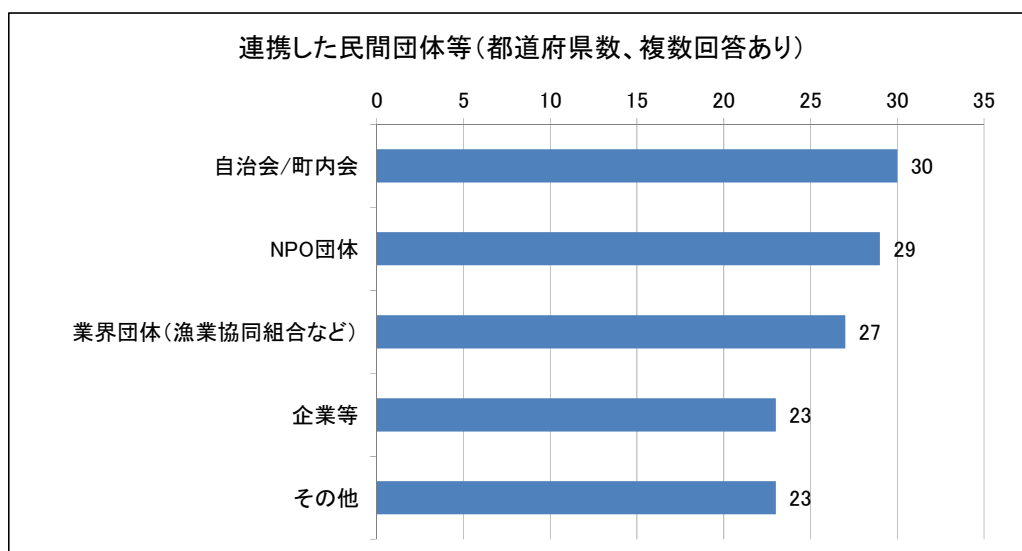


図 2.7-7 連携した民間団体等

(4) 海岸漂着物等の処理等の推進に寄与した民間団体や個人の表彰

海岸漂着物等の処理等の推進に寄与した民間団体や個人の表彰実績は、表 2.7-10、表 2.7-11、図 2.7-8 に示した。

民間団体等の表彰の実施状況は、6自治体が表彰を実施していた。

表 2.7-10 民間団体等の表彰の実施状況

実施状況	都道府県数
表彰した	6
表彰していない	41
計	47

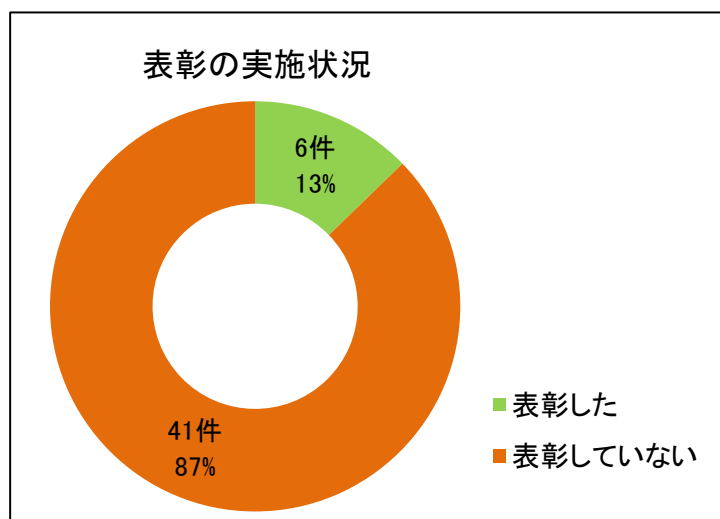


図 2.7-8 民間団体等の表彰の実施状況

表 2.7-11 表彰された民間団体や個人の名称・所属

都道府県名	表彰された民間団体や個人の名称・所属
静岡県	(御前崎市が表彰) KEEP OUR BEACH CLEAN委員会、御前崎地区代表 小野田氏
三重県	鳥羽清港会前会長 中村幸昭
大阪府	岬町小島地区まちづくり推進協議会、堺旧港もてなしの心、りんくう花火実行委員会、浜寺諏訪森西3丁会、同4丁会
島根県	塩田万寿会(地域組織)
佐賀県	建設業協会佐賀、小城建設業協会、杵島建設業協会、藤津建設業協会、佐賀県土木協会、佐賀県港湾建設協会、佐賀県有明海港湾漁港建設協会、有明海漁業協同組合、(NPO法人)みなくるSAGA
大分県	杵築市まちピカ運動推進委員会(おおいたうつくし作戦功労者表彰)

## 2.8 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（法第26条、第27条）

海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発は、表 2.8-1～表 2.8-3、図 2.8-1～図 2.8-3に示した。

環境教育の推進、普及啓発は、全事業の合計では、「清掃活動・クリーンアップ活動」、「パンフレット・ポスター・パネルの作成・啓発素材の配布等」、「マスメディアなどによる啓発活動」、「環境イベント・フォーラム・キャンペーン実施による啓発活動」が多かった。次いで、「他団体との連携」、「研修会・講座等の実施」が多かった。多くの自治体で多様な活動実績が見られた。

補助金活用ありでは、「清掃活動・クリーンアップ活動」、「パンフレット・ポスター・パネルの作成・啓発素材の配布等」が多かった。補助金活用なしでは、「マスメディアなどによる啓発活動」、「他団体との連携」、「環境イベント・フォーラム・キャンペーン実施による啓発活動」、「研修会・講座等の実施」が多かった。補助金活用ありとなしでは、活動内容が異なっていた。

表 2.8-1(1) 環境教育・普及啓発の実績（全事業の合計）

実績	都道府県数	都道府県名
清掃活動・クリーンアップ活動	33	青森県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
パンフレット・ポスター・パネルの作成・啓発素材の配布等	31	青森県、宮城県、秋田県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県
マスメディアなどによる啓発活動	31	北海道、青森県、宮城県、秋田県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県、沖縄県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン実施による啓発活動	31	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、沖縄県
他団体との連携	27	宮城県、秋田県、福島県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
研修会・講座等の実施	25	北海道、宮城県、秋田県、山形県、栃木県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、沖縄県
ポスターや写真のコンテストの実施	10	宮城県、栃木県、千葉県、新潟県、岐阜県、愛知県、京都府、岡山県、山口県、福岡県
学校・企業による交流会の実施	8	千葉県、神奈川県、富山県、岐阜県、島根県、広島県、香川県、沖縄県
関係団体による交流会の実施	7	神奈川県、富山県、三重県、京都府、岡山県、福岡県、沖縄県
国際交流事業の実施	7	神奈川県、富山県、三重県、島根県、山口県、長崎県、沖縄県
人材育成	5	山形県、神奈川県、京都府、兵庫県、香川県
その他の活動	13	宮城県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、愛媛県、高知県、福岡県、鹿児島県



表 2.8-1(2) 環境教育・普及啓発の実績（全事業の合計）

都道府県名	清掃活動・クリーンアップ活動	等成・啓発素材の配布	パンフレット・ポスター・パネルの制作	よる啓発活動	マスメディアなどに	環境イベント・フォーラム・キャンペーン・活動の実施による啓発活動	他団体との連携	研修会・講座等の実施	ポスターや写真のコンテストの実施	学校・企業による交流の実施	関係団体による交流の実施	国際交流事業の実施	人材育成	その他の活動
北海道				○	○			○						
青森県	○	○	○	○	○									
宮城県	○	○	○	○	○	○	○	○						○
秋田県	○	○	○	○	○	○	○							
山形県	○					○		○					○	
福島県							○							
茨城県	○	○	○	○	○									
栃木県	○	○	○	○	○			○	○					
千葉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
東京都			○	○	○	○								○
神奈川県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
新潟県	○	○	○	○	○	○		○	○					
富山県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
石川県						○	○							○
福井県	○						○							
岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
静岡県	○	○	○	○	○	○	○	○						
愛知県		○	○	○	○	○		○						○
三重県	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		
京都府	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○
大阪府	○	○	○	○	○	○	○							
兵庫県	○	○	○	○	○	○	○						○	
和歌山県	○	○	○	○	○									
鳥取県				○	○		○							
島根県	○		○	○	○	○	○			○		○		
岡山県	○	○	○	○	○	○	○	○			○			
広島県	○	○	○	○	○	○	○			○				
山口県	○	○	○	○	○	○			○			○		
徳島県	○	○	○	○	○	○	○							
香川県	○	○	○	○	○	○	○			○			○	
愛媛県														○
高知県	○	○												○
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○			○			○
佐賀県	○	○	○	○	○	○	○							
長崎県	○	○				○	○	○				○		
熊本県	○	○					○							
大分県	○	○	○	○	○			○						
宮崎県	○													
鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○							○
沖縄県	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		
合計：40	33	31	31	31	31	27	25	10	8	7	7	7	5	13

表 2.8-2(1) 環境教育・普及啓発の実績（補助金活用あり）

実 績	都道府県数	都道府県名
清掃活動・クリーンアップ活動	22	青森県、秋田県、山形県、茨城県、富山県、福井県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県
パンフレット・ポスター・パネルの作成・啓発素材の配布等	19	青森県、秋田県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、愛知県、三重県、岡山県、和歌山県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン実施による啓発活動	14	秋田県、山形県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、三重県、兵庫県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、長崎県
マスメディアなどによる啓発活動	12	青森県、秋田県、東京都、富山県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、香川県、大分県
研修会・講座等の実施	9	秋田県、山形県、三重県、兵庫県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、長崎県、
他団体との連携	9	愛知県、兵庫県、岡山県、徳島県、香川県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
人材育成	4	山形県、京都府、兵庫県、香川県
国際交流事業の実施	3	島根県、長崎県、沖縄県
ポスターや写真のコンテストの実施	3	愛知県、岡山県、山口県
学校・企業による交流会の実施	2	島根県、沖縄県
関係団体による交流会の実施	2	沖縄県
その他の活動	6	東京都、神奈川県、石川県、愛知県、愛媛県、高知県

表 2.8-2(2) 環境教育・普及啓発の実績（補助金活用あり）

都道府県名	清掃活動・クリーンアップ活動	等成・啓発素材の配布	パンフレット・ポスター・パネルの制作	よる啓発活動	マスメディアなどに	環境イベント・フォーラム・キャンペーン・活動による啓発活動	他団体との連携	研修会・講座等の実施	ポスターや写真のコンテストの実施	学校・企業による交流の実施	関係団体による交流の実施	国際交流事業の実施	人材育成	その他の活動
北海道														
青森県	○	○	○											
宮城県														
秋田県	○	○	○	○				○						
山形県	○			○				○					○	
福島県														
茨城県	○	○												
栃木県														
千葉県		○												
東京都		○	○	○										○
神奈川県		○												○
新潟県				○										
富山県	○	○	○	○										
石川県														○
福井県	○													
岐阜県														
静岡県	○													
愛知県		○	○	○	○			○						○
三重県	○	○	○	○				○						
京都府	○												○	
大阪府														
兵庫県	○			○			○	○					○	
和歌山県	○	○	○											
鳥取県			○											
島根県			○					○			○			
岡山県	○	○	○	○			○	○			○			
広島県	○													
山口県	○	○		○				○						
徳島県	○	○		○			○	○						
香川県	○	○	○	○			○	○					○	
愛媛県														○
高知県														○
福岡県	○	○		○										
佐賀県														
長崎県	○	○		○			○	○				○		
熊本県	○	○					○							
大分県	○	○	○											
宮崎県														
鹿児島県	○	○					○							
沖縄県	○						○		○	○	○			
合計：40	22	19	12	14	9	9	3	2	2	2	3	4	6	

※全事業の合計と比較できるように、全事業の合計で該当する欄にシェードを付けた。

表 2.8-3(1) 環境教育・普及啓発の実績（補助金活用なし）

実績	都道府県数	都道府県名
マスメディアなどによる啓発活動	19	北海道、宮城県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、新潟県、岐阜県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、山口県、徳島県、福岡県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県
他団体との連携	18	宮城県、秋田県、福島県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、鳥取県、島根県、広島県、福岡県、佐賀県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン実施による啓発活動	17	北海道、青森県、宮城県、栃木県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、京都府、大阪府、鳥取県、広島県、佐賀県、大分県、鹿児島県、沖縄県
研修会・講座等の実施	16	北海道、宮城県、栃木県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、岐阜県、静岡県、京都府、広島県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県、沖縄県
パンフレット・ポスター・パネルの作成・啓発素材の配布等	11	宮城県、栃木県、新潟県、岐阜県、静岡県、京都府、大阪府、広島県、高知県、佐賀県、沖縄県
清掃活動・クリーンアップ活動	11	宮城県、栃木県、千葉県、神奈川県、新潟県、岐阜県、大阪府、島根県、高知県、佐賀県、宮崎県
ポスターや写真のコンテストの実施	7	宮城県、栃木県、千葉県、新潟県、岐阜県、京都府、福岡県
学校・企業による交流会の実施	6	千葉県、神奈川県、富山県、岐阜県、広島県、香川県
関係団体による交流会の実施	5	神奈川県、富山県、三重県、京都府、福岡県
国際交流事業の実施	4	神奈川県、富山県、三重県、山口県
人材育成	1	神奈川県
その他の活動	7	宮城県、千葉県、富山県、岐阜県、京都府、福岡県、鹿児島県

表 2.8-3(2) 環境教育・普及啓発の実績（補助金活用なし）

都道府県名	清掃活動・クリーンアップ活動	等成・啓発素材の配布	パンフレット・ポスター・パネルの制作	よる啓発活動	マスメディアなどに	環境イベント・フォーラム・キャンペーン・活動による啓発活動	他団体との連携	研修会・講座等の実施	ポスターや写真のコンテストの実施	学校・企業による交流の実施	関係団体による交流の実施	国際交流事業の実施	人材育成	その他の活動
北海道				○		○		○						
青森県						○								
宮城県	○		○	○		○	○	○						○
秋田県							○							
山形県														
福島県							○							
茨城県				○										
栃木県	○		○	○		○		○	○					
千葉県	○			○		○	○	○	○	○				○
東京都														
神奈川県	○			○		○	○	○		○	○	○	○	
新潟県	○		○	○				○	○					
富山県							○	○		○	○	○		○
石川県						○	○							
福井県							○							
岐阜県	○		○	○		○	○	○	○	○				○
静岡県			○	○		○	○							
愛知県														
三重県							○				○	○		
京都府			○	○		○	○	○			○			○
大阪府	○		○	○		○								
兵庫県				○										
和歌山県														
鳥取県						○	○							
島根県	○						○							
岡山県														
広島県			○	○		○	○			○				
山口県				○								○		
徳島県				○										
香川県										○				
愛媛県														
高知県	○		○											
福岡県				○			○	○	○		○			○
佐賀県	○		○	○		○	○							
長崎県														
熊本県														
大分県						○		○						
宮崎県	○													
鹿児島県				○		○		○						○
沖縄県			○	○		○		○						
合計：40	11	11	19	17	18	16	7	6	5	4	1	7		

※全事業の合計と比較できるように、全事業の合計で該当する欄にシェードを付けた。

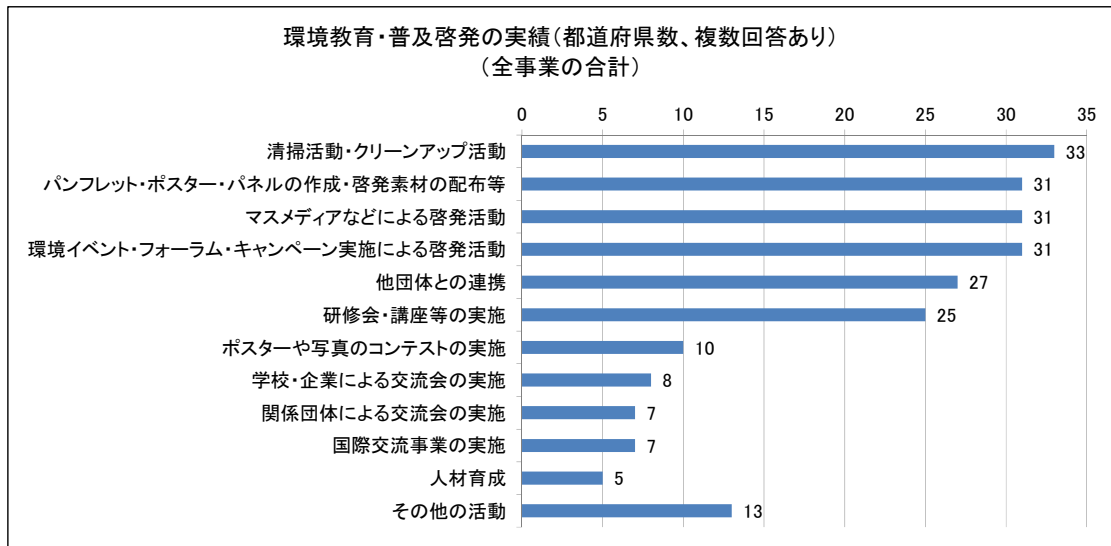


図 2.8-1 環境教育・普及啓発の実績(全事業の合計)

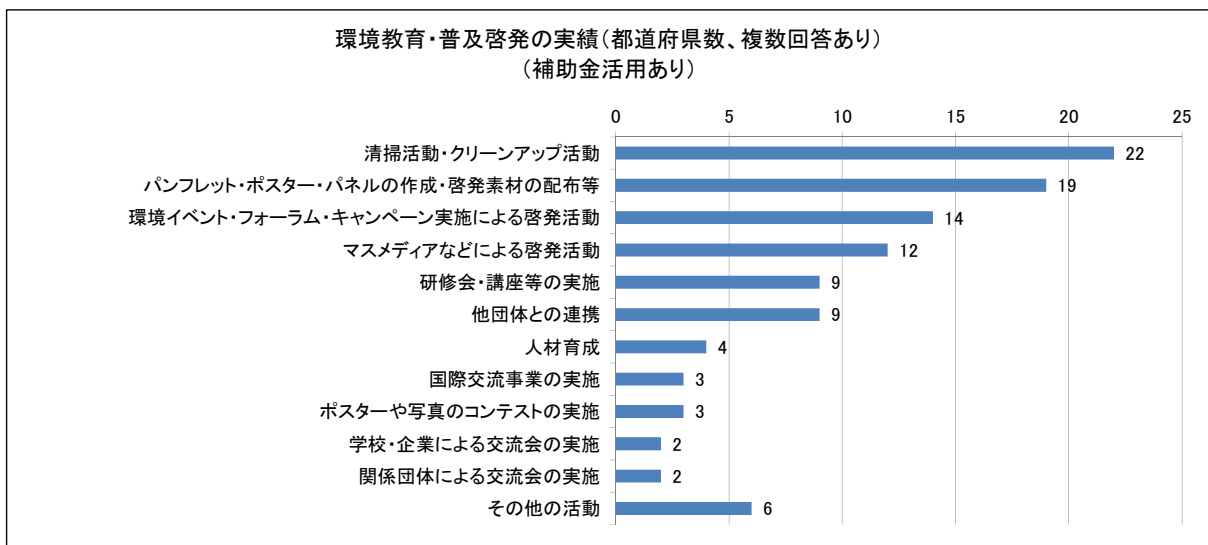


図 2.8-2 環境教育・普及啓発の実績(補助金活用あり)

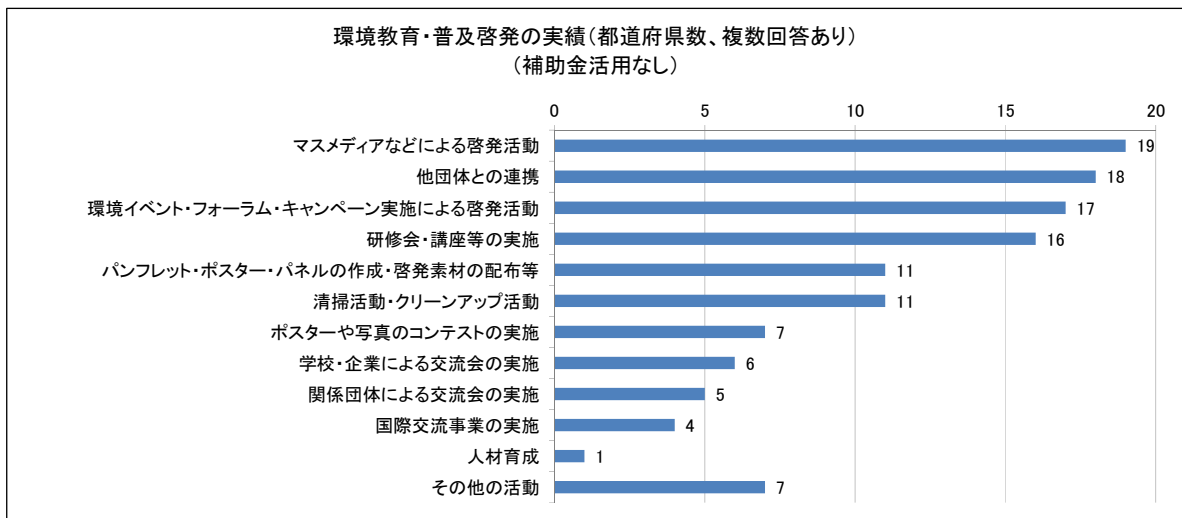


図 2.8-3 環境教育・普及啓発の実績(補助金活用なし)

## 2.9 発生抑制対策の実施状況(法第23条、26条、27条)

### (1) 特に波及効果があったと思われる取組

発生抑制対策で特に波及効果があったと思われる上位3位の取組は、表 2.9-1～表 2.9-3、図 2.9-1～図 2.9-3に示した。

特に波及効果があったと思われる上位3位の取組は、全事業の合計では、「清掃活動・クリーンアップ活動」が最も多く、次いで、「環境イベント・フォーラム・キャンペーン実施による啓発活動」、「パンフレット・ポスター・パネルの作成・啓発素材の配布等」が多かった。

補助金活用ありでは、全事業の合計と同様に、「清掃活動・クリーンアップ活動」が最も多く、次いで、「環境イベント・フォーラム・キャンペーン実施による啓発活動」、「パンフレット・ポスター・パネルの作成・啓発素材の配布等」が多かった。

補助金活用なしでは、「清掃活動・クリーンアップ活動」、「マスメディアなどによる啓発活動」が多かった。補助金活用ありとなしでは、やや状況が異なっていた。

表 2.9-1(1) 特に波及効果があったと思われる上位3位の取組(全事業の合計)

取組	都道府県数	都道府県名
清掃活動・クリーンアップ活動	34	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン実施による啓発活動	22	北海道、山形県、栃木県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県
パンフレット・ポスター・パネルの作成・啓発素材の配布等	21	青森県、宮城県、秋田県、栃木県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、岡山県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県
マスメディアなどによる啓発活動	17	青森県、宮城県、秋田県、福島県、神奈川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、和歌山県、鳥取県、岡山県、佐賀県、大分県、鹿児島県、沖縄県
他団体との連携	11	福島県、千葉県、石川県、福井県、長野県、京都府、大阪府、鳥取県、愛媛県、長崎県、熊本県、
研修会・講座等の実施	7	北海道、山形県、神奈川県、山梨県、岐阜県、広島県、愛媛県
国際交流事業の実施	3	島根県、長崎県、沖縄県
ポスターや写真のコンテストの実施	2	奈良県、山口県
学校・企業による交流会の実施	1	島根県
その他の対策	5	栃木県、東京都、石川県、高知県、熊本県

表 2.9-1(2) 特に波及効果があったと思われる上位3位の取組(全事業の合計)

都道府県名	清掃活動・ク リアップ活 動	啓発活動 による	環境イベ ン・フォー ム・キャン ペーン	成・啓発素 材の作 成	パ・ポスタ ルの作 成	マスメデ ィアに よる啓 発活動	携他団 体との 連	研修会・ 講座等 の実施	国際交 流事業 の実施	ポスター や写真 の実施	学校・企 業によ る交流 会の実 施	その他 の活動
北海道	○		○					○				
青森県	○				○	○						
岩手県												
宮城県	○				○	○						
秋田県	○				○	○						
山形県	○		○					○				
福島県	○					○	○					
茨城県												
栃木県			○		○							○
群馬県												
埼玉県												
千葉県	○		○				○					
東京都			○		○							○
神奈川県					○	○		○				
新潟県	○		○		○							
富山県	○		○		○							
石川県			○				○					○
福井県	○					○	○					
山梨県	○							○				
長野県	○					○	○					
岐阜県	○					○		○				
静岡県	○				○	○						
愛知県			○		○	○						
三重県	○		○		○							
滋賀県	○				○							
京都府	○		○				○					
大阪府	○		○				○					
兵庫県	○		○		○							
奈良県	○		○							○		
和歌山県						○						
鳥取県			○			○	○					
島根県	○								○		○	
岡山県			○		○	○						
広島県	○		○					○				
山口県	○		○							○		
徳島県	○		○		○							
香川県	○		○		○							
愛媛県			○				○	○				
高知県	○				○							○
福岡県	○		○		○							
佐賀県	○				○	○						
長崎県	○						○		○			
熊本県	○						○					○
大分県	○				○	○						
宮崎県	○											
鹿児島県	○				○	○						
沖縄県	○					○			○			
合計：47	34		22		21	17	11	7	3	2	1	5



表 2.9-2(1) 特に波及効果があったと思われる上位3位の取組(補助金活用あり)

取組	都道府県数	都道府県名
清掃活動・クリーンアップ活動	21	北海道、青森県、秋田県、山形県、富山県、福井県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県
パンフレット・ポスター・パネルの作成・啓発素材の配布等	15	青森県、秋田県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、愛知県、三重県、兵庫県、岡山県、徳島県、香川県、福岡県、大分県、鹿児島県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン実施による啓発活動	14	山形県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県
マスメディアなどによる啓発活動	7	青森県、秋田県、愛知県、和歌山県、鳥取県、岡山県、大分県
他団体との連携	4	福井県、愛媛県、長崎県、熊本県、
国際交流事業の実施	3	島根県、長崎県、沖縄県
研修会・講座等の実施	2	山形県、愛媛県
ポスターや写真のコンテストの実施	1	山口県
学校・企業による交流会の実施	1	島根県
その他の対策	4	東京都、石川県、高知県、熊本県

表 2.9-2(2) 特に波及効果があったと思われる上位3位の取組(補助金活用あり)

都道府県名	清掃活動・クリ ンアップ活動	環境イ ンフラメン ト・キ ャンペーン 実施	ポ スター・レ ット・パ ネ	マ ス メ デ ィ ア 活 動	他 団 体 と の 連 携	研 修 会 ・ 講 座 等 の 実 施	国 際 交 流 事 業 の 実 施	ポ ス タ ー や 写 真 の コ ン テ ス ト の 実 施	学 校 ・ 企 業 に よ る 交 流 会 の 実 施	そ の 他 の 活 動
北海道	○									
青森県	○		○	○						
岩手県										
宮城県										
秋田県	○		○	○						
山形県	○	○				○				
福島県										
茨城県										
栃木県										
群馬県										
埼玉県										
千葉県										
東京都		○	○							○
神奈川県			○							
新潟県		○	○							
富山県	○	○	○							
石川県										○
福井県	○				○					
山梨県						○				
長野県										
岐阜県										
静岡県	○									
愛知県		○	○	○						
三重県	○	○	○							
滋賀県										
京都府	○	○								
大阪府										
兵庫県	○	○	○							
奈良県										
和歌山県				○						
鳥取県				○						
島根県	○						○		○	
岡山県		○	○	○						
広島県	○									
山口県	○	○						○		
徳島県	○	○	○							
香川県	○	○	○							
愛媛県		○			○	○				
高知県										○
福岡県	○	○	○							
佐賀県										
長崎県	○				○		○			
熊本県	○				○					○
大分県	○		○	○						
宮崎県										
鹿児島県	○		○							
沖縄県	○						○			
合計：47	21	14	15	7	4	2	3	1	1	4

※全事業の合計と比較できるように、全事業の合計で該当する欄にシェードを付けた。

表 2.9-3(1) 特に波及効果があったと思われる上位3位の取組(補助金活用なし)

取組	都道府県数	都道府県名
清掃活動・クリーンアップ活動	13	宮城県、福島県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、大阪府、奈良県、高知県、佐賀県、宮崎県、
マスメディアなどによる啓発活動	10	宮城県、福島県、神奈川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン実施による啓発活動	8	北海道、栃木県、千葉県、石川県、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県
他団体との連携	7	福島県、千葉県、石川県、長野県、京都府、大阪府、鳥取県
パンフレット・ポスター・パネルの作成・啓発素材の配布等	6	宮城県、栃木県、静岡県、滋賀県、高知県、佐賀県
研修会・講座等の実施	5	神奈川県、山梨県、岐阜県、広島県
ポスターや写真のコンテストの実施	1	奈良県
その他の対策	1	栃木県

表 2.9-3(2) 特に波及効果があったと思われる上位3位の取組(補助金活用なし)

都道府県名	清掃活動 リサイクル アップ ブック	環境イ ン・フ ォー ム・キ ャ ン ペ ラ ン 実 施 に よ る 啓 発 活 動	環境イ ン・フ ォー ム・キ ャ ン ペ ラ ン 実 施 に よ る 啓 発 活 動	環境イ ン・フ ォー ム・キ ャ ン ペ ラ ン 実 施 に よ る 啓 発 活 動	環境イ ン・フ ォー ム・キ ャ ン ペ ラ ン 実 施 に よ る 啓 発 活 動	環境イ ン・フ ォー ム・キ ャ ン ペ ラ ン 実 施 に よ る 啓 発 活 動	環境イ ン・フ ォー ム・キ ャ ン ペ ラ ン 実 施 に よ る 啓 発 活 動	環境イ ン・フ ォー ム・キ ャ ン ペ ラ ン 実 施 に よ る 啓 発 活 動	環境イ ン・フ ォー ム・キ ャ ン ペ ラ ン 実 施 に よ る 啓 発 活 動	環境イ ン・フ ォー ム・キ ャ ン ペ ラ ン 実 施 に よ る 啓 発 活 動	環境イ ン・フ ォー ム・キ ャ ン ペ ラ ン 実 施 に よ る 啓 発 活 動
北海道		○					○				
青森県											
岩手県											
宮城県	○			○	○						
秋田県											
山形県											
福島県	○					○	○				
茨城県											
栃木県		○	○								○
群馬県											
埼玉県											
千葉県	○	○					○				
東京都											
神奈川県						○		○			
新潟県	○										
富山県											
石川県		○					○				
福井県						○					
山梨県	○							○			
長野県	○					○	○				
岐阜県	○					○		○			
静岡県				○	○						
愛知県											
三重県											
滋賀県	○			○							
京都府							○				
大阪府	○	○					○				
兵庫県											
奈良県	○	○							○		
和歌山県											
鳥取県		○					○				
島根県											
岡山県											
広島県		○						○			
山口県											
徳島県											
香川県											
愛媛県											
高知県	○			○							
福岡県											
佐賀県	○			○	○						
長崎県											
熊本県											
大分県											
宮崎県	○										
鹿児島県						○					
沖縄県						○					
合計：47	13	8	6	10	7	4	0	1	0	1	

※全事業の合計と比較できるように、全事業の合計で該当する欄にシェードを付けた。

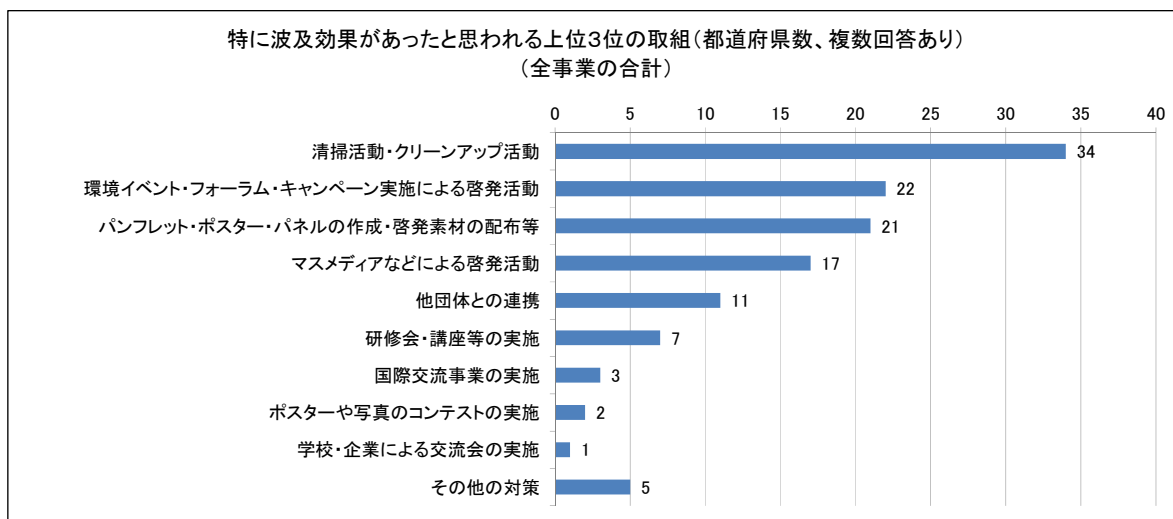


図 2.9-1 特に波及効果があったと思われる上位3位の取組(全事業の合計)

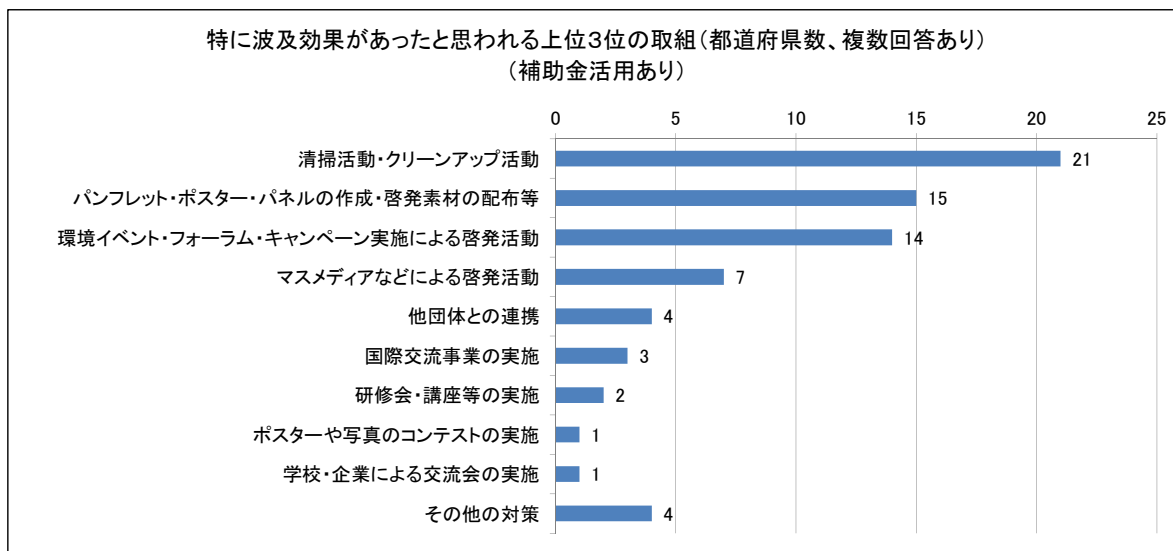


図 2.9-2 特に波及効果があったと思われる上位3位の取組(補助金活用あり)

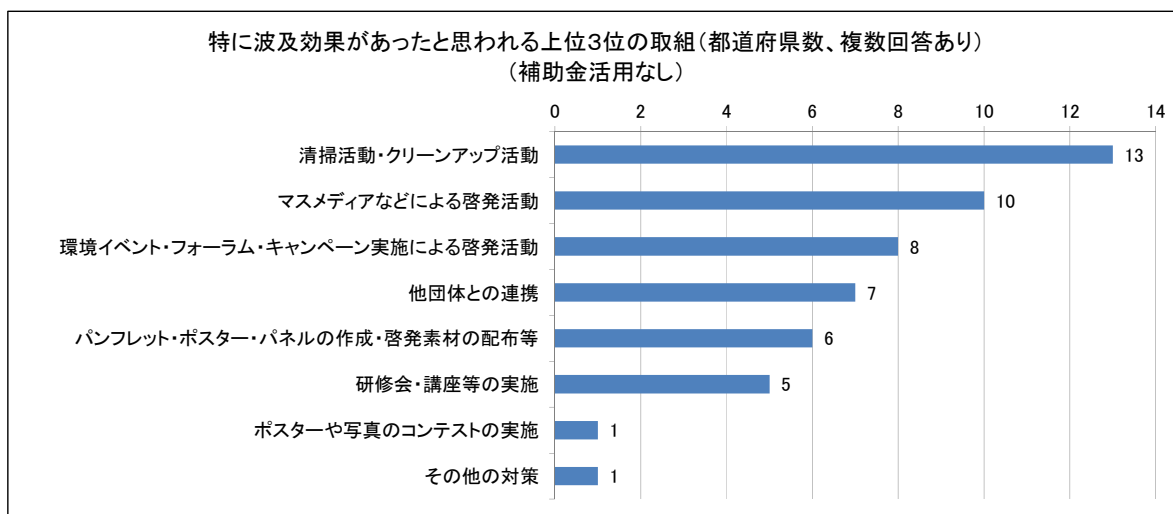


図 2.9-3 特に波及効果があったと思われる上位3位の取組(補助金活用なし)

(2) 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題

発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題は、表 2.9-4、図 2.9-4に示した。

発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題は、「より効果的な周知啓発方法」が最も多く、次いで、「より効果的な発生抑制対策の検討」、「外国を含め広域的な取組が必要」が多かった。

表 2.9-4 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題

検討課題	都道府県数	都道府県名
より効果的な周知啓発方法	11	青森県、秋田県、栃木県、神奈川県、富山県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、香川県
より効果的な発生抑制対策の検討	7	千葉県、東京都、新潟県、長野県、熊本県、大分県、鹿児島県
外国を含め広域的な取組が必要	5	山形県、千葉県、山口県、徳島県、長崎県
効果の評価方法	3	秋田県、奈良県、高知県
清掃活動等の継続的な実施	3	千葉県、福井県、岡山県
清掃活動の参加者層の高齢化	3	岐阜県、大阪府、香川県
大型の漁具や危険物等の処理	2	千葉県、福岡県
財政負担	1	宮城県
岩礁地帯などでの清掃活動	1	秋田県
内陸における山林等の適正管理	1	宮崎県
情報交換できるプラットフォームの構築	1	沖縄県

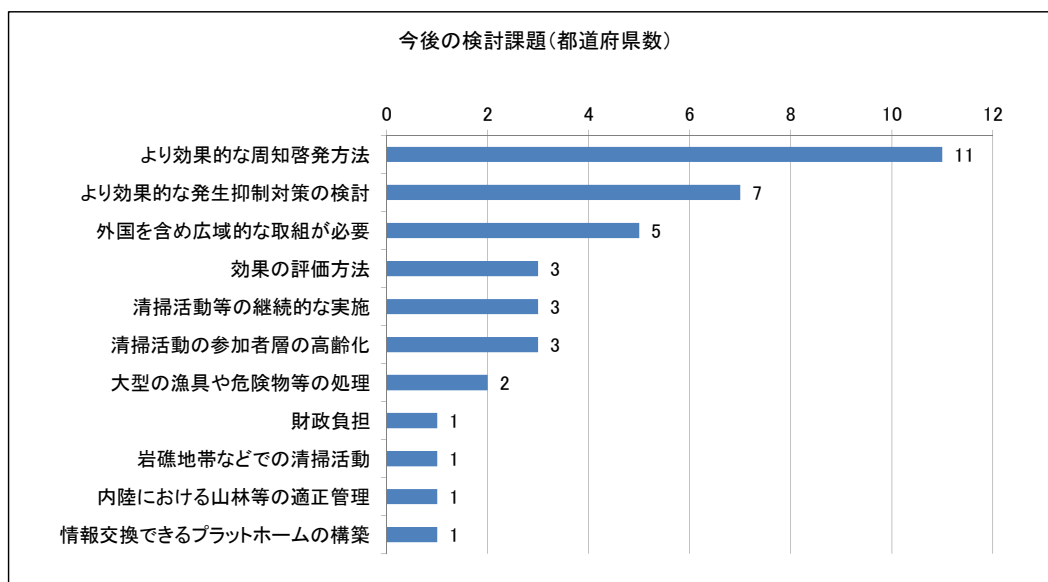


図 2.9-4 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題

## 2.10 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明（法第28条）

### （1）取り組みの実施状況

取り組みの実施状況は、表 2.10-1、表 2.10-2及び図 2.10-1に示した。

取り組みの実施状況は、21自治体で「取り組んだ」で、45%の自治体であった。主に東北日本海側、東海～四国太平洋側、瀬戸内海、九州東シナ海側に位置する自治体で取り組まれていた。

表 2.10-1 取り組みの実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
取り組んだ	21	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、静岡県、三重県、兵庫県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県
取り組んでいない	26	上記以外の都道府県

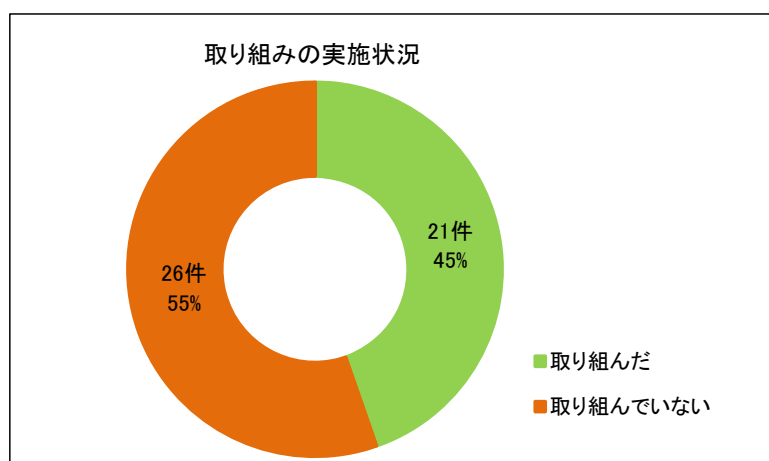


図 2.10-1(1) 取り組みの実施状況

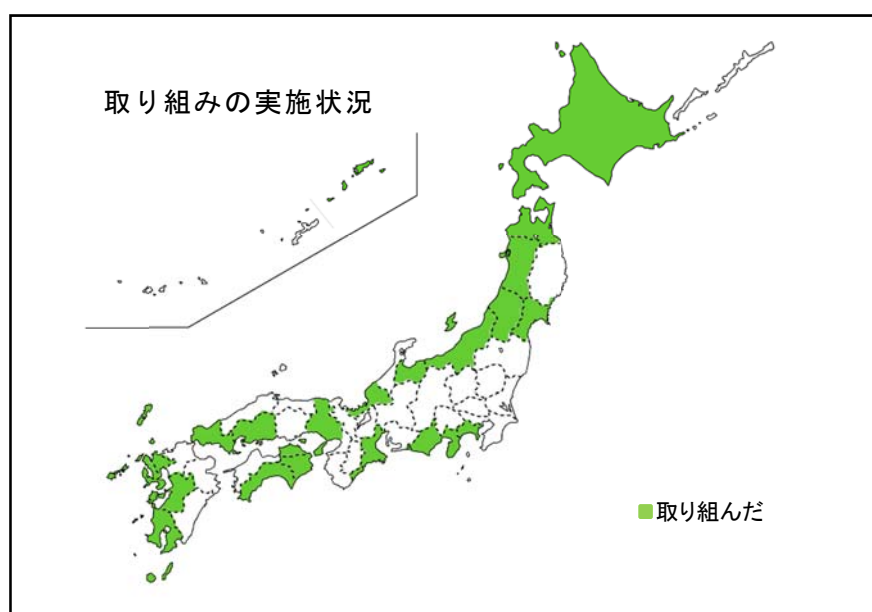


図 2.10-1(2) 取り組みの実施状況

表 2.10-2 取り組みの実施状況

(効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明等の実施状況を含む)

都道府県名	取り組みの実施状況	効率的な処理の実施状況	再生利用の実施状況	発生の原因の究明等の実施状況
北海道	○	○		
青森県	○	○		
宮城県	○	○		
秋田県	○		○	
山形県	○			
神奈川県	○	○		○
新潟県	○	○		
富山県	○			○
福井県	○	○		
静岡県	○	○		
三重県	○			○
兵庫県	○	○		
広島県	○	○		
山口県	○	○		
徳島県	○		○	
香川県	○	○		
高知県	○	○	○	
佐賀県	○		○	
長崎県	○			○
熊本県	○			○
鹿児島県	○	○	○	
合計：21	21	13	5	5



## (2) 効率的な処理の実施状況

効率的な処理の実施状況は、表 2.10-3、図 2.10-2に示した。

効率的な処理の実施状況は、13自治体で「取り組んだ」で、28%の自治体であった。

表 2.10-3 効率的な処理の実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
取り組んだ	13	北海道、青森県、宮城県、神奈川県、新潟県、福井県、静岡県、兵庫県、広島県、山口県、香川県、高知県、鹿児島県
取り組んでいない	34	上記以外の都道府県

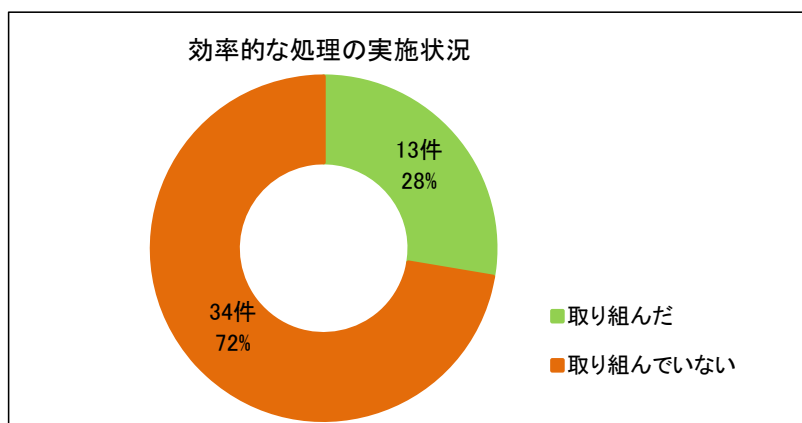


図 2.10-2 効率的な処理の実施状況

### (3) 再生利用の実施状況

再生利用の実施状況は、表 2.10-4、図 2.10-3に示した。

再生利用の実施状況は、5自治体で「取り組んだ」で、11%の自治体であった。

表 2.10-4 再生利用の実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
取り組んだ	5	秋田県、徳島県、高知県、佐賀県、鹿児島県
取り組んでいない	42	上記以外の都道府県

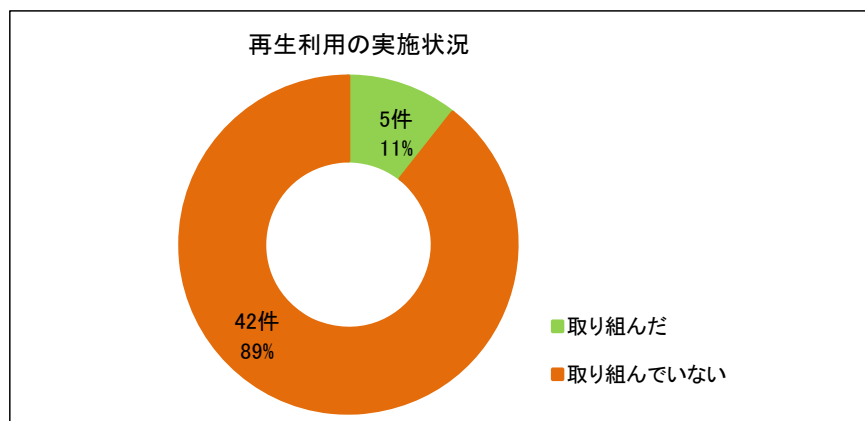


図 2.10-3 再生利用の実施状況

### (4) 発生の原因の究明等

発生の原因の究明等の実施状況は、表 2.10-5、図 2.10-4に示した。

発生の原因の究明等の実施状況は、5自治体で「取り組んだ」で、11%の自治体であった。

表 2.10-5 発生の原因の究明等の実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
取り組んだ	5	神奈川県、富山県、三重県、長崎県、熊本県
取り組んでいない	42	上記以外の都道府県

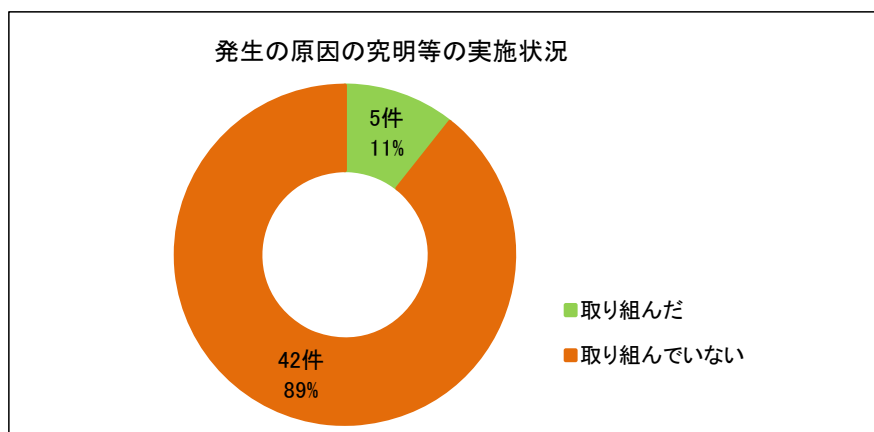


図 2.10-4 発生の原因の究明等の実施状況

(5) 成果の概要

効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等を実施した自治体の成果の概要は、表 2.10-6～表 2.10-8に示した。

表 2.10-6 効率的な処理の取組・成果の概要

都道府県名	内 容
北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>道及び市町村が実施する海岸漂着物の処理について、それぞれで回収した流木を集積し、降雨による脱塩を行った後、集積場所に破砕処理装置を搬送し、一括で破砕（チップ化）してボイラー燃料とした。従来までのそれぞれ処理した場合と比較して、1/2程度に処理コストが低減されたと思われる。</li> <li>近年の台風災害で発生した河川流木が台風・大雨の際に大量に流出している状況。また、災害関連補助事業の対象とならない海岸や、接続道路がなく重機の入りにくい海岸も多く、当該事業予算では全てを処理できない。このため、チップ製造業者や一般住民等などへ押し上げ流木の無償配布を実施。</li> <li>チップ製造業者等に対して、流木利用上の問題点や受入可能条件等について聞き取りし、今後の無償配布実施に向けた情報収集を行った。</li> </ul>
青森県	<ul style="list-style-type: none"> <li>県主催の海岸漂着物推進協議会の際に、沿岸市町村に補助事業の効率的な執行のため、ボランティアによる清掃活動や直営による設計監理など呼びかけた。</li> <li>環境省で取りまとめた補助事業の歳出削減の取組に関する調査結果を次年度以降の事業実施の際の参考にしてもらうため、沿岸市町村に情報提供した。</li> </ul>
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶航路に支障が無いよう、海上パトロール（重点海域は毎日）は実施している。</li> </ul>
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎日の海岸パトロールで海岸の汚れ具合を目視しており、財団が定めた要清掃実施箇所の基準に照らし合わせ、基準に達する場合のみ、清掃を実施している。</li> </ul>
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア等の活用による回収コストの削減</li> </ul>
福井県	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地区に漂着物の回収ボックスを設置し、地元住民が収集を行う。 処分は、水産多面的機能発揮対策事業を活用</li> </ul>
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>市主催の海岸クリーン作戦を実施。ボランティア数は、中学校生徒による 200 人の参加、更に沿岸沿いの企業や地元自治会に声をかけ、1,000 人が参加し、効率的な処理に努めた。</li> <li>台風の時期が終わった 11 月以降に重機を使用し、海岸の流木等を清掃した。</li> </ul>
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>流木は、再資源化施設でチップ化</li> </ul>
広島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>発泡スチロールの減容化処理委託</li> </ul>
山口県	<ul style="list-style-type: none"> <li>「山口県海岸漂着物処理マニュアル」の周知 【山口県海岸漂着物処理マニュアルの掲載 URL】 <a href="http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/16kaigan/chiiikikeikaku.html">http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/16kaigan/chiiikikeikaku.html</a></li> </ul>
香川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁協にコンテナを設置し、漁師がボランティアで持ち帰ったごみをコンテナに集積して、市町または県が回収・処理するシステムを運用。</li> </ul>
高知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>回収した漂着物を仮置きし、乾燥による体積・重量を圧縮</li> </ul>
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビーチクリーナーや運搬機を使用し、効率的な海岸ごみの回収に努めた。</li> </ul>

表 2.10-7 再生利用の取組・成果の概要

都道府県名	内 容
秋田県	・かがやけ未来の男鹿プロジェクト： 家庭ごみの減量化について市内小学校6年生が調査・発表し、3Rの推進など各家庭へのリマインド効果を図った。
徳島県	・流木等の再生可能な海岸漂着物について、チップ化などのリサイクルを行った。
高知県	・チップ材として有効利用
佐賀県	・漂着した流木を、チップに加工し再生利用している。
鹿児島県	・漂着している発泡フロートについて、固形燃料として再生利用を図った。 ・漂着した流木を破砕しチップ材として有効活用を図った。

表 2.10-8 発生の原因の究明等の取組・成果の概要

都道府県名	内 容
神奈川県	・県内の代表的な海岸で、海岸ごみの組成分析を、季節ごとに行い、発生源を調査した。
富山県	・県内の海岸に漂着しているマイクロプラスチックの分布状況や組成などの実態について調査を行ったところ、容器や生活雑貨など身の回りのごみに由来するマイクロプラスチックが県内の海岸でも数多く見られた。
三重県	・奈佐の浜（三重県鳥羽市答志島）へ漂着する海岸漂着物について、これまで多くは県外から流れてきたと思われていたが、伊勢湾南西部の3河川（宮川、櫛田川、雲出川）の影響が大きいことが、観測結果及びシミュレーション結果から示唆された。
長崎県	・海辺の漂着物調査
熊本県	・熊本県海岸漂着物対策推進協議会を開催し、関係団体からのゴミの発生状況等を聞き取り発生原因について情報収集を行った。

2.11 海岸漂着物対策事業（国庫補助事業以外の都道府県単独事業、市区町村単独事業を含む）に係る事業費等（法第29条）

（1）事業費の全国合計

事業費の全国合計は、表 2.11-1、図 2.11-1に示した。

事業費の全国合計のうち、事業主体別事業費は、都道府県事業では、国庫負担、都道府県負担はほぼ同額であった。これらは主に回収・処理にかかる事業費であった。市区町村事業では、国庫負担が多く、市区町村負担はその1/3程度であった。これらは主に回収・処理にかかる事業費であった。

事業費の全国合計のうち、事業種別事業費は、国庫補助事業では、漂着物事業85%がほとんどで、災害事業は14%であった。これらと比べて、都道府県単独事業、市区町村単独事業は、1割程度とわずかであった。

表 2.11-1 事業費の全国合計（単位：千円）

					H29年度					備考 (寄付額)		
					清掃回数 又は事業 件数	事業費(千円)					回収量 (t)	
						合計	国庫負担	都道府県 負担	市区町村 負担			
都道府県 事業	国庫 補助事業	直営	漂着物事業	計画策定等	17	1,553	774	779	0	0	0	
				回収・処理	1,803	2,154,942	1,288,236	866,706	0	34,010	0	
				発生抑制	78	162,662	116,381	40,989	5,292	92	0	
			災害事業	回収・処理	30	666,352	324,426	341,926	0	2,872	0	
				その他	0	0	0	0	0	0	0	
				発生抑制	0	0	0	0	0	0	0	
		民間団体補助	回収・処理	6	0	0	0	0	0	0		
			発生抑制	0	0	0	0	0	0	0		
			都道府県 単独事業	直営	回収・処理	484	577,277	0	570,572	6,705	2,906	0
					発生抑制	2	156	0	156	0	0	0
	民間団体補助	回収・処理	56	16,281	0	13,361	2,920	350	0			
		発生抑制	0	0	0	0	0	0	0			
	小計(都道府県事業)					2,477	3,591,840	1,736,126	1,840,797	14,917	40,269	0
	(一部 市区 町村 等 を含む)	国庫 補助事業	直営	漂着物事業	回収・処理	3,211	1,643,275	1,331,336	30,533	311,607	12,159	332
発生抑制					52	84,371	72,250	0	12,121	19	0	
回収・処理					4	7,627	3,510	0	4,117	157	0	
災害事業				その他	0	0	0	0	0	0		
				回収・処理	6	22	16	3	3	6		
				発生抑制	0	0	0	0	0	0		
民間団体補助			回収・処理	9	6,773	4,741	1,016	1,016	5			
			発生抑制	0	0	0	0	0	0			
			都道府県 補助事業 (国庫補 助以外)	直営	回収・処理	102	34,819	0	24,045	10,774	393	
					発生抑制	30	4,380	0	2,121	2,259	0	
民間団体補助		回収・処理	22	740	0	370	370	179				
		発生抑制	0	0	0	0	0	0				
		市区町村 単独事業	直営	回収・処理	1,559	196,721	0	0	196,721	2,534		
				発生抑制	6	988	0	0	988	3		
民間団体補助	回収・処理	1,220	17,155	0	0	17,155	371					
	発生抑制	1	3,360	0	0	3,360	0					
小計(市区町村事業)					6,222	2,000,231	1,411,853	58,088	560,491	15,827	332	
合計					8,699	5,592,071	3,147,979	1,898,885	575,408	56,096	332	

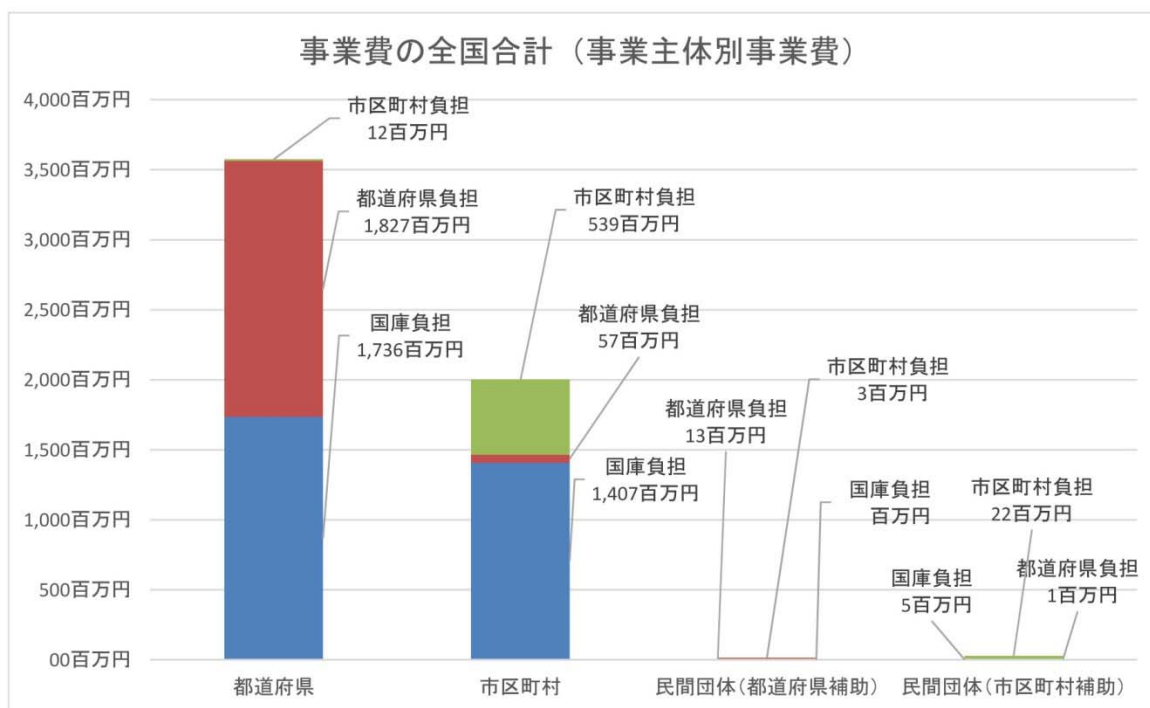


図 2.11-1(1) 事業費の全国合計（事業主体別事業費）

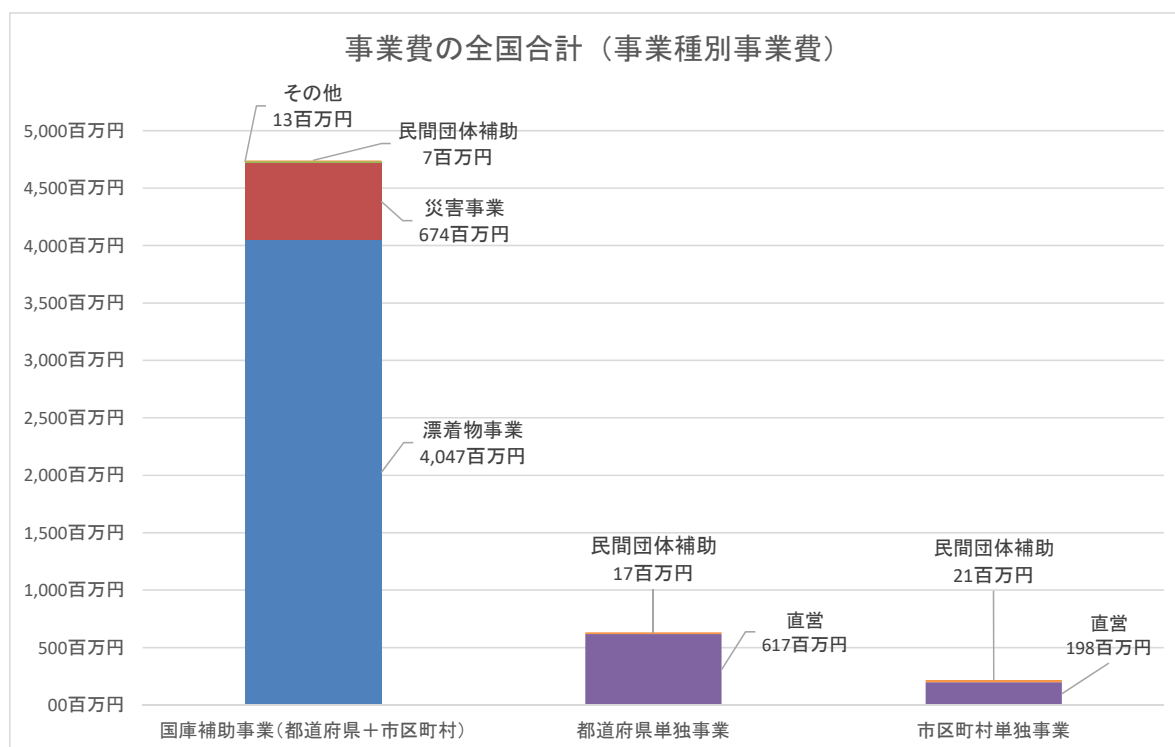


図 2.11-1(2) 事業費の全国合計（事業種別事業費）

## (2) 都道府県別の事業費と回収量

都道府県別の事業費と回収量は、表 2.11-2、図 2.11-2及び図 2.11-3に示した。

都道府県別の事業費は、北海道から九州までの日本海側、東海地方、九州地方を主体に大きな費用が使われており、それに伴って回収量も大きくなっていった。

表 2.11-2 都道府県別の事業費と回収量

都道府県名	清掃回数又は 事業件数	事業費 (千円)	回収量 (t)
北海道	61	324,141	18,567
青森県	304	124,310	1,074
宮城県	377	54,822	432
秋田県	158	49,697	524
山形県	265	104,382	1,247
福島県	13	1,176	3
茨城県	5	15,544	91
千葉県	1,181	87,921	1,295
東京都	453	234,117	215
神奈川県	15	204,915	2,616
新潟県	272	213,852	2,071
富山県	205	83,108	1,159
石川県	91	125,858	849
福井県	52	83,831	970
静岡県	126	111,116	1,450
愛知県	552	40,053	361
三重県	57	711,336	2,376
京都府	40	40,899	371
大阪府	287	101,504	899
兵庫県	291	171,940	1,712
和歌山県	43	17,760	229
鳥取県	492	38,703	449
島根県	322	216,315	1,039
岡山県	27	19,169	21
広島県	379	20,607	216
山口県	15	58,773	377
徳島県	11	47,293	366
香川県	102	55,100	188
愛媛県	197	31,748	411
高知県	25	46,957	880
福岡県	161	131,179	1,462
佐賀県	177	626,696	4,321
長崎県	256	457,433	1,841
熊本県	508	156,401	697
大分県	50	113,311	1,394
宮崎県	378	54,822	486
鹿児島県	62	273,546	2,258
沖縄県	503	115,255	1,018
合計	8,513	5,365,589	55,934

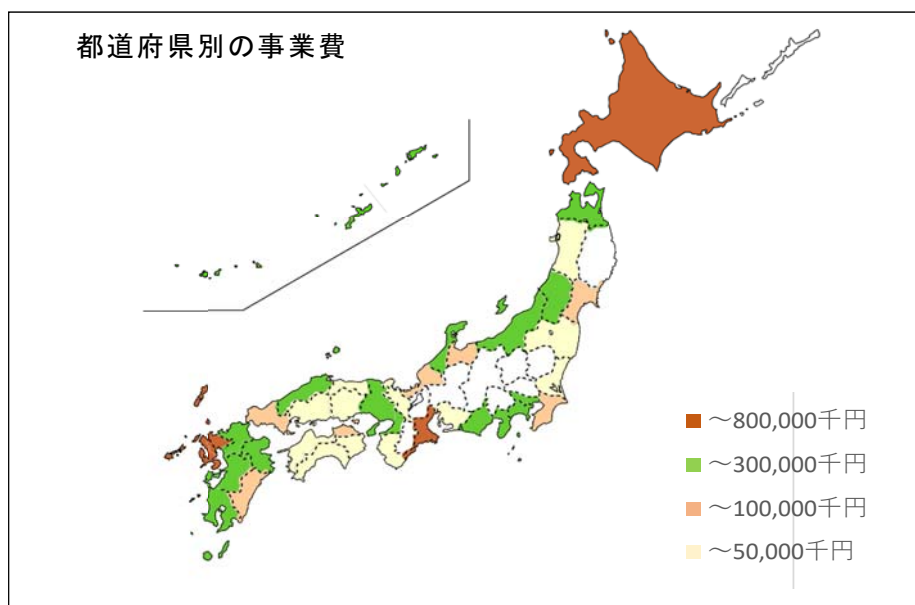
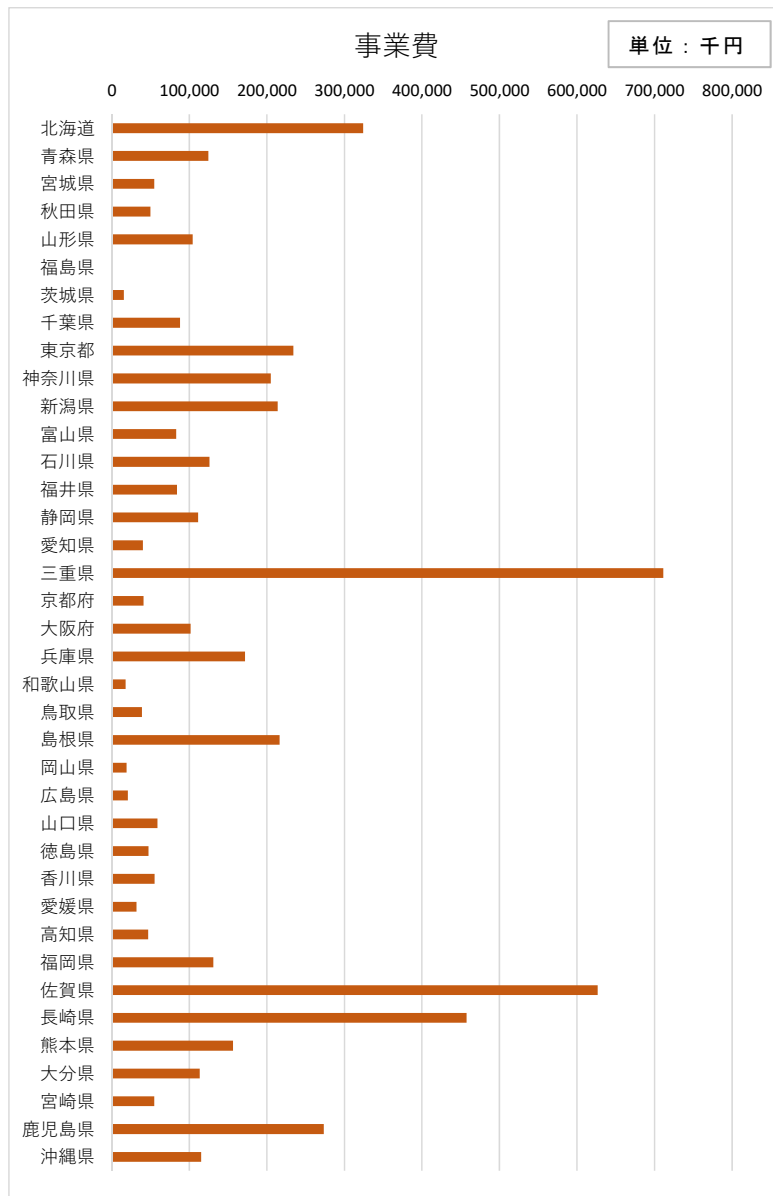


図 2.11-2 都道府県別の事業費



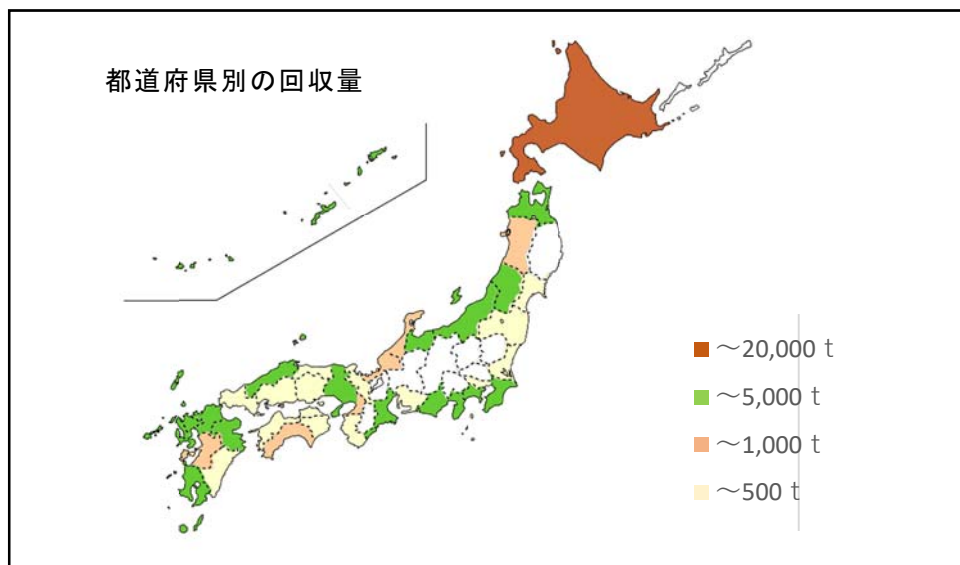
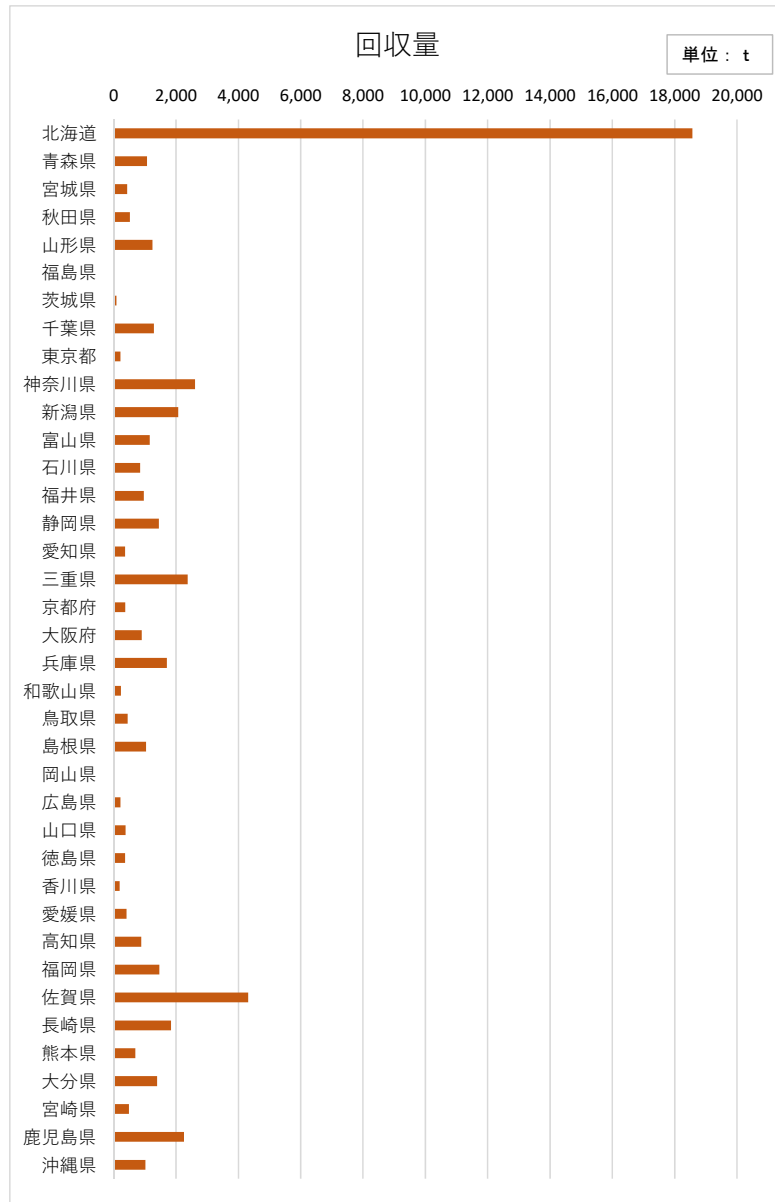


図 2.11-3 都道府県別の回収量

## 2.12 海岸漂着物の未回収物

海岸漂着物の未回収物は、表 2.12-1、図 2.12-1 に示した。

海岸漂着物の未回収物は、「自然物（流木、海藻類等）」、「漁具、漁網」、「処理困難物（FRP、タイヤ、船の破片、ガスボンベ等）」を挙げた自治体が多かった。

表 2.12-1 海岸漂着物の未回収物（複数回答あり）

未回収物	都道府県数	都道府県名
自然物（流木、海藻類等）	9	宮城県、千葉県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、広島県、福岡県、鹿児島県
漁具、漁網	6	宮城県、秋田県、千葉県、三重県、京都府、大分県
処理困難物（FRP、タイヤ、船の破片、ガスボンベ等）	6	宮城県、千葉県、静岡県、三重県、大阪府、愛媛県
家庭ごみ、空き缶、家電製品、不法投棄されたゴミ	2	大阪府、鹿児島県
農産物の残渣物	2	福島県、佐賀県
海水浴客から発生した廃棄物類	1	福井県
鯨類の死骸	1	神奈川県
危険物	1	鳥取県

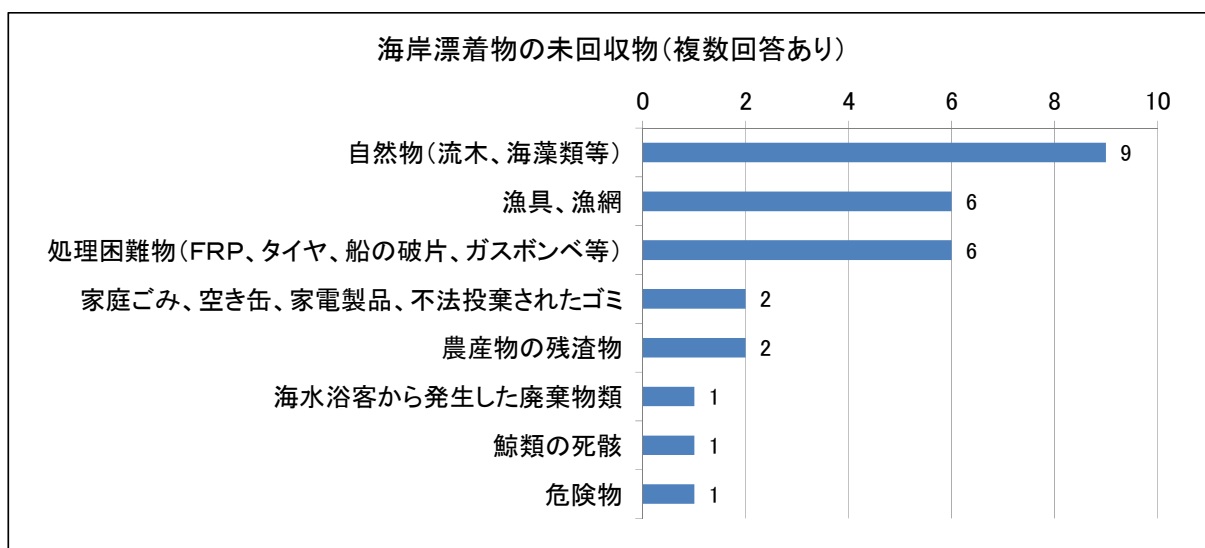


図 2.12-1 海岸漂着物の未回収物（複数回答あり）

## 2.13 海岸漂着物対策の専任担当の設置状況

海岸漂着物対策の専任担当の設置状況は、表 2.13-1、図 2.13-1 に示した。

海岸漂着物対策の専任担当の設置状況は、9 自治体で「専任の担当者を設けている」で、19%の自治体であった。「兼務で行っている」方の自治体が多かった。

表 2.13-1 海岸漂着物対策の専任担当の設置状況

設置状況	都道府県数	都道府県名
専任の担当者を設けている	9	北海道、茨城県、東京都、神奈川県、三重県、和歌山県、香川県、長崎県、熊本県
専任の担当者を設けず、兼務で行っている	37	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
未回答	1	埼玉県

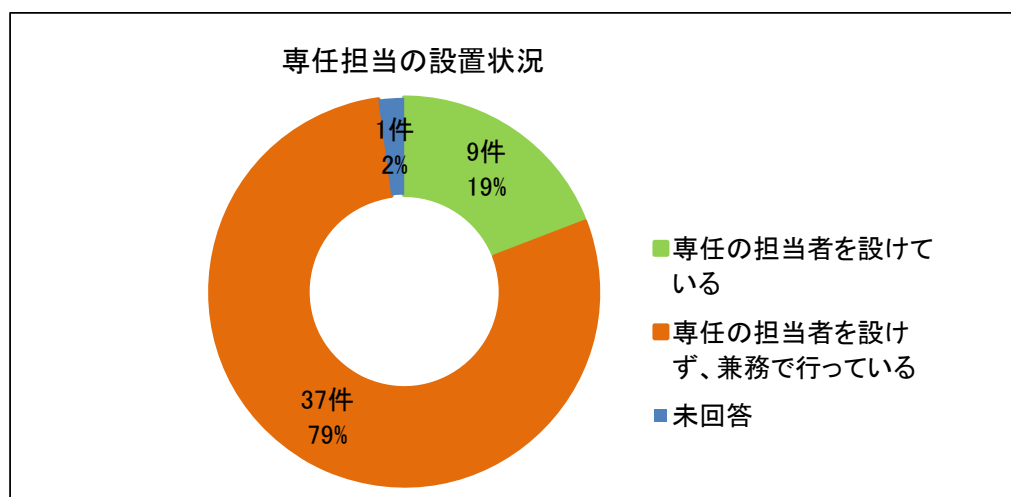


図 2.13-1 海岸漂着物対策の専任担当の設置状況

## 2.14 海岸漂着物削減等のための内陸部での対策への取り組み状況

海岸漂着物削減等のための内陸部での対策への取り組み状況は、表 2.14-1～表 2.14-3、図 2.14-1 に示した。

海岸漂着物削減等のための内陸部での対策への取り組み状況は、26 自治体で「取り組んだ」で、55%の自治体であった。主に内陸の自治体を含めて西側に位置する自治体で取り組まれていた。

表 2.14-1 海岸漂着物削減等のための内陸部での対策への取り組み状況

取り組み状況	都道府県数	都道府県名
取り組んだ	26	北海道、秋田県、山形県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県
取り組んでいない	21	上記以外の都道府県

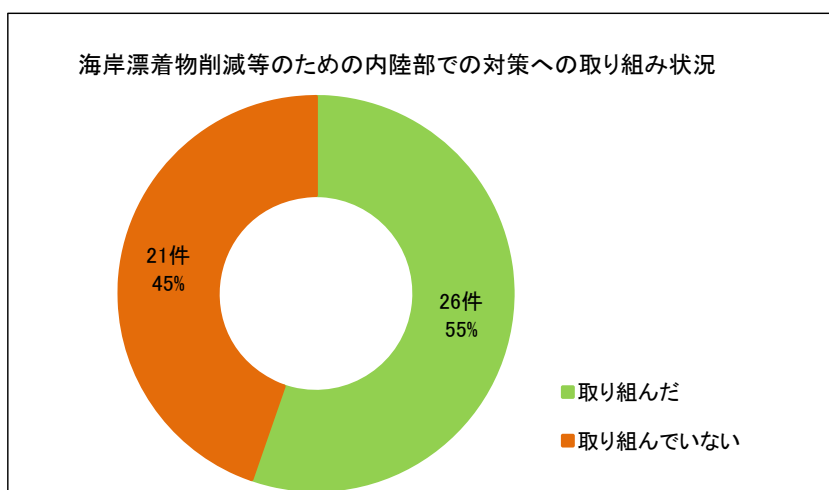


図 2.14-1(1) 海岸漂着物削減等のための内陸部での対策への取り組み状況

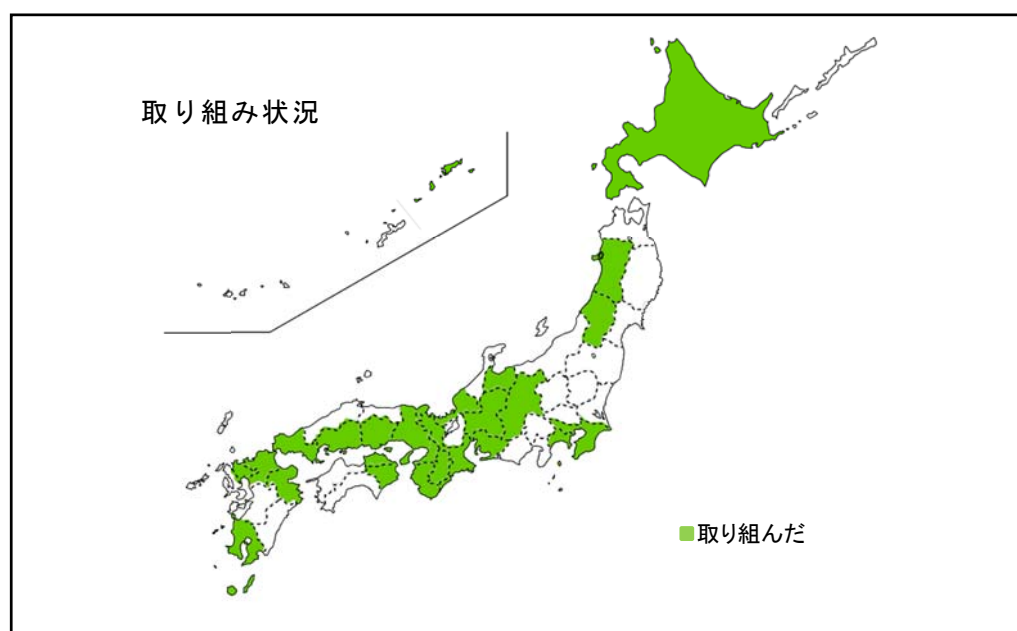


図 2.14-1(2) 海岸漂着物削減等のための内陸部での対策への取り組み状況

表 2.14-2(1) 取り組みの概要・成果（補助金活用あり）

都道府県名	取り組みの概要・成果（補助金活用あり）
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月を「あきたクリーン強調月間」、4月第3日曜日を「あきたビューティフルサンデー」として、雪解け後の身近な地域のクリーンアップへの参加を県民へ呼びかけた（ポスター、チラシを作成し、県内市町村、学校、スーパー・コンビニなどへ配布した）。</li> <li>【URL】 <a href="https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/6608">https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/6608</a></li> <li>・街でのごみのポイ捨てが海を汚すことへつながることを周知するため、新聞広告を掲載した。</li> <li>・市街地等の清掃が海岸の美化につながることを周知するため、啓発用のぼり旗を作成し、あきたクリーンパートナー（県内各地で美環境美化活動に取り組む企業・団体）等へ配布した。</li> <li>・内陸部でのクリーンアップを実施し、啓発活動とごみの回収に努めた。</li> </ul>
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物発生抑制に係るリーフレットの配布</li> </ul>
東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海ごみ問題への関心、認識度を高めてもらうための普及啓発として、ポスターデザインを作成し、ポスターデザインを活用した地下鉄駅構内での広告掲出を行った。</li> <li>・海ごみ問題に関するショートムービー（DVD）を活用した展示用パネルを作成し、各種イベント等で使用した。</li> </ul>
富山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内陸部の親子等が参加する、海岸清掃を体験するバスツアーを3回開催し、計88名が参加した。</li> <li>・沿岸市町およびその上流エリアの市町村、関係団体等と連携して、流域一体となった清掃活動「みんなできれいにせんまいけ大作戦」を実施し、のべ約31,000人の参加があった。</li> </ul>
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度に小学校中学年以上を対象に、内陸部でポイ捨てされたりした生活系ごみが川などを經由して海ごみになっていることを認識してもらえよう、海岸に行かなくても実施できる環境学習プログラムを作成しており、平成29年度は本県内の小学校で当該プログラムを活用したモデル授業を行うとともに、内陸部自治体のショッピングモールにおいて、当該プログラムを活用したイベントを行った。</li> <li>この成果報告を発信することにより、内陸部を含む多様な主体の取組を促進していきたいと考えている。</li> <li><a href="http://kankyojoho.pref.aichi.jp/kaigan/program_situnai.html">http://kankyojoho.pref.aichi.jp/kaigan/program_situnai.html</a></li> </ul>
三重県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内陸部の市町において、発生抑制対策として、啓発物品の作成・配布や看板・標識の設置が行われた。</li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ調査を通じて、子供たちに各地の海ごみ被害や、ごみが主に内陸河川を經由して海に流出している実態を知らせるとともに、参加した子供達が発信源となって内陸地域からの発生抑制対策の必要性を伝える。</li> </ul>

表 2.14-2(2) 取り組みの概要・成果（補助金活用あり）

都道府県名	取り組みの概要・成果（補助金活用あり）
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川環境の保全や環境美化意識の啓発を目的に3月第一日曜日を「保津川の日」と定め、「ウォーキング清掃」や「ラフティング清掃」等の各種清掃イベント、リユース食器を使用した「エコ屋台」を実施し、ごみの発生抑制を実践・啓発した。</li> <li>・地域での認知度は年々高まり、参加者も増加している。また、本市河川敷で開催される花火大会の屋台にリユース食器の使用が呼び掛けられ、ごみを出さない花火大会を目指すなど、発生抑制に向けた取り組みに波及している。</li> </ul>
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会に内陸部の市の担当者も出席いただき、海外漂着物対策に理解を求めた。</li> </ul>
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が実施したクリーン活動（清掃活動、パンフレットの配布等）への事業費補助（2件）</li> </ul>
岡山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・URL:<a href="http://www.pref.okayama.jp/page/detail-94047.html">http://www.pref.okayama.jp/page/detail-94047.html</a>（海ごみ対策啓発展示会の開催、パンフレット作成、海ごみ回収・処理、発生抑制対策補助事業等）</li> <li>・URL:<a href="http://www.pref.okayama.jp/page/detail-94047.html">http://www.pref.okayama.jp/page/detail-94047.html</a></li> </ul>
広島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川敷での空き缶等回収と住民啓発活動</li> </ul>
山口県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離島をフィールドとした体験型海岸清掃エコツアーを開催し、発生抑制に向けた意識啓発を実施。 (<a href="http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/16kaigan/h29ekotourkekka.html">http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/16kaigan/h29ekotourkekka.html</a>)</li> <li>・「やまぐちのキレイな海岸フォトコンテスト」を開催し、県民の環境美化や景観保全の意識の醸成と実践活動の促進を図った。</li> </ul>
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸市町に限らず、広く県内の小学校を対象とした出前授業を行った。</li> </ul>
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物に関する啓発用ポスター・パンフレット・チラシの配布 配布部数：ポスター1,036部、パンフレット8,000部、チラシ5,000部</li> </ul>

表 2.14-3 取り組みの概要・成果（補助金活用なし）

都道府県名	取り組みの概要・成果（補助金活用なし）
北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流木対策検討部会を設置し、関係機関とともに、流木の流下防止対策および利活用について協議。具体的には、河川流木の無償配布を行ったほか、30年度に予定している流木捕捉工の施工内容について意見交換。</li> <li>・ 流木利活用の取組を更に拡げるため、チップ製造業者等に対して、流木利用上の問題点や受入可能条件等について聞き取り。今後の無償配布実施に向けた情報収集を行った。</li> </ul>
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不法投棄の未然防止に関する啓発、パトロールの実施</li> <li>・ 雪解け後のクリーンアップ活動の実施</li> </ul>
山形県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不法投棄パトロール</li> <li>・ 河川敷に、のぼり旗を設置しての啓発活動</li> </ul>
神奈川県	<p>【財団が実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内陸部の教育機関での出前授業</li> <li>・ 河川上流部で清掃活動をしている団体との共同講演会</li> <li>・ 内陸部の主要駅でのリーフレットの配布</li> </ul> <p>【県・市町が実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内陸部の河川敷でのごみの持ち帰りの呼びかけ</li> </ul>
福井県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川での清掃活動</li> </ul>
長野県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川等における清掃活動及び不法投棄物の回収</li> </ul>
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パトロール等の監視活動、清掃活動</li> </ul>
三重県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内陸部・河川敷での環境パトロール（ごみ回収）により、ごみの海域への流出が未然に防がれた。</li> </ul>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府内の漁業権設定河川を管理する6内水面漁業協同組合に当該河川の清掃業務を委託。ごみの種類は河川に投棄されたプラスチックや金属、木片等であり、平成29年度の回収量は14.5m<sup>2</sup>。</li> <li>・ 地元市、地元住民と連携した河川周辺での清掃活動を実施。</li> </ul>
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸漂着物削減としての取組ではないが、環境美化の一環として吉野川マナーアップキャンペーン、大和川一斉清掃等を実施。</li> </ul>
香川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議会に内陸部の市町も参加（負担金徴収）し、クリーン作戦への参加の呼びかけ等を行った。</li> </ul>
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校での総合学習や高齢者の生涯学習の場を利用して、学習会を開催し、環境保全に向けた意識啓発を図った。</li> <li>・ 有明海や流入河川において、県民が乗船し、生息生物の観察や施設見学等を行い、環境保全に向けた意識啓発を図った。</li> </ul>
大分県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成21年度からは県内一斉にレジ袋無料配布の中止とマイバッグ運動に取り組んでいる。平成30年度7月末現在の参加店舗は、食品スーパー等318店舗、これまでのレジ袋削減枚数は約7億7千万枚。マイバッグ持参率は約85%である。</li> <li>※ 海岸漂着物削減のみが目的ではないが、プラスチックごみ削減の取組である。</li> </ul> <p><a href="http://www.pref.oita.jp/soshiki/13060/reji.html">http://www.pref.oita.jp/soshiki/13060/reji.html</a></p>
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸及び河川等への不法投棄禁止の看板の設置</li> <li>・ 河川ゴミの流出防止のため、不法投棄等に対する監視・指導</li> </ul>

## 2.15 広域的な連携による海岸漂着物削減等のため対策や調査への取り組み状況

広域的な連携による海岸漂着物削減等のため対策や調査への取り組み状況は、表 2.15-1～表 2.15-3、図 2.15-1 に示した。

広域的な連携による海岸漂着物削減等のため対策や調査への取り組み状況は、10 自治体で「取り組んだ」で、21%の自治体であった。主に西側に位置する自治体で取り組まれていた。

表 2.15-1 広域的な連携による海岸漂着物削減等のため対策や調査への取り組み状況

取り組み状況	都道府県数	都道府県名
取り組んだ	10	富山県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、山口県、佐賀県、長崎県、熊本県
取り組んでいない	37	上記以外の都道府県

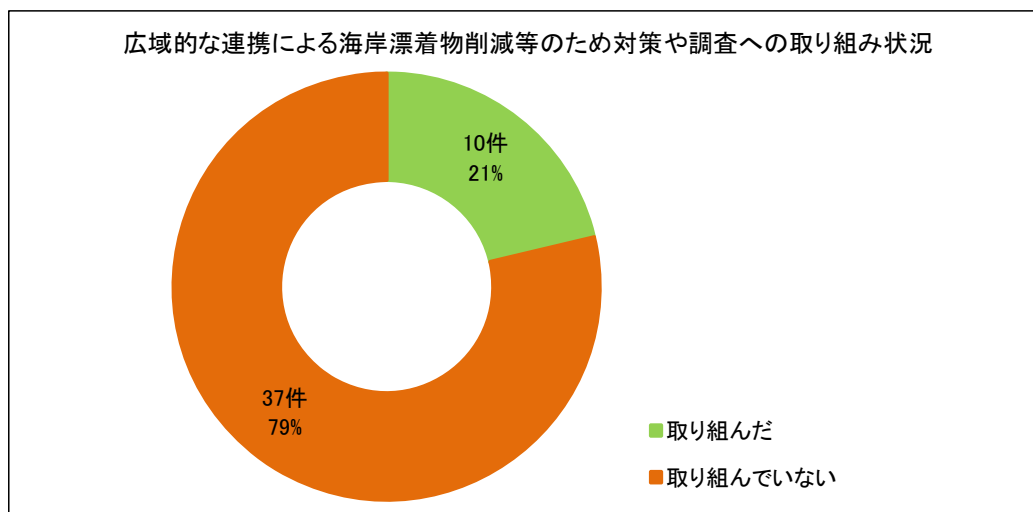


図 2.15-1 (1) 広域的な連携による海岸漂着物削減等のため対策や調査への取り組み状況

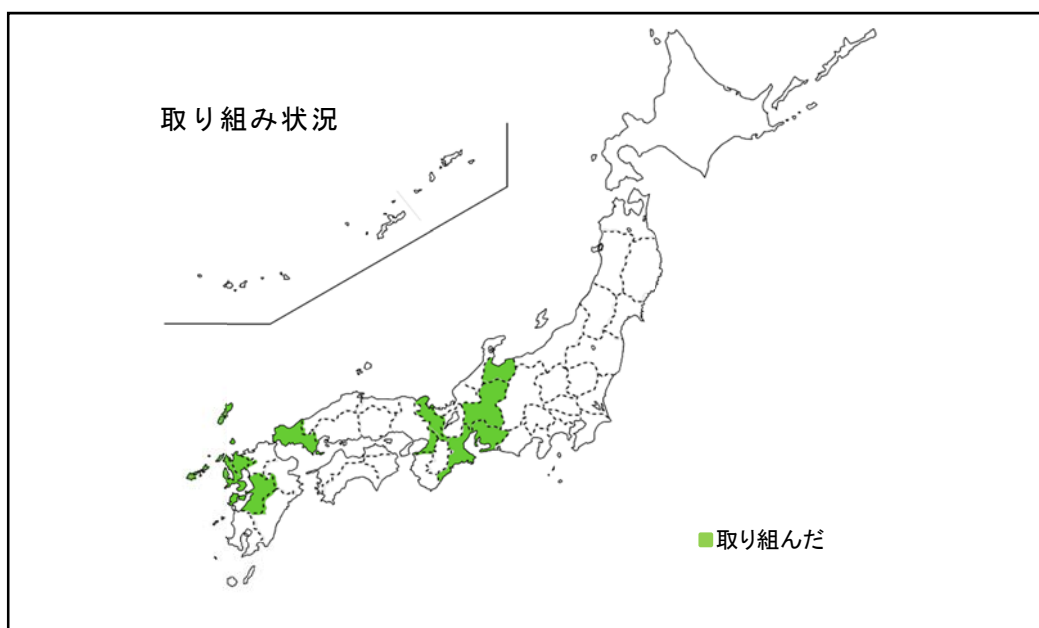


図 2.15-1 (2) 広域的な連携による海岸漂着物削減等のため対策や調査への取り組み状況



表 2.15-2 取り組みの概要・成果（補助金活用あり）

都道府県名	取り組みの概要・成果（補助金活用あり）
富山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>県西部を流れる小矢部川をモデルとして、河川の上下流にわたる地域の住民、団体、事業者及び行政等が連携協力して海岸漂着物対策を推進する「富山県海岸漂着物対策推進協議会小矢部川流域部会」を開催（1回）し、関係機関においてそれぞれ実施した対策等について情報共有するとともに、今後の対策の方向性について検討を実施した。</li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども海ごみ探偵団で、兵庫県成ヶ島で開催されるクリーン作戦に参加している。京都府だけでなく、他府県の海岸漂着物の状況を学ぶことができることに加え、地元中学校の参加者や関係団体との交流が図れる。</li> <li>平成29年度においては、「保津川の日」の河川清掃を桂川流域クリーン大作戦と共催で実施した。河川清掃美化だけでなく、桂川流域の関係市町村や、参加者との交流が図れた。</li> </ul>
山口県	<ul style="list-style-type: none"> <li>日韓8県市道（問9-2を参照）による共同交流事業の一環として、5月～7月に日韓海峡沿岸の海岸漂着ごみ一斉清掃を実施し、海岸の美化活動に向けた意識啓発と実践活動の促進を図った。</li> <li>※1. 山口県ホームページ  <a href="http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/16kaigan/h29nikkankaigan.html">http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/16kaigan/h29nikkankaigan.html</a></li> <li>※2. 日韓海峡沿岸県市道交流知事会議  <a href="http://japan-korea-strait8.org/list/seisou/">http://japan-korea-strait8.org/list/seisou/</a></li> </ul>
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>韓国（釜山広域市等）と県内離島の自治体や高校生、NPO等との交流（漂着物調査、ワークショップ）により、外国由来の漂着ごみの現状やともに発生抑制に努める必要性を認識。</li> </ul>
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊本県海岸漂着物対策推進協議会を開催し、国、県、沿岸市町村、民間団体等と連携し、発生抑制・回収処理について連携を図った。</li> </ul>

表 2.15-3 取り組みの概要・成果（補助金活用なし）

都道府県名	取り組みの概要・成果（補助金活用なし）
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊勢湾等における海岸漂着物の課題について、東海三県一市（岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市）が連携して取り組んでおり、民間団体と連携し伊勢湾を取り巻く現状の把握を目的に海岸清掃活動へ参加している。</li> </ul>
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>三重県、岐阜県、愛知県、名古屋市で構成する「伊勢湾総合対策協議会（事務局：三重県）」において、クリアファイルの作成を行ったほか、東海三県の環境団体が組織する「22世紀奈佐の浜プロジェクト委員会」の活動に参加した。</li> </ul>
三重県	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市で構成する「海岸漂着物対策検討会」の会議を2回開催、現地研修会を2回実施するとともに、国への提言・提案を行いました。</li> </ul>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域市、流域住民と連携した河川周辺の美化等についてのワークショップを実施。</li> </ul>
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業者による海岸一斉清掃を有明海沿岸4県（長崎・福岡・熊本・佐賀）が連携して実施している。</li> </ul>

## 2.16 補助金によって得られた具体的な効果

補助金によって得られた具体的な効果は、表 2.16-1～表 2.16-2、図 2.16-1 に示した。

補助金によって得られた具体的な効果は、「美しい海岸の維持」、「漁業産業への貢献」、「観光産業への貢献」が多かった。次いで、「沿岸住居環境の改善」、「船舶航行への貢献」が多かった。多くの自治体で、多くの具体的な効果があった。

表 2.16-1(1) 補助金によって得られた具体的な効果（複数回答あり）

具体的な効果	都道府県数	都道府県名
美しい海岸の維持	36	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
漁業産業への貢献	30	北海道、青森県、宮城県、秋田県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
観光産業への貢献	29	北海道、青森県、宮城県、秋田県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、島根県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
沿岸住居環境の改善	24	青森県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、三重県、京都府、島根県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県
船舶航行への貢献	23	北海道、青森県、宮城県、秋田県、茨城県、新潟県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、広島県、山口県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
その他	5	秋田県、静岡県、京都府、香川県、高知県

表 2.16-1(2) 補助金によって得られた具体的な効果（複数回答あり）

都道府県名	の美しい 維持 海岸	の漁業 貢献 産業へ	の観光 貢献 産業へ	沿岸住 境の改 善居環	の船舶 貢献航 行へ	その他
北海道	○	○	○		○	
青森県	○	○	○	○	○	
岩手県						
宮城県	○	○	○		○	
秋田県	○	○	○	○	○	○
山形県	○			○		
福島県						
茨城県	○	○	○	○	○	
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県	○		○	○		
東京都	○			○		
神奈川県	○		○	○		
新潟県	○	○	○	○	○	
富山県	○		○			
石川県	○	○	○	○		
福井県	○	○	○	○	○	
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県	○	○	○	○	○	○
愛知県	○	○	○		○	
三重県	○	○	○	○	○	
滋賀県						
京都府	○	○	○	○	○	○
大阪府		○				
兵庫県	○	○	○			
奈良県						
和歌山県	○	○	○			
鳥取県	○					
島根県	○		○	○		
岡山県	○	○		○		
広島県	○	○	○	○	○	
山口県	○	○			○	
徳島県	○	○	○	○	○	
香川県	○	○				○
愛媛県	○	○	○	○		
高知県	○	○	○		○	○
福岡県	○	○	○		○	
佐賀県	○	○	○	○	○	
長崎県	○	○	○	○	○	
熊本県	○	○		○	○	
大分県	○	○	○	○	○	
宮崎県	○	○	○		○	
鹿児島県	○	○	○	○	○	
沖縄県	○	○	○	○	○	
合計：47	36	30	29	24	23	5

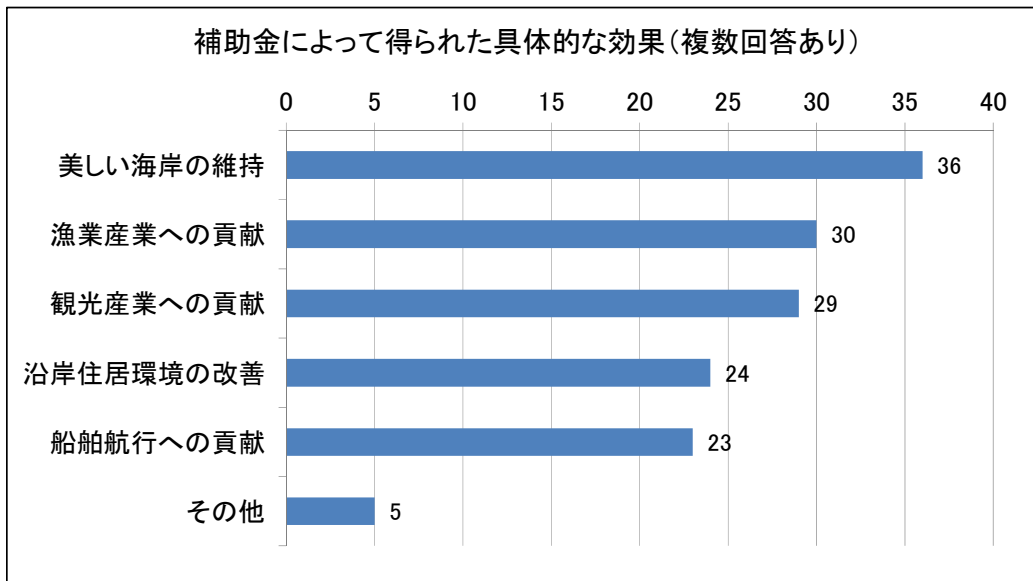


図 2.16-1 補助金によって得られた具体的な効果（複数回答あり）

表 2.16-2 補助金によって得られた具体的な効果（その他）

都道府県名	補助金によって得られた具体的な効果（その他）
秋田県	・クリーンアップ実施経費の節減
静岡県	・アカウミガメ産卵上陸の環境整備 ・環境教育への貢献
京都府	・海岸漂着物に対する内陸部の関連性や、河川と海の関係に関する市民の知識と環境美化意識の向上に大きく寄与している。
香川県	・環境教育への貢献
高知県	・海岸保全施設への影響

## 2.17 海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題

### (1) 課題、提案及び要望（財政以外）

海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題のうち、課題、提案及び要望（財政以外）は、表 2.17-1に示した。

表 2.17-1(1) 課題、提案および要望（財政以外）

項目	内容
内陸部の発生抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本道の海岸漂着物のほとんどが流木であることから、内陸部からの発生抑制に対して対策が必要と考える。</li> <li>・河川からの漂着状況調査を行うことで、海岸漂着物の発生抑制ができる場合がある。</li> <li>・地元住民等による地域清掃では処理困難物について、海岸管理者等による定期的な清掃があると良い。</li> <li>・一部の流木の原因となる治山地域の保護対策を推進してほしい。</li> <li>・内陸県による地域計画策定のスキームを示してほしい。</li> <li>・海岸漂着物の発生抑制対策について、効果的な対応策があれば御教示いただきたい。</li> <li>・河川から海岸に流出するゴミが多くあるため、海岸漂着物対策としての河川における回収・処理や発生抑制対策の実施についても検討していただきたい。</li> <li>・国レベルの発生抑制対策を本腰を入れて取り組んでもらう必要がある。</li> <li>・河川から流出してくるゴミが多くを占めている。</li> <li>・特に葦や倒木等にいたっては、船舶航行へ及ぼす影響が大きいことから、河川管理については、しっかりと対応願いたい。</li> </ul>
マイクロプラスチック対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボティケア商品へのマイクロビーズの使用規制を国において実施いただきたい。</li> <li>・国際的な取組が必要なマイクロプラスチックの実態把握や発生抑制対策の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>○生態系への影響が懸念されるマイクロプラスチックの実態把握と情報の提供</li> <li>○東アジア等の主な海洋ごみ排出国への対策に向けた要請等の強化</li> </ul> </li> <li>・地方公共団体が実施する対策について、十分な予算を確保するとともに、必要な財政支援を行うこと。あわせて、マイクロプラスチックについて、発生抑制及び削減に係る対策を実施することを要望する。</li> <li>・環境省が実施しているマイクロプラスチック調査について、沖縄近海も調査範囲に含めるとともに、今後の対策方針・指針について示して頂きたい。</li> </ul>

表 2.17-1(2) 課題、提案および要望（財政以外）

項 目	内 容
国際問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本海沿岸諸国に対し、廃棄物の適正処理、海岸漂着物等（漂流・漂着・海底ごみ、いわゆる海洋ごみ）の原因の究明とその防止、監視体制の強化について、国において働きかけること。</li> <li>・外国や外国籍の船舶などが海岸漂着物等の原因者である場合、処理費用の求償などについて国際的に調整する国レベルの漂着物対策調整機関を設立すること。</li> <li>・本県は海外由来のごみが大半を占め、発生源対策が困難な状況にある。国において、近隣諸国（中国、韓国、台湾等）に対して発生源対策を要請していただくとともに、その外交上の対応方針、状況について、丁寧に説明していただきたい。</li> </ul>
効果的な発生抑制の取組の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方負担が極力生じないよう制度を改善</li> <li>・効果的な発生抑制の取組の情報提供</li> <li>・河川流域の上下流に渡る幅広い地域の関係者が連携した発生抑制対策の先進事例の収集・紹介</li> <li>・アシ、草などの自然物の漂着への対応策の検討、事例の収集、紹介</li> </ul>
広域連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単県での取組みでは限界がある。特に瀬戸内海のような閉鎖的の海域では、広域的な連携が必要であると考え。県からの呼びかけだけでなく、国が主体となった広域連携の実施を希望する。</li> <li>・近年、梅雨末期の豪雨が多発し、その後、海域や海岸に河川由来の漂流漂着ゴミが増加し、対応に苦慮している状況。特に複数の県が関係する内湾においては、漂着したゴミが再度漂流し、他県に漂着する可能性があることから、関係県が協調して取り組む必要がある。</li> </ul>
法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物だけでなく、漂流物についても処理責任の明確化について検討いただきたい。現状、海上保安庁により拾得された漂流物は、水難救護法に基づき最初に到着した市町村へ引き渡されており、港湾をもつ市町村に過度の負担が生じている。</li> </ul>
対策困難地域の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大震災に係る海岸部での復旧工事が実施されている区域や原発事故により避難指示が継続している区域などがあり、対策を実施することが困難な地域が多く存在している。</li> </ul>
対象海岸の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸線を一括した清掃事業の実施。</li> </ul>
海岸環境へ及ぼす影響の度合い、対応方針・指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定漁具等有害物質を含む海岸漂着物の漂着状況の調査が毎年行われているところであるが、それにとどまらず、特定漁具等が生態系も含めた海岸環境へ及ぼす影響の度合い、対応方針・指針を示していただきたい。</li> </ul>

(2) 財政支援に関する要望

財政支援に関する要望は、表 2.17-2に示した。

表 2.17-2(1) 財政支援に関する要望

項 目	内 容
<p>制度の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金について、漂着木造船等が漂着した場合は速やかに回収・処理する必要があることから、国において交付決定前の着手を認めるよう、交付要綱等を改正していただきたい。</li> <li>・ 地方負担が極力生じないよう制度を改善</li> <li>・ 効果的な発生抑制の取組の情報提供</li> <li>・ 海岸漂着物等の未然防止や処理に要する経費について、法に基づき、平成31年度以降も十分な財源措置を講ずること（特に、昨年来、日本海沿岸に漂着している外国からのものと思料される木造船等については、地方負担が発生しないよう国が責任を持って対応すること）</li> <li>・ 海岸漂着物等の処理に係る既存の災害関連補助事業の採択基準を緩和するなど、実効ある制度とすること</li> <li>・ 補助金の要望額に対する満額交付、補助率のかさ上げ等、自治体の負担が発生しないよう国が責任を持って財源確保に努めていただきたい。</li> <li>・ 海洋プラスチックの一因として、河川から流出した不法投棄物があるとの指摘を踏まえ、海洋漂着物等改修処理事業の対象が河川への不法投棄等の回収まで広がると、活用する団体が増えると思います。</li> <li>・ 海岸漂着物等の回収・処理及びその発生抑制に要する経費について、必要な予算を確保するとともに、地方自治体の負担増とならないよう十分配慮すること。</li> <li>・ 海岸漂着物対策事業を今後も継続して実施していくために、補助金の安定的かつ十分な予算確保をお願いしたい。</li> <li>・ 海岸漂着物問題は県域を越えて生ずる問題であり、被害を受けている自治体に負担が偏ることのないよう、補助率の引き上げや地方交付税措置を講じる等、自治体の負担を軽減する方法を検討していただきたい。</li> <li>・ 当県は内陸県であるが、湖沼を有するため、台風通過後等に湖岸に打ち上げられる大量のごみが問題となっており、海岸漂着ごみの問題と共通している。湖沼についても海岸漂着物等地域対策推進事業の補助金の対象になるよう、検討をお願いしたい。</li> <li>・ 財政規模が小さな町は、町負担金（補助裏）を捻出できず、海岸漂着物回収事業を実施できない事例があるので、特に過疎地域や離島については全額国庫による補助を実施するよう早急に補助金要綱を改正すべき。</li> <li>・ 漂着物が年度当初の想定より多く発生した場合の予算の確保が課題である。</li> <li>・ 地方公共団体が実施する対策について、十分な予算を確保するとともに、必要な財政支援を行うこと。</li> <li>・ 例年、大雨、台風被害等により大量の流木等が海域へ流出しているため、回収処理等に多額の予算措置が必要となることから事業費の確保に向けた予算措置をお願いしたい。</li> <li>・ 補助率が下げられる傾向にあり、自治体負担に限界がある。</li> </ul>

表 2.17-2(2) 財政支援に関する要望

項 目	内 容
恒久的、十分な額の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発・環境教育事業費については、今後も継続して行うべき重要事項であるため、補助率を100%にしていきたい。</li> <li>・平成31年度以降も海岸漂着物等地域対策推進事業を継続していきたい。継続にあたっては、本県のように、首都に隣接し、国内外からの利用が多い海岸は地域の活性化に重要な役割を担うことから、補助率を10割に復元していきたい。</li> <li>・海岸漂着物等対策推進事業については、国の恒久的な財政措置が必要不可欠である。</li> <li>・継続的かつ計画的な海洋ごみ対策への恒久的な財政措置               <ul style="list-style-type: none"> <li>○中長期的な取組が必要な海洋ごみ対策を実施するための当初予算での財源確保</li> <li>○海外及び国内からの大量に漂着する漁業系廃棄物等への的確な対応のための十分な予算の確保</li> <li>○回収処理が困難な漂流・海底ごみへの補助率の上乗せ</li> </ul> </li> <li>・海岸漂着物等の対策にかかる費用について、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業費）を継続し、財政措置の維持・改善をお願いしたい。</li> <li>・海岸漂着物処理推進法に基づく海岸漂着物等地域対策推進事業について、同法の規定等を踏まえ、所要額を確保していきたい。</li> </ul>



## Ⅱ章 2. 漂着ごみ等の回収実態把握調査等



## 1. 漂着ごみ等の回収実態把握調査等

### 1.1 調査概要

#### 1.1.1 調査目的

我が国における海岸漂着物等の発生の実態には、未解明の部分が多く残されており、海岸漂着物等の効果的な発生抑制のための施策を的確に企画し、実施するためには、まず、海岸漂着物等の発生状況や原因について可能な限り把握し、施策の検討の資料として供することが必要である。このため、漂着ごみ等の回収実態等を把握することを目的として、全国で行われている漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみの回収実態を調査するとともに、発生抑制対策の実態を調査する。

#### 1.1.2 調査内容

調査内容は、①自治体による回収状況等、②民間団体による回収状況等に区分して実施した。本調査における区分ごとの調査対象データを表 1.1-1 にまとめた。

表 1.1-1 区分ごとの調査対象データ

調査対象	調査対象データ
①-1：海岸漂着物等地域対策推進事業	都道府県へのアンケート調査（平成 29 年度事業実績）
①-2：都道府県及び市町村が実施・把握している清掃活動	都道府県へのアンケート調査（平成 29 年度事業実績） 海岸漂着物処理推進法施行状況調査の問 13_別紙
②-1：（一社）JEAN	国際海岸クリーンアップの実績
②-2：（公財）環日本海環境協力センター（NPEC）	海辺の漂着物調査による回収処理実績のアンケート調査
②-3：環境省の委託調査	本業務で実施した現地調査のデータ

### 1.2 自治体による回収状況等

自治体による回収状況等では、漂着ごみの回収量、都道府県及び市町村での清掃活動（回収量）、漂流・海底の堆積物の回収量、発生抑制対策費について集計した。

調査方法は、環境省が都道府県から収集した事業実績（回収処理に係る契約単位ごと又は個別の海岸・海域毎の詳細なデータ）を基に、原則として都道府県ごと、一部は 12 地域ごとに集計した。

なお、海岸漂着物等地域対策推進事業のデータの回収量は、重量と容積で報告されているが、重量または容積の一方だけで報告されているデータに対しては、これまでの検討会で定めた値を用いて重量と容積間の換算を行って集計した。重量と容積の換算値は、平成 24 年度事業より決定した換算値（0.17t/m<sup>3</sup>）を用いた。現地で使用されている換算値がある場合には、それを使用した。

### 1.2.1 平成 29 年度 海岸漂着物等地域対策推進事業による漂着ごみの回収量

平成 29 年度 海岸漂着物等地域対策推進事業による漂着ごみの回収量（都道府県別）を表 1.2-1、図 1.2-1 に示す。

清掃延べ距離（km）では、5,176.9km と神奈川県が突出して多く、次いで、静岡県、鹿児島県、新潟県、大分県、長崎県の順に多かった。神奈川県では、長年にわたって県南部の長い海岸線を清掃しており、静岡県では、静岡市、清水市、沼津市、浜名湖を主体に清掃活動が盛んである。鹿児島県、新潟県、長崎県では、データ数も多かった。

回収量の重量（t）および容積（m<sup>3</sup>）では、それぞれ 18,567.2 t、41,353.8m<sup>3</sup> と北海道が突出して多かった。回収物は流木が主体であった。清掃延べ距離が多かった自治体を主体に、回収量の重量や容積も多い傾向が見られた。また、回収物の内訳（重量：t）をみると、人工物の 15%と比べて、自然物が 72%と非常に多かった。容積でも同様であった。

平成 29 年度 海岸漂着物等地域対策推進事業による漂着ごみの回収量（12 地域別）を、図 1.2-2（12 地域の区分）、図 1.2-3 に示す。

清掃延べ距離（km）、回収量の重量（t）や容積（m<sup>3</sup>）をみると、都道府県別で多かった北海道、神奈川県、静岡県、鹿児島県、新潟県、大分県、長崎県などを含んでいる地域での数値が大きくなっていた。

地域グリーンニューディール基金及び海岸漂着物等地域対策推進事業による漂着ごみの回収量の推移（都道府県別）を表 1.2-3 に、その回収量と清掃延べ距離の全国計の推移を図 1.2-4 に示す。

回収量の全国計は、近年、3～4 万 t 程度であり、清掃延べ距離の全国計は、平成 29 年度には 1 万 km を超えた。

表 1.2-1 平成 29 年度 海岸漂着物等地域対策推進事業による漂着ごみの回収量  
(都道府県別)

No.	都道府県名	データ数	清掃延べ距離 (km)	回収量		回収物の内訳(重量 : t)			回収物の内訳(容積 : m <sup>3</sup> )		
				重量 (t)	容積 (m <sup>3</sup> )	人工物	自然物	不明	人工物	自然物	不明
1	北海道	43	125.7	18,567.2	41,353.8	181.2	18,381.1	4.8	1,212.3	39,839.9	33.9
2	青森県	127	181.4	1,102.8	6,925.7	237.0	826.1	28.8	2,090.0	4,582.5	171.3
4	宮城県	6	13.5	285.1	1,255.3	104.6	171.2	9.2	343.1	755.6	38.5
5	秋田県	32	107.8	518.3	2,921.4	134.1	334.2	50.0	815.0	1,783.4	248.4
6	山形県	76	37.1	1,246.6	6,743.8	781.2	436.7	28.8	4,305.1	2,267.4	171.3
8	茨城県	8	63.9	90.7	558.1	25.7	57.1	8.0	138.8	30.4	6.4
12	千葉県	8	10.6	777.8	3,918.1	33.8	537.2	206.8	155.6	3,162.2	600.3
13	東京都	52	16.0	138.6	865.8	33.6	104.5	0.4	183.4	122.6	3.8
14	神奈川県	48	5,176.9	2,402.7	15,497.4	0.0	0.0	0.0	2,329.6	13,167.8	0.0
15	新潟県	243	496.5	2,012.6	11,799.9	708.3	1,223.9	42.3	2,093.4	6,732.2	871.0
16	富山県	45	215.7	971.1	2,401.5	66.1	593.0	311.9	172.0	1,652.6	576.9
17	石川県	47	67.2	637.0	3,371.6	276.6	214.5	146.0	1,701.6	979.8	690.2
18	福井県	44	43.1	729.6	3,748.8	280.1	432.9	10.4	1,722.0	1,936.5	90.2
22	静岡県	64	1,849.3	1,590.0	6,679.9	95.7	782.5	55.2	609.0	4,396.0	257.3
23	愛知県	22	48.8	308.6	1,985.6	44.3	255.3	1.6	320.0	1,606.2	11.7
24	三重県	26	30.9	981.7	2,513.1	37.8	333.3	0.3	123.1	1,581.0	2.5
26	京都府	38	93.5	296.4	1,415.7	85.7	200.0	10.7	748.8	566.9	63.2
28	兵庫県	82	128.3	1,130.3	3,975.8	156.5	940.1	33.7	996.7	2,859.0	83.5
30	和歌山県	17	9.3	183.5	1,246.5	6.1	176.7	0.7	138.7	1,097.0	10.8
31	鳥取県	37	75.8	409.8	1,742.8	201.5	143.9	64.5	723.0	647.1	371.9
32	島根県	136	250.3	940.0	4,091.1	453.2	482.7	4.1	2,683.6	1,388.4	0.0
33	岡山県	16	17.6	16.7	54.9	4.7	11.9	0.1	12.7	37.7	0.0
34	広島県	24	33.7	190.0	1,492.5	111.4	73.1	5.5	616.6	477.5	5.5
35	山口県	66	214.7	322.7	1,829.5	161.0	158.3	3.4	773.5	1,020.2	19.6
36	徳島県	9	4.1	356.4	806.9	31.3	323.6	1.6	95.5	689.9	11.2
37	香川県	5	2.9	8.0	57.3	8.0	0.0	0.0	57.3	0.0	0.0
38	愛媛県	8	6.9	73.0	523.5	20.0	46.3	6.8	143.6	331.1	48.8
39	高知県	24	25.4	879.6	6,116.5	65.1	811.9	2.6	263.5	5,848.6	4.4
40	福岡県	34	147.9	316.3	2,372.4	58.0	246.8	11.4	294.5	577.9	87.9
41	佐賀県	21	148.8	1,255.7	5,587.3	126.1	287.4	722.0	805.7	1,607.5	2,776.4
42	長崎県	256	308.5	1,841.3	16,662.2	1,038.9	785.3	1.2	12,455.7	4,007.9	23.0
43	熊本県	50	61.9	182.1	1,039.1	41.5	138.9	1.6	201.6	826.3	11.2
44	大分県	51	441.1	1,459.0	10,608.6	20.7	1,405.5	32.8	152.0	8,685.7	235.9
45	宮崎県	20	4.5	345.4	3,587.2	5.8	339.7	0.0	78.9	3,508.3	0.0
46	鹿児島県	318	536.5	2,453.1	14,718.3	906.9	1,203.3	40.9	5,314.5	5,499.4	129.9
47	沖縄県	37	108.0	519.5	2,673.0	223.8	293.3	2.4	1,867.9	783.0	22.1
合計		2,140	11,103.8	45,539.3	193,141.2	6,766.4	32,752.1	1,850.4	46,738.4	125,055.7	7,678.8
						15%	72%	4%	24%	65%	4%
				A	B	A1	A2	A3	B1	B2	B3

注) 最下欄の回収物の内訳 : 内訳のデータが一部欠落しているため、内訳から算出した合計値と回収量の合計は一致しない。

すなわち、(A1+A2+A3)、(B1+B2+B3)の回収量の合計はA、Bと一致しない。これらの割合の合計も100%とはならない。

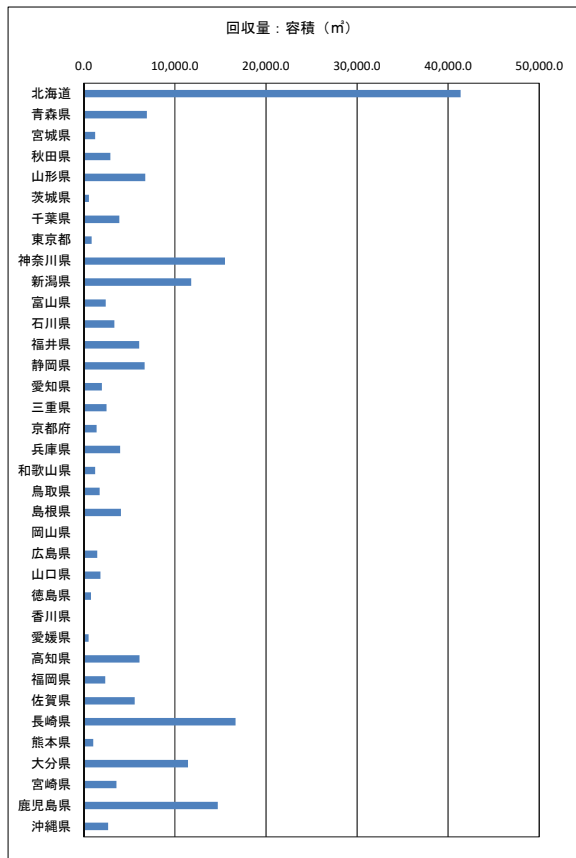
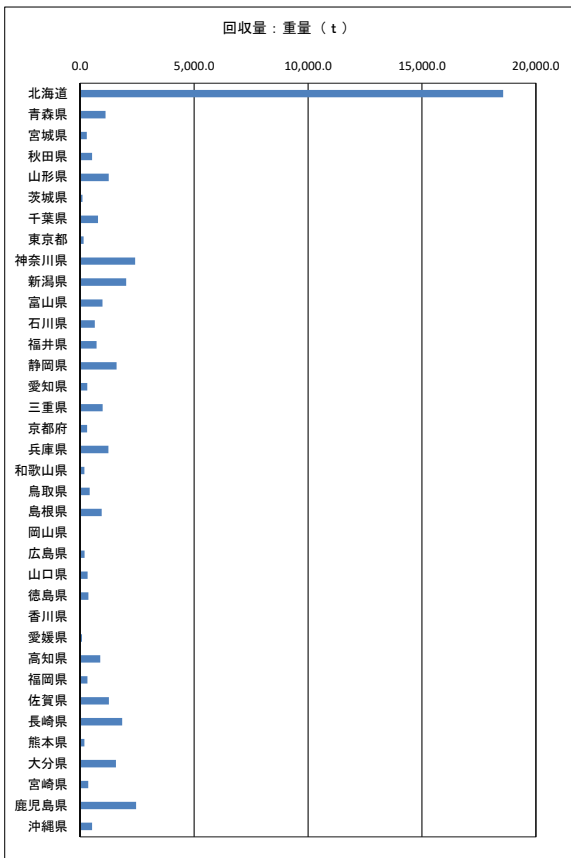
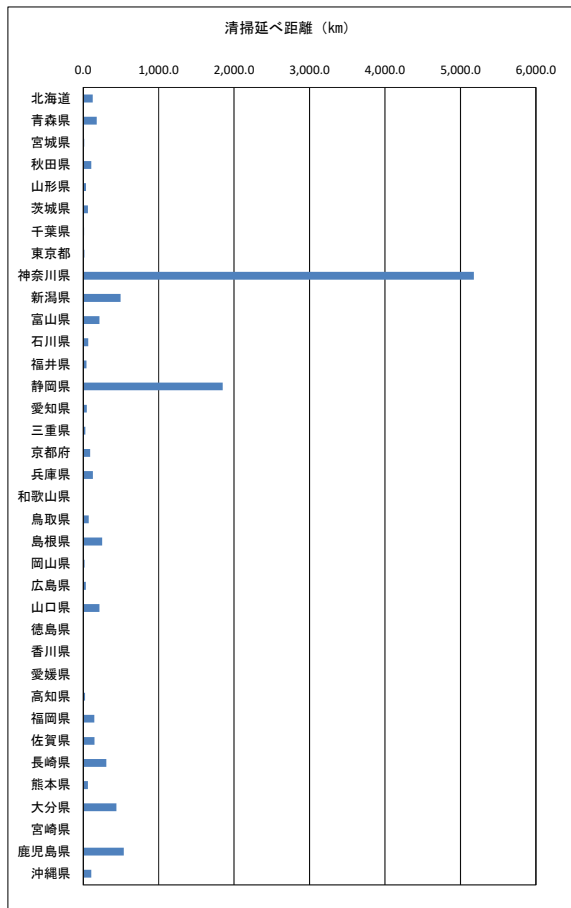


図 1.2-1 平成 29 年度 海岸漂着物等地域対策推進事業による漂着ごみの回収量 (都道府県別)

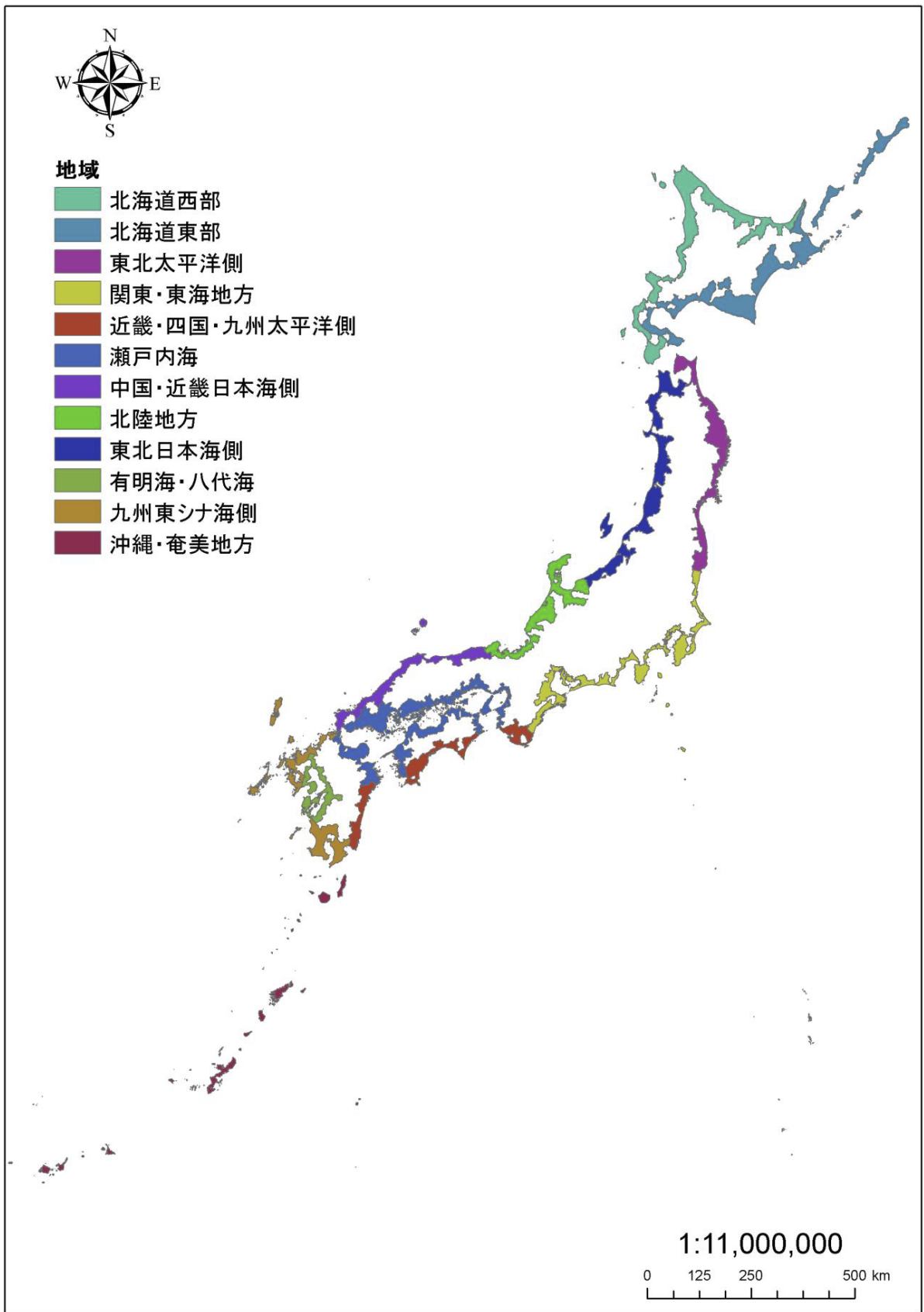


図 1.2-2 12 地域の区分

表 1.2-2 平成 29 年度 海岸漂着物等地域対策推進事業による漂着ごみの回収量  
(12 地域別)

No.	地域区分	データ数	清掃延べ距離 (km)	回収量		回収物の内訳 (重量 : t)			回収物の内訳 (容積 : m <sup>3</sup> )		
				重量 (t)	容積 (m <sup>3</sup> )	人工物	自然物	不明	人工物	自然物	不明
1	北海道西部	11	32.4	371.2	2,016.4	36.6	329.7	4.8	300.2	1,682.3	33.9
2	北海道東部	32	93.3	18,196.0	39,337.4	144.6	18,051.3	0.0	912.2	38,157.6	0.0
3	東北太平洋側	58	65.8	940.0	4,993.1	158.8	755.3	15.1	816.9	3,892.5	83.5
4	関東・東海地方	228	7,196.4	6,290.1	32,018.1	271.0	2,069.9	272.3	3,859.4	24,066.2	881.9
5	近畿・四国・九州太平洋側	56	35.8	1,382.0	10,665.9	85.9	1,292.8	3.3	481.8	10,168.8	15.3
6	瀬戸内海	207	595.0	2,655.1	17,400.6	315.0	2,284.2	55.9	2,125.3	12,929.0	387.3
7	中国・近畿日本海側	232	583.6	2,277.4	8,066.7	844.2	1,336.8	96.4	4,128.5	3,492.7	389.1
8	北陸地方	174	419.5	2,634.1	10,937.6	708.5	1,440.4	479.1	4,344.5	5,135.9	1,420.5
9	東北日本海側	426	770.4	4,225.4	24,653.1	1,806.4	2,236.7	144.0	8,829.7	12,228.5	1,416.9
10	有明海・八代海	96	322.2	1,678.4	8,085.2	182.1	649.9	740.6	631.2	2,679.2	2,851.7
11	九州東シナ海側	401	569.1	3,197.7	24,423.3	1,284.9	1,641.8	12.6	14,055.9	7,664.5	111.4
12	沖縄・奄美地方	219	420.2	1,691.9	10,543.8	928.4	663.3	26.4	6,252.9	2,958.4	87.3
合計		2,140	11,103.8	45,539.3	193,141.2	6,766.4	32,752.1	1,850.4	46,738.4	125,055.7	7,678.8
						15%	72%	4%	24%	65%	4%

注) 最下欄の回収物の内訳 : 内訳のデータが一部欠落しているため、内訳から算出した合計値と回収量の合計は一致しない。

すなわち、(A1+A2+A3)、(B1+B2+B3) の回収量の合計は A、B と一致しない。これらの割合の合計も 100% とはならない。

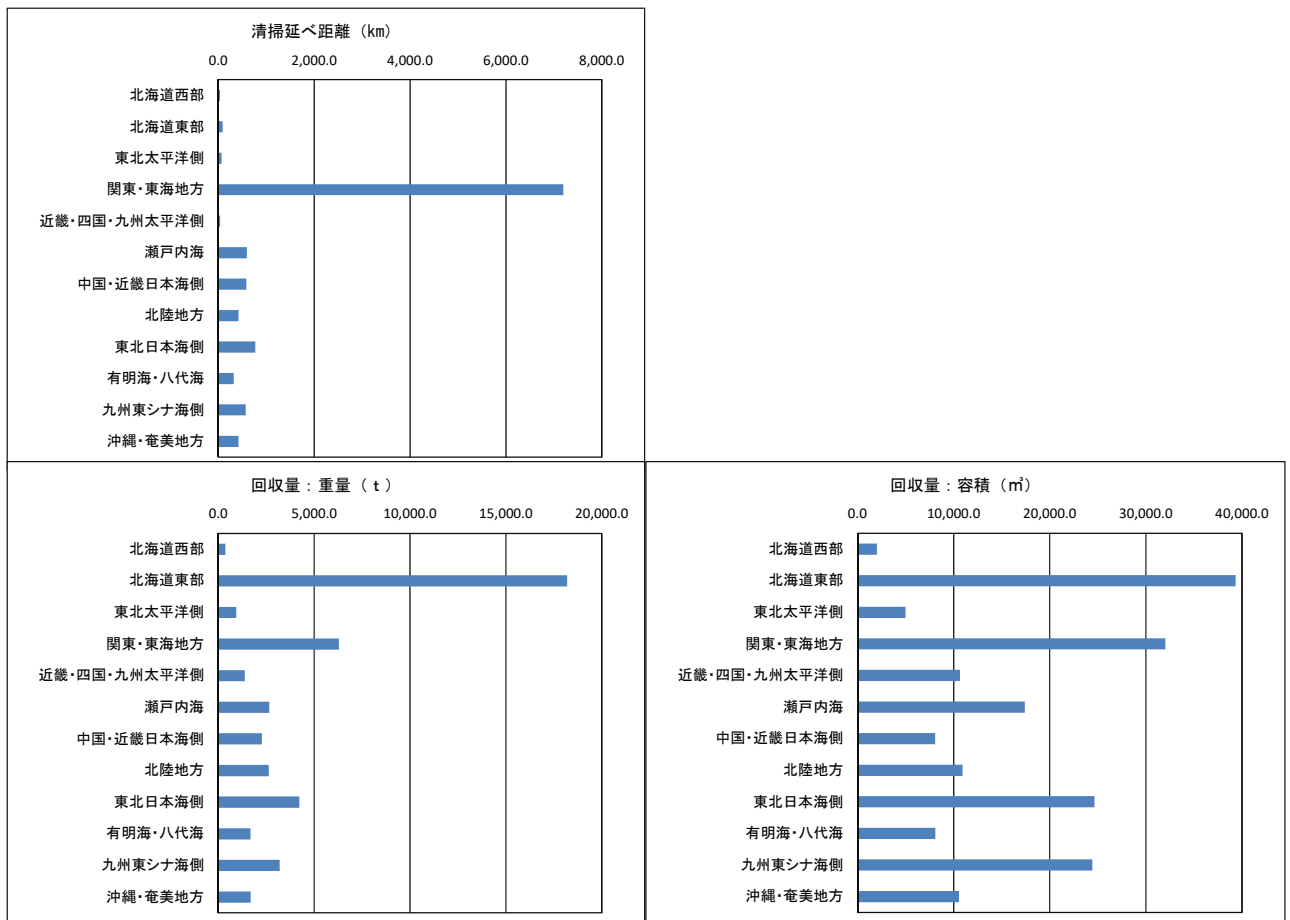


図 1.2-3 平成 29 年度 海岸漂着物等地域対策推進事業による漂着ごみの回収量  
(12 地域別)



表 1.2-3 (1) 地域グリーンニューディール基金及び海岸漂着物等地域対策  
推進事業による漂着ごみの回収量の推移（都道府県別）

No.	都道府県名	2009年度(平成21年度)			2010年度(平成22年度)			2011年度(平成23年度)		
		データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	海岸線長(km)
1	北海道	—	—	—	31	4,033	56	61	11,951	333
2	青森県	34	90	67	35	938	156	65	600	214
3	岩手県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	宮城県	—	—	—	—	—	—	1	211	4
5	秋田県	22	364	66	18	333	95	18	1,083	76
6	山形県	17	777	28	22	559	39	37	3,185	72
7	福島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	茨城県	—	—	—	—	—	—	3	33	2
12	千葉県	—	—	—	—	—	—	7	250	6
13	東京都	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	神奈川県	—	—	—	117	131	45	124	100	54
15	新潟県	31	970	71	63	1,130	82	159	1,767	190
16	富山県	7	203	42	47	215	97	91	1,894	138
17	石川県	1	2	3	14	474	36	29	1,319	103
18	福井県	3	1,621	1	6	39	9	35	2,270	33
22	静岡県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	愛知県	—	—	—	4	66	3	7	178	11
24	三重県	14	24	15	56	32	61	22	680	13
26	京都府	16	424	9	32	135	27	27	253	16
27	大阪府	2	1	4	1	1	5	1	1	1
28	兵庫県	63	422	71	334	637	744	352	3,940	462
30	和歌山県	5	145	1	7	171	2	22	751	7
31	鳥取県	—	—	—	120	221	305	0	0	0
32	島根県	1	1	4	3	167	1	62	1,743	29
33	岡山県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	広島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	山口県	24	127	15	48	249	60	121	275	166
36	徳島県	5	29	8	8	58	13	4	50	3
37	香川県	13	74	9	42	53	27	101	1,715	87
38	愛媛県	—	—	—	—	—	—	9	238	19
39	高知県	14	1,972	30	19	2,037	31	33	240	40
40	福岡県	6	46	4	10	66	176	15	424	64
41	佐賀県	2	0	4	11	558	47	4	357	30
42	長崎県	22	108	65	81	512	215	109	4,561	188
43	熊本県	11	49	16	30	138	20	40	210	50
44	大分県	—	—	—	1	13	1	7	65	14
45	宮崎県	2	371	13	2	51	0	9	788	24
46	鹿児島県	20	851	108	58	1,077	346	94	1,021	339
47	沖縄県	—	—	—	4	143	15	274	801	178
	計	335	8,671	655	1,224	14,238	2,714	1,943	42,956	2,964

注) — : 回収実績なしを示す。0 : 回収量では1トン未満を示し、海岸線長では1km未満を示す。

表 1.2-3 (2) 地域グリーンニューディール基金及び海岸漂着物等地域対策  
推進事業による漂着ごみの回収量の推移（都道府県別）

No.	都道府県名	2012年度(平成24年度)			2013年度(平成25年度)			2014年度(平成26年度)			
		データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	清掃回数	回収量(t)	海岸線長(km)
1	北海道	29	7,552	98	46	10,717	195	154	367	11,259	525
2	青森県	—	—	—	26	482	34	102	378	1,041	160
3	岩手県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	宮城県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	秋田県	—	—	—	13	494	75	12	43	378	38
6	山形県	29	941	54	32	1,253	20	48	189	2,092	31
7	福島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	茨城県	—	—	—	6	178	8	—	—	—	—
12	千葉県	—	—	—	10	1,013	6	6	8	1,111	7
13	東京都	—	—	—	3	11	5	43	62	142	15
14	神奈川県	—	—	—	246	2,536	172	449	3,022	4,315	248
15	新潟県	44	223	72	90	1,844	141	164	234	1,819	428
16	富山県	—	—	—	26	1,453	44	41	186	810	64
17	石川県	—	—	—	44	1,350	74	48	79	1,271	86
18	福井県	—	—	—	22	825	23	28	1,033	703	29
22	静岡県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	愛知県	—	—	—	15	360	26	23	508	481	56
24	三重県	—	—	—	32	1,566	55	43	90	3,074	44
26	京都府	—	—	—	29	371	19	30	44	351	20
27	大阪府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	兵庫県	—	—	—	64	549	55	83	234	1,062	147
30	和歌山県	—	—	—	8	298	7	15	19	644	15
31	鳥取県	—	—	—	45	976	57	52	478	487	59
32	島根県	11	234	2	47	4,666	61	99	368	2,102	98
333	岡山県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	広島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	山口県	72	102	120	40	326	130	59	331	328	147
36	徳島県	—	—	—	2	13	0	26	61	1,543	27
37	香川県	—	—	—	22	263	17	56	271	411	34
38	愛媛県	—	—	—	5	33	4	5	15	56	3
39	高知県	—	—	—	8	257	12	7	7	98	6
40	福岡県	—	—	—	20	157	21	16	337	159	74
41	佐賀県	—	—	—	10	264	14	12	19	156	24
42	長崎県	26	235	26	240	3,601	289	265	553	3,014	326
43	熊本県	—	—	—	14	209	23	—	—	—	—
44	大分県	—	—	—	5	187	4	62	1,110	1,074	88
45	宮崎県	—	—	—	5	241	35	30	149	1,190	18
46	鹿児島県	—	—	—	185	1,183	344	—	—	—	—
47	沖縄県	48	567	156	135	578	76	253	415	743	191
	計	259	9,854	528	1,495	38,254	2,048	2,231	10,610	41,913	3,009

注) —：回収実績なしを示す。0：回収量では1トン未満を示し、海岸線長では1km未満を示す。

表 1.2-3 (3) 地域グリーンニューディール基金及び海岸漂着物等地域対策  
推進事業による漂着ごみの回収量の推移（都道府県別）

No.	都道府県名	2015年度(平成27年度)				2016年度(平成28年度)				2017年度(平成29年度)			
		データ数	清掃回数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	清掃回数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	清掃回数	回収量(t)	海岸線長(km)
1	北海道	94	234	4,897	390	125	281	6,774	315	43	60	18,567	126
2	青森県	107	331	939	178	114	376	1,418	176	127	304	1,103	181
3	岩手県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	宮城県	7	234	382	27	10	151	576	354	6	100	285	14
5	秋田県	12	32	244	29	29	255	599	129	32	154	518	108
6	山形県	57	177	1,315	42	58	172	1,413	39	76	265	1,247	37
7	福島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	茨城県	3	14	33	9	8	49	82	30	8	107	91	64
12	千葉県	6	6	355	11	11	11	563	27	8	84	778	11
13	東京都	68	202	138	25	74	236	163	25	52	201	139	16
14	神奈川県	36	3,116	4,714	205	37	3025	2,565	132	48	3,217	2,403	5,177
15	新潟県	141	291	1,581	422	182	365	1,469	477	243	349	2,013	496
16	富山県	41	191	578	86	32	116	396	145	45	204	971	216
17	石川県	42	54	712	81	41	46	595	68	47	51	637	67
18	福井県	27	120	500	36	32	67	432	33	44	29	730	43
22	静岡県	46	922	1,887	108	47	921	1,645	1,556	64	912	1,590	1,849
23	愛知県	19	661	302	47	21	594	337	49	22	479	309	49
24	三重県	37	125	511	35	33	79	469	35	26	90	982	31
26	京都府	27	77	169	33	37	149	190	89	38	144	296	94
27	大阪府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	兵庫県	89	227	704	135	87	346	395	130	82	182	1,130	128
30	和歌山県	14	14	323	14	9	11	129	4	17	24	184	9
31	鳥取県	56	380	396	86	40	441	384	81	37	479	410	76
32	島根県	137	268	1,105	156	137	390	635	191	136	331	940	250
333	岡山県	11	19	26	11	15	20	18	17	16	21	17	18
34	広島県	—	—	—	—	12	159	117	20	24	226	190	34
35	山口県	66	250	622	224	62	429	348	132	66	461	323	215
36	徳島県	10	20	1,093	13	8	73	101	6	9	19	356	4
37	香川県	14	92	32	8	8	43	32	8	5	5	8	3
38	愛媛県	1	7	2	1	2	11	4	2	8	50	73	7
39	高知県	10	15	393	510	17	17	223	16	24	25	880	25
40	福岡県	13	320	91	58	21	384	179	70	34	209	316	148
41	佐賀県	13	35	140	18	20	35	633	338	21	100	1,256	149
42	長崎県	262	443	2,092	480	233	663	1,977	340	256	418	1,841	308
43	熊本県	36	411	360	46	51	410	239	68	50	494	182	62
44	大分県	15	414	500	38	34	364	1,605	405	51	318	1,459	441
45	宮崎県	6	6	100	4	19	83	922	37	20	79	345	4
46	鹿児島県	342	4,839	1,778	505	300	4,446	2,155	473	318	2,813	2,453	536
47	沖縄県	100	162	185	64	85	369	129	330	37	391	520	108
	計	1,965	14,709	29,198	4,132	2,051	15,785	29,931	6,347	2,140	13,395	45,539	11,104

注) — : 回収実績なしを示す。0 : 回収量では1トン未満を示し、海岸線長では1km未満を示す。

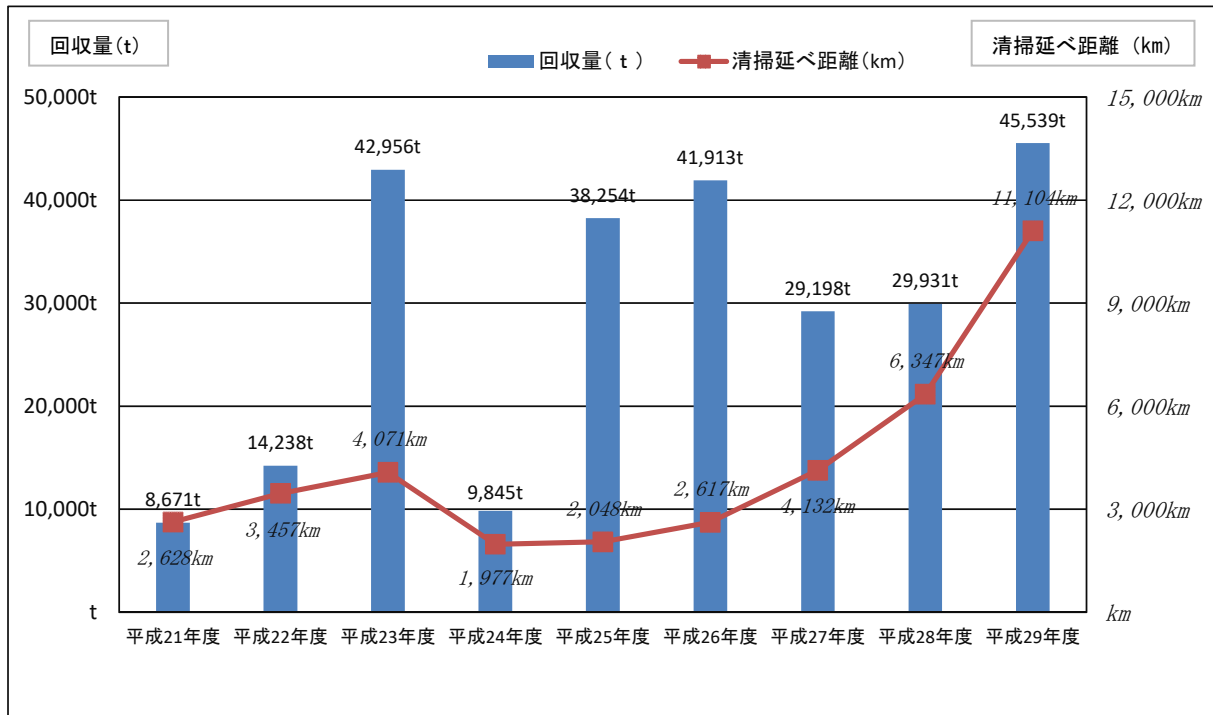


図 1.2-4 地域グリーンニューディール基金及び海岸漂着物等地域対策推進事業による漂着ごみの回収量と清掃延べ距離の推移

### 1.2.2 都道府県及び市町村が実施または把握している清掃活動での回収量の推移（都道府県別）

都道府県及び市町村が実施または把握している清掃活動での回収量の推移（都道府県別）を表 1.2-4 に、平成 29 年度の回収量（都道府県別）を図 1.2-5 に示す。

清掃回数又は事業件数は、1,176 件と千葉県が突出して多く、次いで、沖縄県、島根県、大阪府の順に多かった。

回収量（t）をみると、3,039 t と佐賀県が突出して多く、次いで、三重県、福岡県の順に多かった。清掃回数又は事業件数が多かった自治体が、回収量も多いという傾向はあまり明確ではなかった。

表 1.2-4 (1) 都道府県及び市町村が実施または把握している  
清掃活動での回収量の推移 (都道府県別)

No.	都道府県名	2010年度(平成22年度)			2011年度(平成23年度)		
		データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	海岸線長(km)
1	北海道	123	488	278	130	570	277
2	青森県	22	42	43	67	174	142
4	宮城県	—	—	—	—	—	—
5	秋田県	49	142	78	20	19	42
6	山形県	19	16	23	18	14	13
7	福島県	—	—	—	—	—	—
8	茨城県	38	43	27	31	99	40
12	千葉県	27	176	60	72	181	436
13	東京都	—	—	—	7	6	4
14	神奈川県	34	31	33	56	1,225	57
15	新潟県	60	251	165	33	287	49
16	富山県	71	67	29	31	910	42
17	石川県	13	238	40	18	173	58
18	福井県	19	383	77	9	95	32
22	静岡県	40	210	97	45	292	103
23	愛知県	10	17	8	74	95	406
24	三重県	30	503	18	24	83	18
26	京都府	12	48	23	15	1,119	30
27	大阪府	9	8	5	5	4	5
28	兵庫県	27	284	33	126	1,287	103
30	和歌山県	34	58	33	52	235	106
31	鳥取県	91	197	40	94	348	195
32	島根県	7	130	15	61	185	55
33	岡山県	13	36	28	26	31	47
34	広島県	21	48	24	36	35	91
35	山口県	59	143	63	98	139	82
36	徳島県	—	—	—	1	14	0
37	香川県	58	99	29	17	98	74
38	愛媛県	35	90	27	26	54	28
39	高知県	31	39	87	36	56	53
40	福岡県	34	1,203	71	45	1,330	78
41	佐賀県	73	359	65	15	33	48
42	長崎県	32	35	53	111	318	178
43	熊本県	58	297	42	78	286	183
44	大分県	28	45	85	89	81	131
45	宮崎県	46	30	41	49	65	51
46	鹿児島県	156	491	233	99	366	179
47	沖縄県	22	58	23	29	64	38
	合計	1,401	6,305	1,993	1,743	10,372	3,474

注) —: 都道府県及び市町村による回収実績がないか、把握されていないことを示す。

0: 回収量では1トン未満を示し、海岸線長では1km未満を示す。

表 1.2-4 (2) 都道府県及び市町村が実施または把握している  
清掃活動での回収量の推移（都道府県別）

No.	都道府県名	2012年度(平成24年度)			2013年度(平成25年度)		2014年度(平成26年度)	
		データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	データ数	回収量(t)
1	北海道	141	381	266	1	85	—	—
2	青森県	48	115	61	103	530	25	189
4	宮城県	—	—	—	—	—	—	—
5	秋田県	7	32	11	—	—	—	—
6	山形県	3	1	3	—	—	—	—
7	福島県	—	—	—	—	—	—	—
8	茨城県	15	15	17	—	—	—	—
12	千葉県	17	110	48	1,515	281	1,755	195
13	東京都	3	0	3	—	—	—	—
14	神奈川県	27	142	34	5	0	—	—
15	新潟県	26	120	27	295	176	64	64
16	富山県	26	232	14	—	—	—	—
17	石川県	65	150	97	28	385	20	224
18	福井県	18	90	9	181	44	155	3,918
22	静岡県	29	284	70	21	0	—	—
23	愛知県	51	306	157	1,083	400	1,433	137
24	三重県	17	32	23	118	1,212	57	200
26	京都府	7	74	10	56	321	7	1
27	大阪府	5	5	5	12	129	4	4
28	兵庫県	32	59	24	—	—	—	—
30	和歌山県	49	297	48	409	831	331	311
31	鳥取県	10	29	23	—	—	—	—
32	島根県	66	105	46	5	158	89	142
33	岡山県	7	5	8	—	—	28	0
34	広島県	35	54	46	118	238	108	182
35	山口県	86	193	75	35	63	10	24
36	徳島県	9	13	6	—	—	2	66
37	香川県	83	207	49	333	435	380	421
38	愛媛県	21	74	22	74	310	94	255
39	高知県	37	37	50	—	—	—	—
40	福岡県	61	3,839	102	304	207	302	1,183
41	佐賀県	19	50	30	—	—	—	—
42	長崎県	93	313	126	—	—	—	—
43	熊本県	27	68	42	12	540	10	89
44	大分県	45	83	100	11	9	3	16
45	宮崎県	32	58	34	—	—	25	0
46	鹿児島県	155	157	124	17	32	3	8
47	沖縄県	20	78	25	128	49	25	0
	合計	1,392	7,807	1,832	4,864	6,433	4,930	7,629

注) —：都道府県及び市町村による回収実績がないか、把握されていないことを示す。

0：回収量では1トン未満を示し、海岸線長では1km未満を示す。

表 1.2-4 (3) 都道府県及び市町村が実施または把握している  
清掃活動での回収量の推移（都道府県別）

No.	都道府県名	2015年度(平成27年度)		2016年度(平成28年度)		2017年度(平成29年度)	
		データ数	回収量(t)	データ数	回収量(t)	データ数	回収量(t)
1	北海道	2	0	—	—	—	—
2	青森県	—	—	—	—	—	—
4	宮城県	267	426	47	646	102	73
5	秋田県	—	—	—	—	4	5
6	山形県	—	—	—	—	—	—
7	福島県	—	—	—	—	13	3
8	茨城県	—	—	—	—	—	—
12	千葉県	1,213	221	1,213	207	1,176	517
13	東京都	—	—	—	—	252	77
14	神奈川県	—	—	—	—	—	—
15	新潟県	226	166	195	60	27	14
16	富山県	—	—	12	11	1	189
17	石川県	18	183	12	176	62	212
18	福井県	—	—	25	123	22	396
22	静岡県	6	33	6	47	59	63
23	愛知県	29	16	6	23	—	—
24	三重県	9	435	15	48	17	1,192
26	京都府	9	68	36	152	3	74
27	大阪府	347	6	408	3	284	843
28	兵庫県	—	—	—	—	83	483
30	和歌山県	299	167	269	179	19	45
31	鳥取県	—	—	—	—	—	—
32	島根県	268	86	227	19	306	99
33	岡山県	62	11	64	0	6	—
34	広島県	99	211	153	124	153	53
35	山口県	—	—	17	23	3	25
36	徳島県	7	—	1	2	—	—
37	香川県	284	400	267	536	53	164
38	愛媛県	—	—	176	81	122	218
39	高知県	6	281	—	—	—	—
40	福岡県	303	1,140	90	995	126	1,146
41	佐賀県	—	—	1	0	139	3,039
42	長崎県	—	—	—	—	—	—
43	熊本県	7	8	—	—	2	122
44	大分県	14	9	9	20	11	136
45	宮崎県	11	9	—	—	102	73
46	鹿児島県	49	9	31	8	2	5
47	沖縄県	287	104	227	69	350	499
	合計	3,822	3,991	3,507	3,551	3,499	9,766

注) —：都道府県及び市町村による回収実績がないか、把握されていないことを示す。

0：回収量では1トン未満を示し、海岸線長では1km未満を示す。



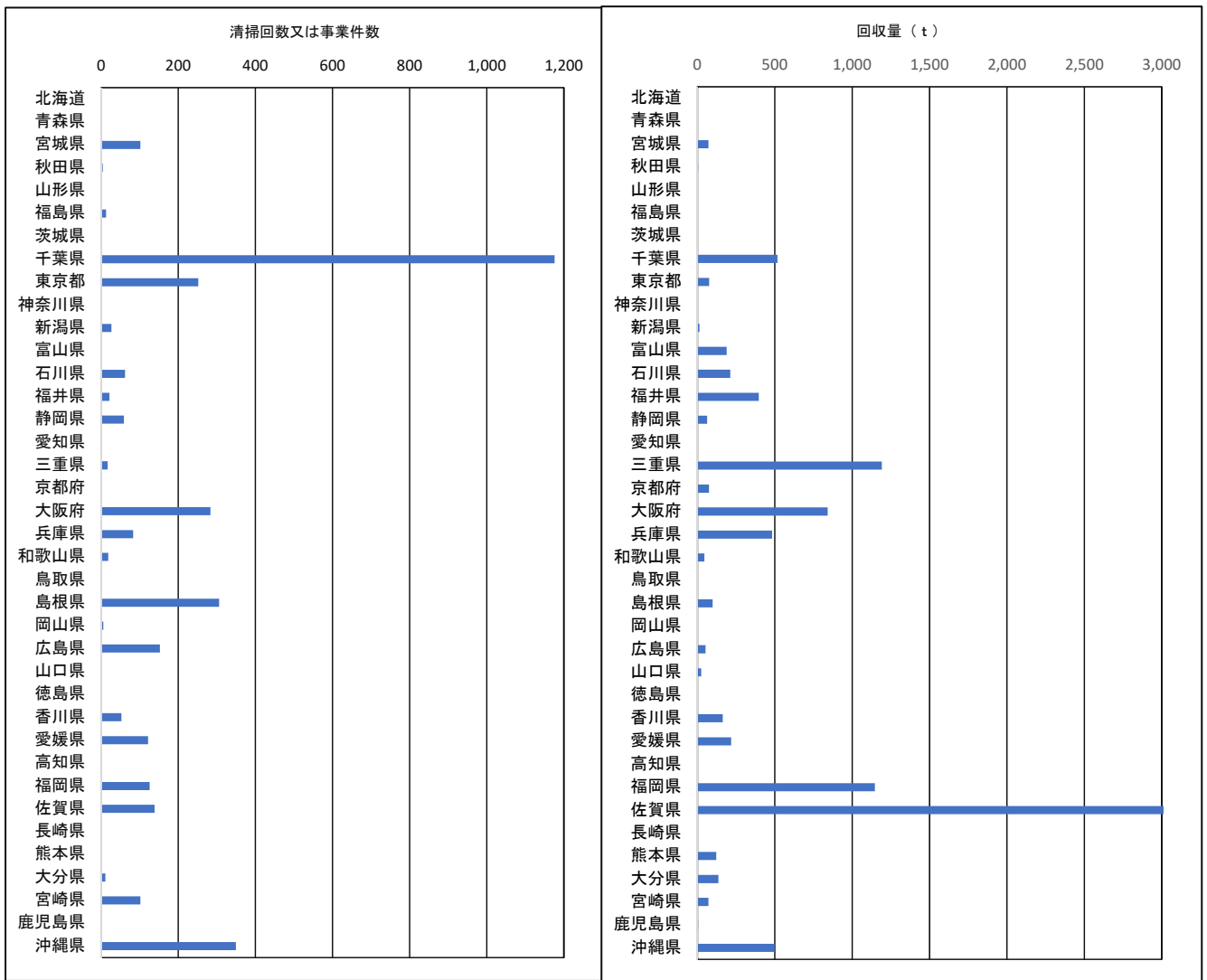


図 1.2-5 平成 29 年度 都道府県及び市町村が実施または把握している  
清掃活動での回収量（都道府県別）

### 1.2.3 平成 29 年度 海岸漂着物等地域対策推進事業による漂流物・海底の堆積物の回収量（都道府県別）

平成 29 年度 海岸漂着物等地域対策推進事業による漂流物・海底の堆積物の回収量（都道府県別）を表 1.2-5、図 1.2-6 に示す。

清掃回数は、446 回と大阪府が最も多く、次いで、熊本県、鹿児島県、三重県、愛媛県の順に多かった。

回収量の重量（t）では、353.4 t と熊本県が最も多く、次いで、鹿児島県、愛知県、三重県の順に多かった。この傾向は、容積（m<sup>3</sup>）でも同様であった。また、回収物の内訳（重量：t）をみると、人工物の 22% と比べて、自然物が 66% と非常に多かった。容積でも同様であった。

表 1.2-5 平成 29 年度 海岸漂着物等地域対策推進事業による漂流物・海底の堆積物の回収量（都道府県別）

No.	都道府県名	清掃回数	回収量		回収物の内訳(重量：t)			回収物の内訳(容積：m <sup>3</sup> )			人工物比率 ：重量 (%)	人工物比率 ：容積 (%)
			重量 (t)	容積 (m <sup>3</sup> )	人工物	自然物	不明	人工物	自然物	不明		
1	北海道	6	0.1	0.7	0.1	0.1	0.0	0.3	0.4	0.0	40	40
2	青森県	3	13.9	65.0	10.8	3.1	0.0	60.1	4.9	0.0	78	92
4	宮城県	81	13.1	77.1	0.0	12.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0
13	東京都	15	3.1	30.8	3.1	0.0	0.0	30.5	0.3	0.0	99	99
15	新潟県	2	9.5	73.9	8.9	0.6	0.0	69.4	4.5	0.0	94	94
18	福井県	3	8.3	32.0	3.8	4.5	0.0	16.0	16.0	0.0	45	50
22	静岡県	5	1.4	9.0	1.4	0.0	0.0	9.0	0.0	0.0	100	100
23	愛知県	73	52.5	338.0	0.2	2.4	0.0	93.3	244.6	0.0	0	28
24	三重県	213	42.9	252.4	12.9	25.7	4.3	0.0	0.0	0.0	30	0
27	大阪府	446	19.6	56.0	15.7	2.0	2.0	44.8	5.6	5.6	80	80
33	岡山県	6	2.0	14.6	1.6	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	80	1
35	山口県	46	29.6	98.9	17.8	11.7	0.0	71.3	27.6	0.0	60	72
36	徳島県	3	9.5	63.4	1.9	7.6	0.0	12.4	51.0	0.0	20	20
37	香川県	44	16.3	96.1	9.0	6.0	1.4	41.1	32.2	22.8	55	43
38	愛媛県	110	31.0	154.2	16.3	13.0	1.7	115.9	36.1	2.2	52	75
41	佐賀県	8	26.0	100.5	0.0	0.0	26.0	0.0	0.0	100.5	0	0
42	長崎県	1	2.4	28.0	2.4	0.0	0.0	28.0	0.0	0.0	100	100
43	熊本県	299	353.4	2,629.3	35.3	318.1	0.0	262.9	2,366.4	0.0	10	10
46	鹿児島県	222	87.6	633.6	17.5	70.1	0.0	126.7	506.9	0.0	20	20
	合計	1,586	722.2	4,753.4	158.6	477.9	35.5	981.8	3,296.7	131.0	22	21
					22	66	5	21	69	3		
			A	B	A1	A2	A3	B1	B2	B3		

注) アンケート調査結果では、漂流物、海底の堆積物の区別がないため、回収量は漂流物と海底の堆積物の合計値である。  
 最下欄の回収物の内訳：内訳のデータが一部欠落しているため、内訳から算出した合計値と回収量の合計は一致しない。  
 すなわち、(A1+A2+A3)、(B1+B2+B3)の回収量の合計はA、Bと一致しない。これらの割合の合計も100%とはならない。

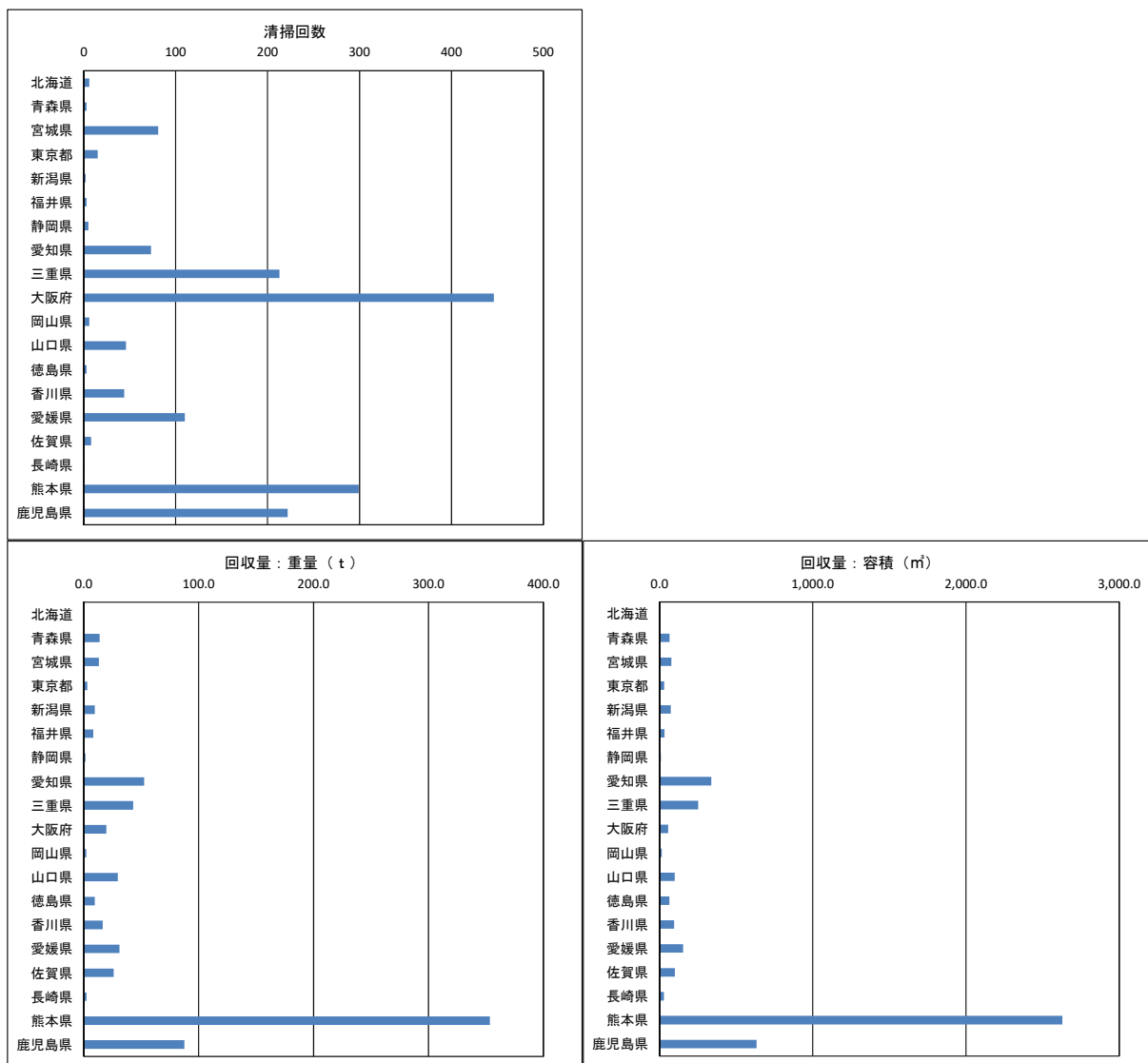


図 1.2-6 平成 29 年度 海岸漂着物等地域対策推進事業による漂流物・海底の体積物の回収量（都道府県別）

#### 1.2.4 平成 29 年度 海岸漂着物等地域対策推進事業による発生抑制対策費（都道府県別）

平成 29 年度 海岸漂着物等地域対策推進事業による発生抑制対策費(都道府県別)を表 1.2-6 に示す。

発生抑制対策費では、3,667 万円と長崎県が最も多く、次いで、山形県、三重県、沖縄県、富山県の順に多かった。その内容は、小中学生と保護者への体験型環境教育プログラム、調査・普及啓発・連携交流事業、東海 3 県を対象とした啓発キャンペーン、韓国・中国との交流事業などで多種多様であった。

表 1.2-6 平成 29 年度 海岸漂着物等地域対策推進事業による  
発生抑制対策費（都道府県別）

No.	都道府県名	事業費（千円）	事業件数
5	秋田県	3,040.0	2
6	山形県	28,353.7	7
12	千葉県	799.8	1
13	東京都	2,141.4	3
14	神奈川県	2,472.0	1
15	新潟県	950.0	1
16	富山県	15,980.9	5
17	石川県	347.7	1
22	静岡県	136.6	1
23	愛知県	7,986.5	4
24	三重県	17,221.0	6
26	京都府	2,500.0	3
28	兵庫県	1,200.0	1
30	和歌山県	973.8	4
31	鳥取県	3,055.0	1
32	島根県	355.0	3
33	岡山県	7,818.4	5
34	広島県	4,787.0	1
35	山口県	6,183.0	2
36	徳島県	6,484.0	7
37	香川県	6,038.0	1
38	愛媛県	1,220.0	1
39	高知県	297.7	2
40	福岡県	2,616.8	3
42	長崎県	36,667.9	17
43	熊本県	3,644.6	8
46	鹿児島県	2,173.1	4
47	沖縄県	16,753.5	7
	合計	182,197.4	102

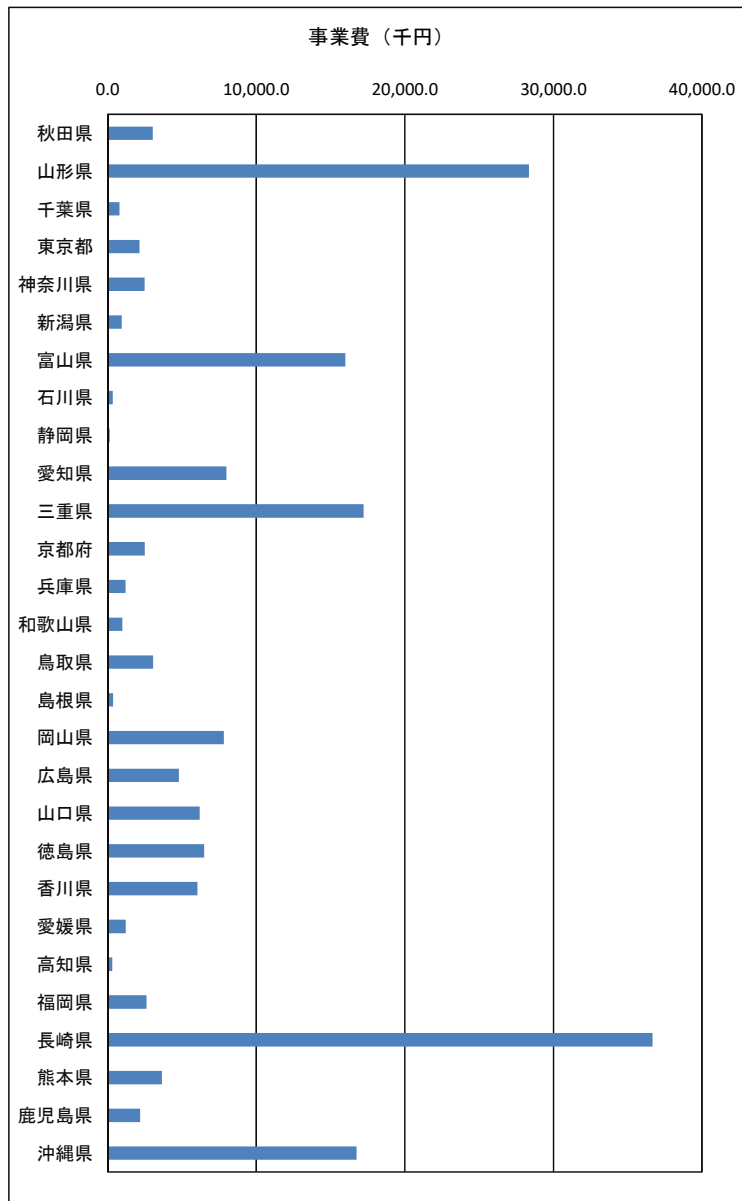


図 1.2-7 平成 29 年度 海岸漂着物等地域対策推進事業による  
発生抑制対策費（都道府県別）

### 1.3 民間団体による回収状況等

民間団体による回収状況等では、漂着物調査における回収量、環境省の委託調査での回収量、発生抑制対策について、把握した。

調査方法は、(一社) JEAN、(公財) 環日本海環境協力センター (NPEC) の協力を得て、関連情報を収集し、都道府県ごとに集計した。

#### 1.3.1 民間団体による回収量の推移

JEAN の国際海岸クリーンアップによる回収量の推移 (都道府県別) を表 1.3-1 に示す。

平成 29 年度では、データ数は 176 で、回収量の合計は 93.20 t、海岸線長は 112.62km であった。

NPEC の海辺の漂着物調査による回収量の推移 (都道府県別) を表 1.3-2 に示す。

平成 29 年度では、データ数は 18 で、回収量の合計は 0.17 t、海岸線長は 0.21km であった。

平成 29 年度 民間団体による回収量 (都道府県別) (表 1.3-1 と表 1.3-2 の合計値) を表 1.3-3 に示す。

表 1.3-1 (1) JEAN の国際海岸クリーンアップによる回収量の推移（都道府県別）

都道府県名	2010年度(平成22年度)			2011年度(平成23年度)			2012年度(平成24年度)		
	データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	海岸線長(km)
北海道	12	2.40	4.82	5	1.06	0.52	5	0.80	1.23
青森県	1	0.03	0.05	1	0.04	0.20	—	—	—
岩手県	6	2.08	2.00	—	—	—	—	—	—
宮城県	6	1.21	2.43	2	0.22	0.35	2	0.58	1.00
秋田県	1	0.07	0.20	2	0.11	0.23	2	0.13	0.49
山形県	4	5.06	0.53	4	0.51	0.52	4	0.76	1.30
福島県	1	0.04	0.20	—	—	—	—	—	—
茨城県	1	0.01	0.10	1	0.24	0.10	1	0.10	0.05
千葉県	8	2.61	4.48	9	3.16	4.11	6	0.38	1.21
東京都	17	4.82	7.87	13	5.25	4.39	10	2.84	2.26
神奈川県	56	9.79	36.23	24	10.95	16.64	7	0.39	1.15
新潟県	3	0.79	0.95	3	0.41	0.43	3	1.47	1.15
富山県	10	0.27	1.22	8	0.15	0.42	8	0.21	0.41
石川県	2	0.13	0.40	1	0.22	0.20	1	0.08	0.30
福井県	2	0.24	1.00	—	—	—	—	—	—
静岡県	8	0.85	1.74	4	0.07	0.48	7	0.80	2.22
愛知県	5	1.32	0.62	4	0.46	0.18	3	0.29	0.09
三重県	3	0.30	0.54	5	0.35	0.59	3	0.22	0.26
京都府	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪府	4	0.36	0.73	4	0.53	0.62	2	0.20	0.46
兵庫県	6	0.85	1.24	7	0.73	1.59	3	0.33	0.75
和歌山県	2	3.08	1.45	4	0.18	0.24	2	0.60	0.60
鳥取県	1	0.08	0.10	1	0.44	1.50	1	0.15	0.72
島根県	1	0.00	0.03	1	0.04	0.20	2	0.09	5.20
岡山県	4	0.36	0.72	2	0.03	0.07	3	0.08	0.26
広島県	4	0.33	1.22	3	0.14	0.45	4	0.28	0.89
山口県	3	1.86	1.50	3	0.99	0.66	—	—	—
徳島県	2	0.20	1.93	—	—	—	1	0.05	0.80
香川県	4	0.39	1.13	—	—	—	—	—	—
愛媛県	7	0.58	1.08	5	0.16	0.92	8	1.33	1.38
高知県	5	0.26	0.66	—	—	—	2	0.19	0.20
福岡県	4	1.36	3.21	6	0.96	2.61	6	1.08	2.28
佐賀県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長崎県	6	14.82	2.83	5	0.75	1.55	3	64.62	1.21
熊本県	6	0.89	1.27	5	0.52	1.12	4	0.30	1.15
大分県	2	0.06	0.06	4	0.59	3.25	3	0.61	3.21
宮崎県	1	0.30	0.50	1	0.20	0.50	1	0.30	0.50
鹿児島県	31	4.71	13.12	33	25.94	34.1	21	2.84	5.90
沖縄県	1	0.12	0.05	2	0.09	0.15	2	0.37	1.00
合計	240	62.6	98.2	172	55.5	78.9	130	82.5	39.6

注) — : 回収実績なしを示す。

表 1.3-1 (2) JEAN の国際海岸クリーンアップによる回収量の推移 (都道府県別)

No.	都道府県名	2013年度(平成25年度)			2014年度(平成26年度)			2015年度(平成27年度)		
		データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	海岸線長(km)
1	北海道	2	0.46	0.7	4	0.66	0.42	9	0.91	2.3
2	青森県	1	0	0	—	—	—	1	0.11	—
3	岩手県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	宮城県	3	0.93	3.2	4	1.04	1.96	3	—	0.6
5	秋田県	1	0.04	0.2	—	—	—	—	—	—
6	山形県	6	0.32	0.49	5	0.22	0.33	41	2.33	37.37
7	福島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	茨城県	—	—	—	1	0.09	0.3	2	0.09	0.32
12	千葉県	2	0.02	0.25	8	0.05	4.8	11	0.15	7.23
13	東京都	—	—	—	1	—	0.3	48	0.01	15.62
14	神奈川県	15	16.94	3.8	43	7.2	25.29	32	11.53	9.62
15	新潟県	2	0.12	0.35	3	0.33	0.8	1	0.05	0.4
16	富山県	4	0.11	0.26	3	0.07	0.29	8	0.07	0.37
17	石川県	1	0.25	0.4	2	0.15	2.3	2	0.15	0.5
18	福井県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	静岡県	8	0.18	1.42	3	0.04	0.97	10	0.99	2.69
23	愛知県	3	0.44	0.46	3	0.11	0.18	1	—	0.04
24	三重県	5	0.6	0.88	2	0.17	0.78	1	—	0.33
26	京都府	—	—	—	2	0.01	0.51	3	0.36	—
27	大阪府	2	0.08	0.53	4	0.21	0.55	6	0.17	0.77
28	兵庫県	3	0.4	5.16	4	0.55	1.24	2	0.31	—
30	和歌山県	—	—	—	1	0.07	0.05	1	0.05	—
31	鳥取県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32	島根県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33	岡山県	2	0.08	0.3	3	0.1	0.4	1	0	—
34	広島県	2	0.29	0.45	5	0.24	1.45	3	0.08	1.25
35	山口県	3	2	2	5	7.44	6.07	2	1.2	1.3
36	徳島県	4	1.02	3.2	4	1.61	2.48	5	6.16	2.78
37	香川県	—	—	—	2	0.01	0.2	3	—	0.2
38	愛媛県	1	0.07	0.05	3	—	0.8	5	0.46	0.79
39	高知県	1	0	0.05	2	—	0.25	1	0	—
40	福岡県	6	2.02	0.71	5	0.57	1.32	5	—	2.4
41	佐賀県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
42	長崎県	2	0.18	0.16	9	0.24	1.24	3	—	0.09
43	熊本県	3	0.15	0.58	6	0.11	1.31	3	0.26	1.2
44	大分県	3	0.91	0.22	3	0.27	3.21	4	0.91	3.03
45	宮崎県	1	0.06	0.5	1	—	0.2	1	—	0.2
46	鹿児島県	34	20.13	16.55	35	42.68	48.83	23	51.92	34.48
47	沖縄県	1	0.59	0.3	2	0.74	0.45	4	0.18	0.44
	合計	121	48.6	42.7	178	65	109.3	245	78.4	126.3

注) — : 回収実績なしを示す。



表 1.3-1 (3) JEAN の国際海岸クリーンアップによる回収量の推移（都道府県別）

No.	都道府県名	2016年度(平成28年度)			2017年度(平成29年度)		
		データ数	回収量(t)	海岸線長(km)	データ数	回収量(t)	海岸線長(km)
1	北海道	3	0.53	0.70	7	0.59	2.10
2	青森県	—	—	—	—	—	—
3	岩手県	—	—	—	—	—	—
4	宮城県	2	0.20	0.35	3	0.18	2.20
5	秋田県	—	—	—	1	0.10	0.20
6	山形県	38	1.50	59.15	8	6.67	3.89
7	福島県	—	—	—	—	—	—
8	茨城県	2	0.11	0.31	1	0.01	0.02
12	千葉県	4	0.34	0.93	7	0.75	4.80
13	東京都	43	7.74	15.74	13	1.44	4.71
14	神奈川県	22	15.92	8.20	41	30.62	18.28
15	新潟県	—	—	—	1	0.17	0.40
16	富山県	2	0.05	0.05	6	1.23	0.60
17	石川県	—	—	—	3	0.41	4.00
18	福井県	—	—	—	1	0.51	1.00
22	静岡県	3	0.11	1.16	6	0.19	1.46
23	愛知県	1	0.01	0.05	3	0.12	0.36
24	三重県	1	0.16	0.33	3	0.22	0.26
26	京都府	1	0.00	0.01	3	2.04	1.63
27	大阪府	6	0.50	1.36	2	0.06	0.25
28	兵庫県	2	0.38	0.70	3	0.30	0.77
30	和歌山県	—	—	—	3	0.19	0.41
31	鳥取県	—	—	—	1	0.57	6.67
32	島根県	—	—	—	—	—	—
33	岡山県	1	0.23	0.10	1	0.00	0.05
34	広島県	3	0.22	0.96	4	0.12	1.45
35	山口県	1	0.29	0.20	4	1.52	4.60
36	徳島県	1	0.42	0.50	2	0.52	1.00
37	香川県	—	—	—	3	0.46	0.75
38	愛媛県	1	0.02	0.30	4	0.14	1.10
39	高知県	1	0.01	0.05	3	0.08	0.18
40	福岡県	1	0.09	1.00	5	2.16	2.25
41	佐賀県	—	—	—	—	—	—
42	長崎県	3	0.29	0.04	—	—	—
43	熊本県	4	0.30	1.70	3	0.68	2.10
44	大分県	1	0.01	0.01	3	0.56	3.31
45	宮崎県	—	0.00	0.00	1	0.05	0.20
46	鹿児島県	5	0.44	1.30	21	39.45	40.57
47	沖縄県	—	—	—	6	1.11	1.06
	合計	152	29.9	95.2	176	93.2	112.6

注) — : 回収実績なしを示す。

表 1.3-2 NPEC の海辺の漂着物調査による回収量の推移（都道府県別）

No.	都道府県名	2010年度（平成22年度）			2011年度（平成23年度）			2014年度（平成26年度）		
		データ数	回収量 (t)	海岸線長 (km)	データ数	回収量 (t)	海岸線長 (km)	データ数	回収量 (t)	海岸線長 (km)
1	北海道	1	0.001	0.04	1	0.001	0.02	—	—	—
2	青森県	1	0.007	0.03	2	0.028	0.04	2	0.168	0.04
5	秋田県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	山形県	1	0.004	0.03	1	0.006	0.01	1	0.002	0.01
16	富山県	4	0.013	0.12	5	0.033	0.18	5	0.014	0.23
17	石川県	1	0.003	0.06	1	0.002	0.03	3	0.008	0.07
18	福井県	—	—	—	1	0.000	0.03	1	0.004	0.04
25	京都府	1	0.001	0.04	1	0.006	0.04	1	0.000	0.01
28	兵庫県	—	—	—	2	0.004	0.03	1	0.016	0.09
31	鳥取県	2	0.005	0.06	2	0.003	0.02	2	0.025	0.02
32	島根県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	山口県	1	0.045	0.10	2	0.085	0.03	1	0.009	0.04
40	福岡県	—	—	—	1	0.037	0.09	4	0.088	0.20
41	佐賀県	1	0.020	0.03	1	0.013	0.01	1	0.008	0.03
42	長崎県	—	—	—	1	0.013	0.01	2	0.026	0.02
	合計	13	0.1	0.51	21	0.231	0.54	24	0.369	0.80

No.	都道府県名	2015年度（平成27年度）			2016年度（平成28年度）			2017年度（平成29年度）		
		データ数	回収量 (t)	海岸線長 (km)	データ数	回収量 (t)	海岸線長 (km)	データ数	回収量 (t)	海岸線長 (km)
1	北海道	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	青森県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	秋田県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	山形県	1	0.013	0.03	1	0.026	0.03	1	0.004	0.01
16	富山県	5	0.033	0.22	5	0.046	0.22	5	0.019	0.05
17	石川県	3	0.008	0.12	2	0.007	0.12	2	0.019	0.02
18	福井県	1	0.001	0.03	1	0.001	0.03	1	0.001	0.01
25	京都府	1	0.001	0.03	1	—	0.03	1	0.001	0.01
28	兵庫県	1	0.002	0.01	1	0.004	0.01	1	0.001	0.01
31	鳥取県	2	0.020	0.06	2	0.022	0.06	3	0.004	0.03
32	島根県	3	0.078	0.09	2	0.016	0.07	—	—	—
35	山口県	3	0.112	0.18	3	0.103	0.18	3	0.117	0.04
40	福岡県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
41	佐賀県	1	0.011	0.03	1	0.048	0.03	1	0.004	0.03
42	長崎県	4	0.072	0.12	4	0.159	0.12	—	—	—
	合計	25	0.351	0.92	23	0.432	0.90	18	0.171	0.21

注)2017年度(平成29年度)のデータについては、環境省の補助金で実施したものは除いた。

表 1.3-3 平成 29 年度 民間団体による回収量（都道府県別）

No.	都道府県名	回収量 ( t )	調査距離 (km)
1	北海道	0.59	2.10
2	青森県	—	—
4	宮城県	0.18	2.20
5	秋田県	0.10	0.20
6	山形県	6.67	3.90
8	茨城県	0.01	0.02
12	千葉県	0.75	4.80
13	東京都	1.44	4.71
14	神奈川県	30.62	18.28
15	新潟県	0.17	0.40
16	富山県	1.25	0.65
17	石川県	0.43	4.02
18	福井県	0.51	1.01
22	静岡県	0.19	1.46
23	愛知県	0.12	0.36
24	三重県	0.22	0.26
26	京都府	2.04	1.64
27	大阪府	0.06	0.25
28	兵庫県	0.30	0.78
30	和歌山県	0.19	0.41
31	鳥取県	0.57	6.70
32	島根県	—	—
33	岡山県	0.00	0.05
34	広島県	0.12	1.45
35	山口県	1.64	4.64
36	徳島県	0.52	1.00
37	香川県	0.46	0.75
38	愛媛県	0.14	1.10
39	高知県	0.08	0.18
40	福岡県	2.16	2.25
41	佐賀県	0.00	0.03
42	長崎県	—	—
43	熊本県	0.68	2.10
44	大分県	0.56	3.31
45	宮崎県	0.05	0.20
46	鹿児島県	39.45	40.57
47	沖縄県	1.11	1.06
	合計	93.37	112.83

### 1.3.2 環境省の委託調査（都道府県別）による回収量

環境省の委託調査（都道府県別）による回収量を表 1.3-4 に示す。  
調査地点 10 地点の合計の回収量は、2.09 t であった。

表 1.3-4 環境省の委託調査（都道府県別）による回収量

No.	都道府県	調査地点	2017年度（平成29年度）		
			回数 (回)	回収量 (t)	海岸線長 (km)
1	北海道	抜海海岸	1	0.16	0.05
1	北海道	落石海岸	1	0.06	0.05
1	北海道	古川町海岸	1	0.57	0.05
2	青森県	尻屋漁港海岸	1	0.11	0.05
6	山形県	鳥崎海岸	1	0.42	0.05
13	東京都	底土海水浴場	1	0.05	0.05
28	兵庫県	松帆の浦海岸	1	0.28	0.05
32	島根県	古浦海水浴場	1	0.20	0.05
42	長崎県	八鉢朔鼻海岸	1	0.12	0.05
45	宮崎県	栄松ビーチ	1	0.11	0.05
		合計	10	2.09	0.50

### 1.3.3 発生抑制対策

NPEC の発生抑制対策活動を表 1.3-5 に示す。

NPEC の取組では、所在する富山県内を主な活動範囲としており、市民への海ごみ問題の浸透を目指した地域に根ざした取組を行っている。活動内容としては、写真パネル展示、体験講座、出前教室を実施しており、展示会などのイベントでは県内各所を巡回して開催している。

表 1.3-5 NPEC の発生抑制対策活動

名称	実施日	実施主体	実施場所
漂着物アート展	2017/6/8～7/2	(一財)氷見市花とみどりのまちづくり協会、NPEC	氷見市海浜植物園
漂着物アート キャラバン とやま環境フェア 2017 にて	2017/10/21～22	とやま環境フェア開催委員会 (富山県、富山市、環境とやま 県民会議、(公財)とやま環境財 団)	テクノホール(富山産 業展示館)

NPEC : NEAR プロジェクト海辺の漂着物調査報告書 2017 年度 概要版

#### 1.4 全国の海岸漂着物の回収量の推移（都道府県別）

総括として、全国の海岸漂着物の回収量の推移（都道府県別）を表 1.4-1 に示す。

表 1.4-1 (1) 全国の海岸漂着物の回収量の推移（都道府県別（トン））

No.	都道府県名	2009年度（平成21年度）						2010年度（平成22年度）					
		GND	環境省	市町村	港湾	民間	計	GND	環境省	市町村	港湾	民間	計
1	北海道	—	56	233	—	40	329	4,033	67	488	—	2	4,590
2	青森県	90	—	98	—	—	187	938	—	42	34	0	1,014
3	岩手県	—	—	33	—	0	33	—	—	—	—	2	2
4	宮城県	—	—	23	—	—	23	—	—	—	—	1	1
5	秋田県	364	—	8	—	—	372	333	—	142	—	0	475
6	山形県	777	—	54	—	—	831	559	—	16	—	5	579
7	福島県	—	—	16	—	—	16	—	—	—	—	0	0
8	茨城県	—	—	56	—	1	57	—	2	43	—	0	45
12	千葉県	—	—	276	—	—	276	—	—	176	815	3	994
13	東京都	—	—	24	—	—	24	—	—	—	—	5	5
14	神奈川県	—	—	250	—	4	254	131	—	31	—	10	173
15	新潟県	970	—	225	—	—	1,195	1,130	—	251	62	1	1,444
16	富山県	203	—	144	—	—	347	215	—	67	1	0	282
17	石川県	2	—	1,200	—	0	1,202	474	—	238	—	0	712
18	福井県	1,621	—	258	—	2	1,881	39	—	383	—	0	423
22	静岡県	—	—	125	—	—	125	—	—	210	12	1	223
23	愛知県	—	—	297	—	—	297	66	—	17	—	1	84
24	三重県	24	—	16	—	0	40	32	—	503	—	0	536
26	京都府	424	—	29	—	—	453	135	—	48	19	0	202
27	大阪府	1	—	8	—	—	9	1	—	8	—	0	10
28	兵庫県	422	—	59	—	—	481	637	1	284	195	1	1,118
30	和歌山県	145	15	43	—	0	204	171	4	58	—	3	236
31	鳥取県	—	32	116	—	—	148	221	—	197	20	0	438
32	島根県	1	206	173	—	—	380	167	35	130	0	0	332
33	岡山県	—	—	7	—	—	7	—	—	36	58	0	95
34	広島県	—	—	245	—	—	245	—	—	48	—	0	48
35	山口県	127	268	76	—	—	472	249	10	143	—	2	404
36	徳島県	29	—	25	—	—	53	58	—	—	6	0	65
37	香川県	74	—	52	—	6	132	53	—	99	39	0	192
38	愛媛県	—	—	37	—	1	38	—	—	90	—	1	91
39	高知県	1,972	—	49	—	—	2,021	2,037	—	39	244	0	2,321
40	福岡県	46	3	3,076	—	—	3,125	66	—	1,203	—	1	1,271
41	佐賀県	0	20	555	—	—	575	558	—	359	7	0	924
42	長崎県	108	243	139	—	0	490	512	—	35	151	15	713
43	熊本県	49	—	43	—	—	91	138	—	297	—	1	436
44	大分県	—	—	38	—	0	38	13	—	45	—	0	57
45	宮崎県	371	—	16	—	—	387	51	—	30	5	0	86
46	鹿児島県	851	—	238	—	89	1,179	1,077	1	491	—	5	1,574
47	沖縄県	—	217	65	—	6	288	143	8	58	—	0	209
	計	8,671	1,060	8,425	—	150	18,306	14,238	128	6,306	1,668	63	22,403

注) —：回収実績なしを示す。0：回収量1トン未満を示す。

表 1.4-1 (2) 全国の海岸漂着物の回収量の推移 (都道府県別 (トン))

No.	都道府県名	2011年度 (平成23年度)						2012年度 (平成24年度)					
		GND	環境省	市町村	港湾	民間	計	GND	環境省	市町村	港湾	民間	計
1	北海道	11,951	—	570	122	1	12,643	7,552	—	381	474	1	8,408
2	青森県	600	—	174	39	0	814	—	—	115	1,031	0	1,146
3	岩手県	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0
4	宮城県	211	—	—	—	0	211	—	—	—	—	0	0
5	秋田県	1,083	—	19	1	0	1,103	941	—	32	1	0	974
6	山形県	3,185	—	14	—	1	3,199	—	—	1	—	1	1
7	福島県	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0
8	茨城県	33	4	99	84	0	220	—	0	15	41	0	56
12	千葉県	250	—	181	1,159	3	1,593	—	—	110	473	3	586
13	東京都	—	—	6	898	5	909	—	—	0	621	5	627
14	神奈川県	100	—	1,225	509	11	1,845	—	—	142	378	11	532
15	新潟県	1,767	—	287	77	0	2,132	223	—	120	33	0	377
16	富山県	1,894	—	910	3	0	2,807	—	—	232	14	0	246
17	石川県	1,319	1	173	6	0	1,499	—	1	150	14	0	165
18	福井県	2,270	—	95	300	0	2,665	—	—	90	—	0	90
22	静岡県	—	—	292	523	0	815	—	—	284	290	0	574
23	愛知県	178	—	95	787	0	1,061	—	—	306	1,975	0	2,281
24	三重県	680	—	83	181	0	944	—	—	32	1,290	0	1,323
26	京都府	253	—	1,119	2	0	1,374	—	—	74	8	0	81
27	大阪府	1	—	4	637	1	642	—	—	5	1,093	1	1,099
28	兵庫県	3,940	1	1,287	1,585	1	6,814	—	1	59	162	1	223
30	和歌山県	751	—	235	13	0	1,000	—	—	297	—	0	297
31	鳥取県	0	—	348	217	0	566	—	—	29	6	0	36
32	島根県	1,743	—	185	51	0	1,980	234	—	105	76	0	415
33	岡山県	—	—	31	161	0	192	—	—	5	10	0	15
34	広島県	—	—	35	123	0	158	—	—	54	108	0	162
35	山口県	275	2	139	26	1	444	102	1	193	81	1	377
36	徳島県	50	—	14	120	—	185	—	—	13	2	—	15
37	香川県	1,715	—	98	173	—	1,986	—	—	207	42	—	249
38	愛媛県	238	—	54	268	0	560	—	—	74	13	0	87
39	高知県	240	—	56	235	—	531	—	—	37	112	—	149
40	福岡県	424	—	1,330	392	1	2,147	—	—	3,839	924	1	4,764
41	佐賀県	357	—	33	—	0	390	—	—	50	0	0	50
42	長崎県	4,561	2	318	330	1	5,212	235	3	313	279	1	831
43	熊本県	210	—	286	86	1	583	—	—	68	727	1	795
44	大分県	65	—	81	—	1	146	—	—	83	216	1	300
45	宮崎県	788	—	65	158	0	1,011	—	—	58	8	0	67
46	鹿児島県	1,021	1	366	157	26	1,570	—	0	157	107	26	290
47	沖縄県	801	0	64	40	0	905	567	0	78	23	0	668
	計	42,956	10	10,372	9,463	56	62,858	9,854	6	7,807	10,632	56	28,354

注) — : 回収実績なしを示す。0 : 回収量1トン未満を示す。

表 1.4-1 (3) 全国の海岸漂着物の回収量の推移 (都道府県別 (トン))

No.	都道府県名	2013年度 (平成25年度)					2014年度 (平成26年度)						
		対策推進	環境省	自治体	港湾	民間	計	対策推進	環境省	自治体	港湾	民間	計
1	北海道	10,717	—	85	—	0	10,803	11,259	—	—	—	1	11,259
2	青森県	482	—	530	—	0	1,012	1,041	—	189	—	0	1,230
3	岩手県	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	1	1
4	宮城県	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	0
5	秋田県	494	—	—	—	0	494	378	—	9	—	—	387
6	山形県	1,253	—	—	—	0	1,254	2,092	—	—	—	0	2,093
7	福島県	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0
8	茨城県	178	0	—	—	—	179	—	1	—	—	0	1
12	千葉県	1,013	—	281	—	0	1,294	1,111	—	195	—	0	1,306
13	東京都	11	—	—	—	—	11	142	—	—	—	—	142
14	神奈川県	2,536	—	0	—	17	2,553	4,315	—	—	—	7	4,322
15	新潟県	1,844	—	176	—	0	2,020	1,819	—	64	—	0	1,884
16	富山県	1,453	—	—	—	0	1,453	810	—	—	—	0	811
17	石川県	1,350	1	385	—	0	1,736	1,271	1	87	—	0	1,359
18	福井県	825	—	44	—	—	869	703	—	3,918	—	—	4,621
22	静岡県	—	—	0	—	0	0	—	—	—	—	0	0
23	愛知県	360	—	400	—	0	761	481	—	137	—	0	619
24	三重県	1,566	—	1,212	—	1	2,779	3,074	—	200	—	0	3,274
26	京都府	371	—	321	—	—	692	351	—	1	—	0	352
27	大阪府	—	—	129	—	0	129	—	—	—	—	0	0
28	兵庫県	549	1	—	—	0	550	1,062	1	—	—	1	1,063
30	和歌山県	298	—	831	—	—	1,128	644	—	308	—	0	952
31	鳥取県	976	—	—	—	—	976	487	—	—	—	—	487
32	島根県	4,666	—	158	—	—	4,824	2,102	—	36	—	—	2,138
33	岡山県	—	—	—	—	0	0	—	—	—	—	0	0
34	広島県	—	—	238	—	0	239	—	—	156	—	0	156
35	山口県	326	2	63	—	2	393	328	1	24	—	8	360
36	徳島県	13	—	—	—	1	14	1,543	—	66	—	2	1,611
37	香川県	263	—	435	—	—	698	411	—	421	—	0	832
38	愛媛県	33	—	310	—	0	343	56	—	235	—	—	291
39	高知県	257	—	—	—	0	257	98	—	—	—	—	98
40	福岡県	157	—	207	—	2	366	159	—	1,183	—	1	1,342
41	佐賀県	264	—	—	—	—	264	156	—	—	—	—	156
42	長崎県	3,601	2	—	—	0	3,603	3,014	1	—	—	0	3,016
43	熊本県	209	—	540	—	0	749	—	—	89	—	0	89
44	大分県	187	—	9	—	1	197	1,074	—	16	—	0	1,090
45	宮崎県	241	—	—	—	0	241	1,190	—	—	—	—	1,190
46	鹿児島県	1,183	0	32	—	20	1,235	—	1	8	—	43	51
47	沖縄県	578	0	49	—	1	628	743	0	—	—	1	744
	計	38,254	6	6,433	—	49	44,742	41,913	5	7,343	—	65	49,327

注) — : 回収実績なしを示す。0 : 回収量1トン未満を示す。

表 1.4-1 (4) 全国の海岸漂着物の回収量の推移 (都道府県別 (トン))

No.	都道府県名	2015年度 (平成27年度)					2016年度 (平成28年度)						
		対策推進	環境省	自治体	港湾	民間	計	対策推進	環境省	自治体	港湾	民間	計
1	北海道	4,897	—	0	—	1	4,899	6,774	1	—	—	1	6,776
2	青森県	939	—	—	—	0	939	1418	—	—	—	—	1,418
3	岩手県	0	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0
4	宮城県	382	—	426	—	—	808	576	—	646	—	0	1,222
5	秋田県	244	—	—	—	—	244	599	—	—	—	—	599
6	山形県	1,315	—	—	—	2	1,317	1,413	2	—	—	2	1,417
7	福島県	0	0	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0
8	茨城県	33	—	—	—	0	33	82	—	—	—	0	82
12	千葉県	355	0	221	—	0	576	563	—	207	—	0	770
13	東京都	138	—	—	—	—	138	163	—	—	—	8	171
14	神奈川県	4,714	—	—	—	12	4,726	2,565	—	—	—	16	2,581
15	新潟県	1,581	—	166	—	0	1,747	1,469	—	60	—	—	1,529
16	富山県	578	—	—	—	0	578	396	—	11	—	0	407
17	石川県	712	—	183	—	0	896	595	—	176	—	0	771
18	福井県	500	—	—	—	0	500	432	—	123	—	0	555
22	静岡県	1,887	—	33	—	1	1,921	1,645	—	47	—	0	1,692
23	愛知県	302	—	16	—	—	318	337	—	23	—	0	360
24	三重県	511	—	435	—	—	946	469	—	48	—	0	517
26	京都府	169	—	68	—	0	237	190	—	152	—	0	342
27	大阪府	0	0	68	—	0	68	—	—	3	—	1	4
28	兵庫県	704	—	6	—	0	711	395	—	—	—	0	395
30	和歌山県	323	0	167	—	0	489	129	0	179	—	—	308
31	鳥取県	396	—	86	—	0	482	384	—	—	—	0	384
32	島根県	1,105	—	—	—	0	1,105	635	—	19	—	0	654
33	岡山県	26	—	11	—	0	37	18	—	0	—	0	18
34	広島県	0	0	173	—	0	173	117	—	124	—	0	241
35	山口県	622	—	—	—	1	623	348	—	23	—	0	371
36	徳島県	1,093	—	—	—	6	1,099	101	—	2	—	0	103
37	香川県	32	—	400	—	—	432	32	—	536	—	—	568
38	愛媛県	2	—	78	—	1	81	4	—	81	—	0	85
39	高知県	393	0	281	—	0	674	223	—	—	—	0	223
40	福岡県	91	—	1,140	—	—	1,232	179	—	995	—	—	1,174
41	佐賀県	140	—	—	—	0	141	633	—	0	—	—	633
42	長崎県	2,092	—	—	—	—	2,092	1,977	1	—	—	0	1,978
43	熊本県	360	—	8	—	0	369	239	—	—	—	0	239
44	大分県	500	0	9	—	1	510	1605	0	20	—	0	1,625
45	宮崎県	100	—	9	—	—	108	922	—	—	—	—	922
46	鹿児島県	1,778	1	9	—	52	1,839	2,155	0	8	—	0	2,163
47	沖縄県	185	0	104	—	0	290	129	—	69	—	—	198
	計	29,198	2	4,099	—	79	33,378	29,931	5	3,551	—	30	33,517

注) — : 回収実績なしを示す。0 : 回収量1トン未満を示す。



表 1.4-1 (5) 全国の海岸漂着物の回収量（都道府県別（トン））の推移

No.	都道府県名	2017年度（平成29年度）						2009～2017年度合計					
		対策推進	環境省	自治体	港湾	民間	計	対策推進	環境省	自治体	港湾	民間	計
1	北海道	18,567	1	—	—	1	18,569	75,750	125	1,757	596	47	78,275
2	青森県	1,103	0	—	—	—	1,103	6,611	0	1,148	1,104	0	8,863
3	岩手県	—	—	—	—	—	0	0	0	33	0	3	36
4	宮城県	285	—	73	—	0	358	1,454	0	1,168	0	2	2,624
5	秋田県	518	—	5	—	0	523	4,954	0	215	2	0	5,171
6	山形県	1,247	0	—	—	7	1,253	11,841	2	85	0	17	11,944
7	福島県	—	—	3	—	—	3	0	0	19	0	0	19
8	茨城県	91	—	—	—	0	91	417	7	213	125	1	764
12	千葉県	778	—	517	—	1	1,296	4,070	0	2,164	2,447	10	8,691
13	東京都	139	0	77	—	1	217	593	0	107	1,519	24	2,244
14	神奈川県	2,403	—	—	—	31	2,433	16,764	0	1,648	887	119	19,419
15	新潟県	2,013	—	14	—	0	2,027	12,816	0	1,363	172	1	14,355
16	富山県	971	—	189	—	1	1,161	6,520	0	1,553	18	1	8,092
17	石川県	637	—	212	—	0	849	6,360	4	2,804	20	0	9,189
18	福井県	730	—	396	—	1	1,126	7,120	0	5,307	300	3	12,730
22	静岡県	1,590	—	63	—	0	1,653	5,122	0	1,054	825	2	7,003
23	愛知県	309	—	—	—	0	309	2,033	0	1,291	2,762	1	6,090
24	三重県	982	—	1,192	—	0	2,174	7,338	0	3,721	1,471	1	12,533
26	京都府	296	—	74	—	2	373	2,189	0	1,886	29	2	4,106
27	大阪府	—	—	843	—	0	843	3	0	1,068	1,730	3	2,803
28	兵庫県	1,130	0	483	—	0	1,614	8,839	5	2,178	1,942	5	12,969
30	和歌山県	184	—	45	—	0	229	2,645	19	2,163	13	3	4,843
31	鳥取県	410	—	—	—	1	410	2,874	32	776	243	1	3,927
32	島根県	940	0	99	—	—	1,039	11,593	241	905	127	0	12,867
33	岡山県	17	—	0	—	0	17	61	0	90	229	0	381
34	広島県	190	—	53	—	0	243	307	0	1,126	231	0	1,665
35	山口県	323	—	25	—	2	350	2,700	284	686	107	17	3,794
36	徳島県	356	—	—	—	1	357	3,243	0	120	128	10	3,502
37	香川県	8	—	164	—	0	172	2,588	0	2,412	254	6	5,261
38	愛媛県	73	—	218	—	0	291	406	0	1,177	281	3	1,867
39	高知県	880	—	—	—	0	880	6,100	0	462	591	0	7,154
40	福岡県	316	—	1,146	—	2	1,465	1,438	3	14,119	1,316	8	16,886
41	佐賀県	1,256	—	3,039	—	0	4,295	3,364	20	4,036	7	0	7,428
42	長崎県	1,841	0	—	—	—	1,841	17,941	252	805	760	17	19,777
43	熊本県	182	—	122	—	1	305	1,387	0	1,453	813	4	3,656
44	大分県	1,459	—	136	—	1	1,596	4,903	0	437	216	4	5,559
45	宮崎県	345	0	73	—	0	418	4,008	0	251	171	0	4,430
46	鹿児島県	2,453	—	5	—	39	2,498	10,518	4	1,314	264	301	12,399
47	沖縄県	520	—	499	—	1	1,019	3,666	225	986	63	9	4,949
	計	45,539	2	9,766	—	93	55,401	260,554	1,224	64,102	21,763	642	348,286

注) —：回収実績なしを示す。0：回収量1トン未満を示す。



## II 章 3. 回収事業実績データ項目の検討



## 1. 回収事業実績データ項目の検討

### 1.1 目的

環境省が都道府県から収集する事業実績を利用した漂着ごみの総量推計にあたり、事業実績データの精度が悪いこと及び漂着ごみの原因等に関する考察に利用できない項目が多いことが平成29年度業務で明らかとなった。その結果を受け、データ項目の再考及び検討を実施する。

### 1.2 方法

平成29年度業務までに明らかとなった漂着ごみの総量推計の課題を整理して、データ項目の修正あるいは追加等を検討した。

表-1 に平成29年度までに明らかとなった漂着量の推計の課題を示した。

表-1 平成29年度に指摘された漂着量の推計の課題

回収量の精度	重量と容積が同じ数字で書かれているものなど、疑わしいものがある。都道府県によって精度がまちまちな可能性が考えられる
回収海岸の距離の精度	平成28年度事業報告からのべ距離で報告するように統一されたが、平成28年以前はのべ距離なのかはつきりせず、のべ距離と距離の2つが混在している可能性がある。
ごみが漂着した期間の精度	いつからいつまでの期間に漂着したごみであるのか不明である。年に1度の回収の場合及び年に複数回収する海岸の年度初回の回収の場合、前回回収日が不明であるため、回収量の合計が1年間で漂着したごみとは言えない。

### 1.3 結果

データ項目の検討結果を、表-2 に示した。

表-2 データ項目の検討結果

回収量の精度	重量、容積どちらかのデータのみがある場合は、一方には記入しない旨を示す。
回収海岸の距離の精度	対象海岸自体の全長を記入する項目と、その海岸で回収事業が実施された距離（のべ距離）を記入する項目と分離する
ごみが漂着した期間の精度	地域住民による不定期の海岸清掃や、民間団体等による清掃イベントなど実施主体が多めで、一元的な情報集約は困難と考えられる。直近の清掃日時が確実な情報か、そうでないかを記入いただく項目を設けて、精度の高い海岸の漂着期間を抽出可能にする。



## Ⅱ章 4. 海洋ごみ対策に関する事例集の更新





# 1. 海洋ごみ対策に関する事例集の更新

## 1.1 目的

各都道府県が地域の実情に応じた海岸漂着物等の処理、発生抑制対策を実施するに当たり、参考となる情報を提供することにより、海洋ごみ対策事業の推進に資することを目的として作成された海洋ごみ対策に関する事例集を更新するものである。

## 1.2 実施方法

環境省が各都道府県に対して実施した海岸漂着物処理推進法施行調査の分析結果から、平成29年度に各都道府県が実施した優良な海洋ごみ対策を抽出し、当該都道府県担当者に対しヒアリングを行った。

優良な海洋ごみ対策の抽出に当たっては、広域的な連携や交流であること、他都道府県においても事業化が容易であること、継続的な取り組みであること及び対策の効果が明瞭であることに留意した。

## 1.3 実施結果

### 1.3.1 海岸漂着物処理推進法施行調査の分析結果

平成30年度海岸漂着物処理推進法施行調査を分析し、平成29年度に各都道府県で実施された海洋ごみ対策を以下に掲げる分類別に整理した。整理した結果は表1.3-1～表1.3-7のとおりである。

(分類)

- ・効率的な処理に関する取り組み
- ・再生利用に関する取り組み
- ・発生の原因の究明に関する取り組み
- ・内陸部での対策に関する取り組み
- ・広域的な連携に関する取り組み
- ・その他の海洋ごみ対策に関する取り組み

表 1.3-1(1) 効率的な処理に関する取り組み

実施主体	取組内容
北海道	<ul style="list-style-type: none"><li>・道及び市町村が実施する海岸漂着物の処理について、それぞれで回収した流木を集積し、降雨による脱塩を行った後、集積場所に破砕処理装置を搬送し、一括で破砕（チップ化）してボイラー燃料とした。従来までのそれぞれ処理した場合と比較して、1/2程度に処理コストが低減されたと思われる。</li><li>・近年の台風災害で発生した河川流木が台風・大雨の際に大量に流出している状況であり、また、災害関連補助事業の対象とならない海岸や、接続道路がなく重機の入りにくい海岸も多く、当該事業予算では全てを処理できないため、チップ製造業者や一般住民等などへ漂着した流木の無償配布を実施した。</li><li>・チップ製造業者等に対して、流木利用上の問題点や受入可能条件等について聞き取り今後の無償配布実施に向けた情報収集を行った。</li></ul>
青森県	<ul style="list-style-type: none"><li>・県主催の海岸漂着物推進協議会の際に、沿岸市町村に補助事業の効率的な執行のため、ボランティアによる清掃活動や直営による設計監理など呼びかけた。</li><li>・環境省で取りまとめた補助事業の歳出削減の取組に関する調査結果を次年度以降の事業実施の際の参考にしてもらうため、沿岸市町村に情報提供した。</li></ul>

表 1.3-1(2) 効率的な処理に関する取り組み

実施主体	取組内容
神奈川県	・ 毎日の海岸パトロールで海岸の汚れ具合を目視しており、県内の財団法人が定めた要清掃実施箇所の基準に照らし合わせ、基準に達する場合のみ、清掃を実施している。
新潟県	・ ボランティア等の活用による回収コストの削減
福井県	・ 各地区に地元住民が収集した漂着物の回収ボックスを設置した。 処分は、水産多面的機能発揮対策事業を活用した。
静岡県	・ 市主催の海岸クリーン作戦を実施。ボランティア数は、中学校生徒による 200 人の参加、更に沿岸沿いの企業や地元自治会に声をかけ、1000 人が参加し、効率的な処理に努めた。 ・ 台風の時期が終わった 11 月以降に重機を使用し、海岸の流木等を清掃した。
広島県	・ 発泡スチロールの減容化処理を委託した。
山口県	・ 「山口県海岸漂着物処理マニュアル」を周知した。 【山口県海岸漂着物処理マニュアルの掲載 URL】 <a href="http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/16kaigan/chiiikeikaku.html">http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/16kaigan/chiiikeikaku.html</a>
香川県	・ 漁協にコンテナを設置し、漁師がボランティアで持ち帰ったごみをコンテナに集積して、市町または県が回収・処理するシステムを運用した。
高知県	・ 回収した漂着物を仮置きし、乾燥により体積・重量を低減した。
鹿児島県	・ ビーチクリーナーや運搬機を使用し、効率的な海岸ごみの回収に努めた。

表 1.3-2 再生利用に関する取り組み

実施主体	取組内容
秋田県	・ かがやけ未来の男鹿プロジェクト： 家庭ごみの減量化について市内小学校 6 年生が調査・発表し、3R の推進など各家庭へのリマインド効果を図った。
兵庫県	・ 流木は、再資源化施設でチップ化した。
徳島県	・ 流木等の再生可能な海岸漂着物について、チップ化などのリサイクルを行った。
高知県	・ チップ材として有効利用した。
佐賀県	・ 漂着した流木を、チップに加工し再生利用した。
鹿児島県	・ 漂着している発泡フロートについて、固形燃料として再生利用を図った。 ・ 漂着した流木を破碎しチップ材として有効活用を図った。

表 1.3-3 発生の原因の究明に関する取り組み

実施主体	取組内容
神奈川県	・ 県内の代表的な海岸で、海岸ごみの組成分析を、季節ごとに行い、発生源を調査した。
富山県	・ 県内の海岸に漂着しているマイクロプラスチックの分布状況や組成などの実態について調査を行ったところ、容器や生活雑貨など身の回りのごみに由来するマイクロプラスチックが県内の海岸でも数多く見られた。
三重県	・ 奈佐の浜（三重県鳥羽市答志島）へ漂着する海岸漂着物について、これまで多くは県外から流れてきたとされていたが、伊勢湾南西部の3河川（宮川、櫛田川、雲出川）の影響が大きいことが、観測結果及びシミュレーション結果から示唆された。
長崎県	・ 海辺の漂着物を調査した。
熊本県	・ 熊本県海岸漂着物対策推進協議会を開催し、関係団体からのゴミの発生状況等を聞き取り発生原因について情報収集を行った。

表 1.3-4(1) 内陸部での対策に関する取り組み（補助金活用あり）

実施主体	取組内容
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4月を「あきたクリーン強調月間」、4月第3日曜日を「あきたビューティフルサンデー」として、雪解け後の身近な地域のクリーンアップへの参加を県民へ呼びかけた（ポスター、チラシを作成し、県内市町村、学校、スーパー・コンビニなどへ配布した。）。</li> <li>【URL】 <a href="https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/6608">https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/6608</a></li> <li>・ 街でのごみのポイ捨てが海を汚すことへつながることを周知するため、新聞広告を掲載した。</li> <li>・ 市街地等の清掃が海岸の美化につながることを周知するため、啓発用のぼり旗を作成し、あきたクリーンパートナー（県内各地で環境美化活動に取り組む企業・団体）等へ配布した。</li> <li>・ 内陸部でのクリーンアップを実施し、啓発活動とごみの回収に努めた。</li> </ul>
千葉県	・ 海岸漂着物発生抑制に係るリーフレットを配布した。
東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海ごみ問題への関心、認識度を高めてもらうための普及啓発として、ポスターデザインの作成、ポスターデザインを活用した地下鉄駅構内での広告掲出を行った。</li> <li>・ 海ごみ問題に関するショートムービー（DVD）を活用した展示用パネルを作成し、各種イベント等で使用した。</li> </ul>
富山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内陸部の親子等が参加する、海岸清掃を体験するバスツアーを3回開催し、計88名が参加した。</li> <li>・ 沿岸市町およびその上流エリアの市町村、関係団体等と連携して、流域一体となった清掃活動「みんなできれいにせんまいけ大作戦」を実施し、のべ約31,000人の参加があった。</li> </ul>

表 1.3-4(2) 内陸部での対策に関する取り組み（補助金活用あり）

実施主体	取組内容
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度に小学校中学年以上を対象に、内陸部でポイ捨てされたりした生活系ごみが川などを經由して海ごみになっていることを認識してもらえよう、海岸に行かなくても実施できる環境学習プログラムを作成しており、平成 29 年度は本県内の小学校で当該プログラムを活用したモデル授業を行うとともに、内陸部自治体のショッピングモールにおいて、当該プログラムを活用したイベントを行った。この成果報告を発信することにより、内陸部を含む多様な主体の取組を促進していきたいと考えている。</li> <li>【URL】 <a href="http://kankyojoho.pref.aichi.jp/kaigan/program_situnai.html">http://kankyojoho.pref.aichi.jp/kaigan/program_situnai.html</a></li> </ul>
三重県	<ul style="list-style-type: none"> <li>内陸部の市町において、発生抑制対策として、啓発物品の作成・配布や看板・標識の設置が行われた。</li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ調査を通じて、子供たちに各地の海ごみ被害や、ごみが主に内陸河川を經由して海に流出している実態を知らせるとともに、参加した子供達が発信元となって内陸地域からの発生抑制対策の必要性を伝える。</li> <li>河川環境の保全や環境美化意識の啓発を目的に3月第一日曜日を「保津川の日」と定め、「ウォーキング清掃」や「ラフティング清掃」等の各種清掃イベント、リユース食器を使用した「エコ屋台」を実施し、ごみの発生抑制を実践・啓発した。地域での認知度は年々高まり、参加者も増加している。また、河川敷で開催される花火大会の屋台にリユース食器の使用が呼び掛けられ、ごみを出さない花火大会を目指すなど、発生抑制に向けた取り組みに波及している。</li> </ul>
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会に内陸部の市担当者に出席いただき、海外漂着物対策に理解を求めた。</li> </ul>
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>内陸部市町村が実施したクリーン活動（清掃活動、パンフレットの配布等）への事業費を補助した(2件)。</li> </ul>
岡山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>海ごみ対策啓発展示会の開催、パンフレット作成、河川ごみ等の回収活動等を実施した。</li> <li>【URL】 <a href="http://www.pref.okayama.jp/page/detail-94047.html">http://www.pref.okayama.jp/page/detail-94047.html</a></li> </ul>
広島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川敷での空き缶等の回収と住民啓発活動を実施した。</li> </ul>
山口県	<ul style="list-style-type: none"> <li>離島をフィールドとした体験型海岸清掃エコツアーを開催し、発生抑制に向けた意識啓発を実施した。</li> <li>【URL】 <a href="http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/16kaigan/h29ekotourkekka.html">http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/16kaigan/h29ekotourkekka.html</a></li> <li>「やまぐちのキレイな海岸フォトコンテスト」を開催し、県民の環境美化や景観保全の意識の醸成と実践活動の促進を図った。</li> </ul>
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸市町に限らず、広く県内の小学校を対象とした出前授業を行った。</li> </ul>
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸漂着物に関する啓発用ポスター・パンフレット・チラシを配布した。</li> <li>配布部数：ポスター1,036部、パンフレット8,000部、チラシ5,000部</li> </ul>

表 1.3-5 内陸部での対策に関する取り組み（補助金活用なし）

実施主体	取組内容
北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流木対策検討部会を設置し、関係機関とともに、流木の流下防止対策および利活用について協議。具体的には、河川流木の無償配布を行ったほか、30年度に予定している流木捕捉工の施工内容について意見交換。</li> </ul>
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不法投棄の未然防止に関する啓発、パトロールを実施した。</li> <li>・ 雪解け後のクリーンアップ活動を実施した。</li> </ul>
山形県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不法投棄パトロールを実施した。</li> <li>・ 河川敷に、のぼり旗を設置しての啓発活動を実施した。</li> </ul>
神奈川県	<p>【県内の財団法人が実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内陸部の教育機関での出前授業</li> <li>・ 河川上流部で清掃活動をしている団体との共同講演会</li> <li>・ 内陸部の主要駅でのリーフレットの配布</li> </ul> <p>【県・市町が実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内陸部の河川敷でのごみの持ち帰りの呼びかけ</li> </ul>
福井県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川での清掃活動を実施した。</li> </ul>
長野県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川等における清掃活動及び不法投棄物の回収を実施した。</li> </ul>
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パトロール等の監視活動、清掃活動を実施した。</li> </ul>
三重県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内陸部・河川敷での環境パトロール（ごみ回収）により、ごみの海域への流出が未然に防がれた。</li> </ul>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府内の漁業権設定河川を管理する6内水面漁業協同組合に当該河川の清掃業務を委託した。ごみの種類は河川に投棄されたプラスチックや金属、木片等であり、平成29年度の回収量は14.5m<sup>3</sup>であった。</li> <li>・ 地元市、地元住民と連携した河川周辺での清掃活動を実施した。</li> </ul>
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸漂着物削減としての取組ではないが、環境美化の一環として吉野川マナーアップキャンペーン、大和川一斉清掃等を実施した。</li> </ul>
香川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議会に内陸部の市町も参加（負担金徴収）し、クリーン作戦への参加の呼びかけ等を行った。</li> </ul>
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校での総合学習や高齢者の生涯学習の場を利用して、学習会を開催し、環境保全に向けた意識啓発を図った。</li> <li>・ 有明海や流入河川において、県民が乗船し、生息生物の観察や施設見学等を行い、環境保全に向けた意識啓発を図った。</li> </ul>
大分県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成21年度からは県内一斉にレジ袋無料配布の中止とマイバッグ運動に取り組んでいる。平成30年度7月末現在の参加店舗は、食品スーパー等318店舗、これまでのレジ袋削減枚数は約7億7千万枚である。マイバッグ持参率は約85%である。※海岸漂着物削減のみが目的ではないが、プラスチックごみ削減の取組である。</li> </ul> <p>【URL】 <a href="http://www.pref.oita.jp/soshiki/13060/reji.html">http://www.pref.oita.jp/soshiki/13060/reji.html</a></p>
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸及び河川等への不法投棄禁止の看板を設置した。</li> <li>・ 河川ゴミの流出防止のため、不法投棄等に対する監視・指導を実施した。</li> </ul>

表 1.3-6 広域的な連携に関する取り組み（補助金活用あり）

実施主体	取組内容
富山県	・ 県西部を流れる小矢部川をモデルとして、河川の上下流にわたる地域の住民、団体、事業者及び行政等が連携協力して海岸漂着物対策を推進する「富山県海岸漂着物対策推進協議会小矢部川流域部会」を開催（1回）し、関係機関においてそれぞれ実施した対策等について情報共有するとともに、今後の対策の方向性について検討を実施した。
京都府	・ こども海ごみ探偵団で、兵庫県成ヶ島で開催されるクリーン作戦に参加している。京都府だけでなく、他府県の海岸漂着物の状況を学ぶことができることに加え、地元中学校の参加者や関係団体との交流が図れた。 ・ 平成 29 年度においては、「保津川の日」の河川清掃を桂川流域クリーン大作戦と共催で実施した。河川清掃美化だけでなく、桂川流域の関係市町村や、参加者との交流が図れた。
山口県	・ 日韓 8 県市道による共同交流事業の一環として、5 月～7 月に日韓海峡沿岸の海岸漂着ごみ一斉清掃を実施し、海岸の美化活動に向けた意識啓発と実践活動の促進を図った。 ※1. 山口県ホームページ 【URL】 <a href="http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/16kaigan/h29nikkankaigan.html">http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/16kaigan/h29nikkankaigan.html</a> ※2. 日韓海峡沿岸県市道交流知事会議 【URL】 <a href="http://japan-korea-strait8.org/list/seisou/">http://japan-korea-strait8.org/list/seisou/</a>
長崎県	・ 韓国（釜山広域市等）と県内離島の自治体や高校生、NPO等との交流（漂着物調査、ワークショップ）により、外国由来の漂着ごみの現状やともに発生抑制に努める必要性を認識した。
熊本県	・ 熊本県海岸漂着物対策推進協議会を開催し、国、県、沿岸市町村、民間団体等と連携し、発生抑制・回収処理について連携を図った。

表 1.3-7 広域的な連携に関する取り組み（補助金活用なし）

実施主体	取組内容
岐阜県	・ 伊勢湾等における海岸漂着物の課題について、東海三県一市（岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市）が連携して取り組んでおり、民間団体と連携し伊勢湾を取り巻く現状の把握を目的に海岸清掃活動へ参加している。
愛知県	・ 三重県、岐阜県、愛知県、名古屋市で構成する「伊勢湾総合対策協議会（事務局：三重県）」において、クリアファイルの作成を行ったほか、東海三県の環境団体が組織する「22 世紀奈佐の浜プロジェクト委員会」の活動に参加した。
三重県	・ 平成 29 年度に、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市で構成する「海岸漂着物対策検討会」の会議を 2 回開催し、現地研修会を 2 回実施するとともに、国への提言・提案を行った。
大阪府	・ 流域市、流域住民と連携した河川周辺の美化等についてのワークショップを実施した。
佐賀県	・ 漁業者による海岸一斉清掃を有明海沿岸 4 県（長崎・福岡・熊本・佐賀）が連携して実施している。

表 1.3-8 その他の海洋ごみ対策に関する取り組み

実施主体	取組内容
宮城県	・ 船舶航路に支障が無いよう、海上パトロール（重点海域は毎日）は実施している。

### 1.3.2 優良な海洋ごみ対策の抽出結果

平成30年度海岸漂着物処理推進法施行調査の分析結果から抽出した優良な海洋ごみ対策に関する事例一覧は表 1.3-9のとおりである。

事例の抽出に当たっては、広域的な連携や交流であること、他都道府県においても事業化が容易であること、継続的な取り組みであること及び対策の効果が明瞭であることから、富山県の実例を選定し、広域的な連携や交流であること、継続的な取り組みであること及び対策の効果が明瞭であることから山口県の実例を選定した。

表 1.3-9 優良な海洋ごみ対策に関する事例一覧

実施主体	海洋ごみ対策に関する事例	事例の分類
富山県	流域一体となった清掃活動「みんなできれいにせんまいけ大作戦」	内陸部での対策
山口県	日韓海峡沿岸 8 県市道が連携した海岸漂着ごみ一斉清掃	広域的な連携

### 1.3.3 優良な海洋ごみ対策に関する事例のヒアリング結果

優良な海洋ごみ対策の実施主体である富山県生活環境文化部環境政策課及び山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課にヒアリングを実施し、1.4 のとおり事例集（更新分）を作成した。

## 1.4 優良な海洋ごみ対策に関する事例

### 1.4.1 日韓海峡沿岸 8 県市道が連携した海岸漂着ごみ一斉清掃（山口県他）

実施主体：山口県、福岡県、佐賀県、長崎県

事業名：日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃

#### （1）概要

日韓 8 県市道では、5 月～7 月を、『日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃』の期間とし、各地域で海岸清掃活動を行っている。山口県では、平成 29 年 5 月 14 日（日）にスタート清掃を実施した。

#### （2）経緯

本事業は、第 18 回日韓海峡沿岸県市道知事交流会議（2009 年）での合意に基づき、2010 年度から推進しているものである。

#### （3）目的

海岸漂着ごみが地球環境に与える影響に鑑み、海の環境美化に対する意識啓発を図るため、日韓 8 県市道が連携して一斉清掃を行うものである。

#### （4）方法

2017 年度の実施状況として、実施期間は 5 月～7 月（海の日：韓国 5 月 31 日（水）、日本 7 月 17 日（月））、毎年、清掃実施期間を設け、各県市道が地域の海岸清掃を実施している。

山口県内では、日本海沿岸の 4 市町（下関市、萩市、長門市、阿武町）で実施した。清掃活動については、県等のウェブサイトやポスターにより周知した。

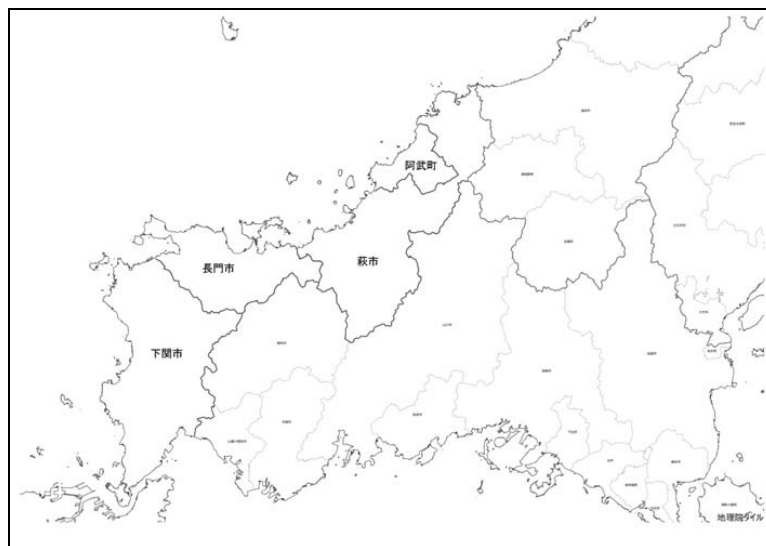


図 1.4-1 平成 29 年度の実施地域 \*1



～日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃～  
**ビーチクリーン大作戦 参加申込書**

申し込み先：山口県産業廃棄物・リサイクル対策課 担当：林  
 FAX 083-933-2999  
 E-MAIL a15700@pref.yamaguchi.lg.jp

※団体で参加される場合は、所属団体を記入してください。

所属団体		
氏 名	(氏名欄)	
		計 人
T E L (氏名欄)		
E-MAIL		

※筆でお越しの際は、相乗のご協力をお願いします。



図 1.4-2 山口県及び(一社)山口県産業廃棄物協会のウェブサイトに掲載したチラシ\*1 \*2

(5) 結果

① 日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃

日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃の取組実績は表 1.4-1 に、一斉清掃の様子は図 1.4-3 に示す。これらのデータについては、日韓海峡沿岸県市道交流知事会議のウェブサイトに掲載することにより、各自治体が地域の実情に応じた発生抑制対策を実施できるようにしている。

表 1.4-1 取組実績 \*3

県市道名		箇所数	参加人数	回収量 (トン)
日 本	福岡県	30	44,415	144
	佐賀県	7	4,052	11
	長崎県	104	11,285	181
	山口県	100	29,988	92
	計	241	89,740	428
韓 国	釜山広域市	34	3,429	2,338
	全羅南道	68	11,552	1,400
	慶尚南道	33	9,544	4,379
	済州特別自治道	6	2,000	4
	計	141	26,525	8,121
合 計		382	116,265	8,549



図 1.4-3 一斉清掃の様子 \*3

② H29 海岸漂着物調査（ペットボトル国別調査）結果について

山口県では、5月14日（日曜日）のスタート清掃（長門市油谷大浦海岸）にあわせ、山口県エコキャンパス取組促進協議会の協力のもと、地元の大学生による漂着物調査を実施することにより、地域への意識啓発を図った。

○ 調査方法

- 1) ラベルが残っているペットボトルを回収した。
- 2) 回収したペットボトルを国別に分類し、割合を算出した。

○ 調査結果

大浦海岸に漂着したペットボトルの約2割が国内、約6割が韓国由来であった。

表 1.4-2 ペットボトル国別調査結果\*1

ラベルの国	日本 (Japan)	韓国 (Korea)	中国 (China)	その他（不明） (unknown)	合計 (total)
合計（本）	32	77	20	3	132
割合（％）	24.2	58.3	15.2	2.3	100

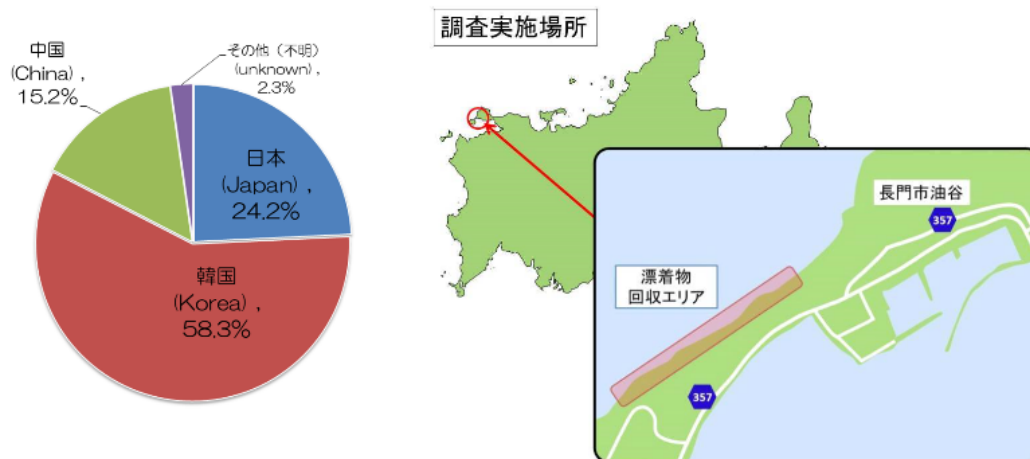


図 1.4-4 ペットボトル国別調査結果 \*1



図 1.4-5 調査の様子 \*1

○ 意識啓発の効果

意識啓発の効果について、海岸漂着物調査（ペットボトル国別調査）に参加した地元の大学生を対象にアンケートを実施し、参加者の海岸漂着物への理解の高まりや発生抑制の気運醸成の効果があったことを確認した。

過去に行われたペットボトル国別調査に参加した山口大学の慶南青年カレッジ（団体）の学生の感想についても、以下のとおり確認できる。



## 山口大学の学生の調査に関する感想（2015年）

### 日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃に参加

5月17日に長門市の湯谷大浦海岸で行われた日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃にコア(スタッフ)全員で参加してきました。思った以上に海岸に流れ着いているゴミが多いことに驚きました。今回の清掃には約1,000人のボランティアが参加し、1時間で3.4トンほどのゴミを拾い集めました。私たちは8月に開催する環境フォーラムにむけて、清掃と同時進行でゴミのサンプル採集を行いました。また、海岸に漂着したペットボトルの国別調査も行いました。調査結果を見ると、私たちが採集したペットボトルのうち、韓国のものが47.9%、日本のものが43.2%を占め、日本のペットボトルより韓国のペットボトルの方が多く海岸に漂着していることが分かりました。この結果から、日本と韓国それぞれの視点から環境問題を見つめ直すことが大切だと感じました。ゴミの減少に向けて、日韓の学生がどのような取り組みをすべきか考えてもらうための企画の実施についてコア会議で話し合い、現在も計画を進めているところです。



図 1.4-6 PET ボトルの生産国調査 \*

## (6) 課題

### ① 回収量データの調和について

日本の自治体では、ボランティア清掃活動により回収された海岸漂着ごみの量を回収量として計数しているのに対し、韓国側の自治体では、ボランティア清掃活動による回収量に加えて、海岸管理者による海岸漂着ごみの回収量も計数しているため、日本側と韓国側のデータが単純に比較できない状態になっている。このことから、平成 30 年度に日本と韓国の自治体が協議し、回収量については海岸漂着ごみの量のみを対象とすることとした。

### ② 発生抑制について

山口県では、県内の日本海側に位置する 4 市町のボランティア団体に清掃活動を委託すること、清掃活動について県のウェブサイトで周知するとともに、ポスターを関係自治体の担当部署に配布（合計 800 部）すること等により、清掃活動参加者を支援し、清掃活動の参加人数や実施箇所数を維持しているが、海岸漂着ごみは毎年 400 トン程度回収されている状況であるため、より一層の発生抑制対策が必要である。

#### 【引用資料一覧】

\*1 山口県ホームページ

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/press/201704/037133.html>

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/16kaigan/h29kaigancyousa.html>

\*2 (一般社団法人) 山口県産業廃棄物協会ホームページ

<http://ysanpai.com/cms/2017042415311362.html>

\*3 日韓海峡沿岸県市道交流知事会議

<http://japan-korea-strait8.org/list/seisou/>

\*4 山口大学ホームページ

<http://ssct.oue.yamaguchi-u.ac.jp/omoprohp/topics/topics20150604.html>

#### 【ヒアリング】

・山口県 環境生活部 廃棄物 リサイクル対策課 平成 31 年 3 月

### 1.4.2 沿岸市町およびその上流エリアの市町村、関係団体等と連携して、流域一体となった清掃活動（富山県他）

実施主体：富山県、県内市町村、富山県環境保健衛生連合会、県内各市町村環境保健衛生協議会、(財)とやま環境財団、富山県県土美化推進県民会議

事業名：みんなできれいにせんまいけ大作戦

#### (1) 概要

快適でうるおいのある海岸環境を実現するために、6月1日から9月30日までを「みんなできれいにせんまいけ大作戦」の期間とし、富山県、県内の市町村、環境関連団体が連携して、県内各地の海岸や河川でゴミ拾いなどの清掃美化活動を実施するもの。

#### (2) 経緯

富山県が平成24年3月に行った調査によると、富山県内で海岸漂着物が最も多いのは、小矢部川の河口域にある射水市の六渡寺海岸であった。環境省が行ったシミュレーション研究結果によると、富山県の海岸漂着物の約8割が県内から流出したものであり、富山県から流出したゴミが他県にも漂着している可能性も指摘されていた。このことから、河川の上流の多様な主体が共通の認識に立ってゴミの発生抑制、減量に取り組む必要がある。

#### (3) 目的

海岸漂着物のほとんどは山・川・海とつながる水の流れを通じて海岸に漂着したものであることから、海岸を有する一部の地域だけでなく、上流の市町村も含めた全ての地域において、住民、事業者、行政が連携・協力して清掃美化活動を実施することにより、快適でうるおいのある海岸環境の創出を推進し、以って美しい海岸を将来に渡って守っていくことを目的とする。

#### (4) 方法

##### ① リーフレットによる清掃美化活動の参加者募集

平成29年5月にリーフレット「みんなできれいにせんまいけ」を5,000部作成し、県内15市町村に配布した。




図 1.4-7 平成29年度の事業内容ちらし（表\_裏）\*1

## ② キックオフイベントの開催

7月1日（日）に「みんなできれいにせんまいけ大作戦」のキックオフイベントとして、富山県の雨晴海岸で海開き式典及び高岡市海岸特別清掃活動等を開催した。

**高岡市 雨晴海岸 「みんなできれいにせんまいけ大作戦」 キックオフ**

こんにちは☆富山県観光連盟の青木です。  
7月1日（日）に富山県の「雨晴（あまはらし）海岸」で「海開き式典」と「高岡市海岸特別清掃活動」が行われます。この清掃活動は富山県が今年の夏も進めている「みんなできれいにせんまいけ大作戦」のキックオフイベントです。この「みんなできれいにせんまいけ大作戦 in 高岡」は以下の通りです。  
8:00～8:30 開会セレモニー  
8:30～9:15 清掃活動（終了後に軽食と抽選券の配布）  
9:15～9:45 神事  
9:45～10:00 エアロビクス・準備体操  
10:00～10:45 アサリの稚貝放流  
10:45～11:30 わくわく抽選会（特設ステージにて）  
イベント終了後に「海開き」となります。  
<http://www.tkz.or.jp/cleanup/senmaikeintakaoka.pdf>  
また、午後からは雨晴（あまはらし）海岸で地元住民有志によるイベント「雨晴感謝祭」が開催されます。野外音楽フェスティバルや無料クルージング、夜の花火大会などが予定されています。  
<http://blog.goo.ne.jp/youdoit44/e/a219406608a6cb83562ffd95a8746e15>



いいね!

北陸経済連合会  
2012.6.29

図 1.4-8 キックオフイベントの概要\*2

## ③ スマホアプリの活用

無料スマホアプリ「ピリカ」とは、誰でも気軽にごみ拾いの様子を世界中に発信できるSNS サービスであり、世界 81 カ国であわせて 7,000 万個以上のごみ拾い活動が発信されている（平成 30 年 4 月現在）。

このアプリの機能として、他のユーザーからコメントや「ありがとう」がもらえる、ごみ拾い活動が自動的に記録・集計できるといった利点があることから、富山県では、このアプリを活用したごみ拾い活動を推進しており、富山県内でこのアプリを活用して実施されたごみ拾い活動が見える化したウェブページ「みんなできれいにせんまいけ！とやま～守ろう、世界で最も美しい富山湾！～」を開設した。活動当事者による情報発信機能や、興味関心のある県民への情報共有が可能になり、清掃活動の促進が期待されるほか、せんまいけ大作戦の参加者数と回収量は、平成 30 年以降、年ごとに集計が可能になり、活動の増加傾向等について把握が容易となる。



図 1.4-9 ウェブページ「みんなできれいにせんまいけ！とやま  
 ～守ろう、世界で最も美しい富山湾！～」\*3



## (5) 結果

富山県の全 15 市町村（沿岸市町およびその上流エリアの市町村）が参画し、関係団体等と連携して、流域一体となった清掃活動「みんなできれいにせんまいけ大作戦」を実施し、平成 29 年度と平成 30 年度のそれぞれで約 31,000 人の参加があった。



図 1.4-10 清掃活動の様子\*1

## (6) 費用

せんまいけ大作戦の実施費用は約 100 万円である。

平成 30 年度から導入したにスマホアプリ「ピリカ」を活用した取り組みに係る費用は、富山県の状況を表示するホームページの構築費用（平成 30 年度のみ）と富山県専用ホームページ（ピリカのデータ表示等）の維持管理費の合計で約 250 万円（委託）であった。

## (7) 課題

「ピリカ」の利用者を増やすことに効果的な広報や普及啓発の実施方法が検討課題である。

### 【参考資料一覧】

\*1 みんなできれいにせんまいけ大作戦

<http://www.t kz.or.jp/cleanup/cleanup.html>

\*2 高岡市雨晴海岸「みんなできれいにせんまいけ大作戦」キックオフ

<http://monogatari.hokuriku-imageup.org/news/2012/06/29/2364/>

\*3 みんなできれいにせんまいけ！とやま

<http://www.pirika.org/pref/toyama>



## II章 5. 地理情報システム（GIS）を用いた 漂着ごみの回収・処理実績等のデータ化



## 5. 地理情報システム（GIS）を用いた漂着ごみの回収・処理実績等のデータ化

平成 29 年度の都道府県の漂着ごみの回収・処理実績等のデータから、環境省と協議し、以下の属性情報を含めた GIS データ（エクセル形式）について、日本語版と英語版を作成し、清掃地点を地図上にプロットした（図 5-1）。結果は海上保安庁の海洋状況表示システムの海域保全「海ゴミ」データとして WebGIS 上に公開される。

### 〈日本語版属性情報〉

- ID
- 所在地（都道府県名、市区町村名、住所）
- 事業主体
- 海岸名、港湾名
- 清掃年月日
- 清掃した海岸線の長さ（km）
- 清掃回数/年
- ごみの回収重量（容積 t、重量 m<sup>3</sup>）
- ごみの密度（t/km（清掃回数割無し）、t/（km・清掃回数））
- 回収物の内訳（重量、容積）
- ごみの種類別割合（重量ベース、容積ベース）
- ごみの割合（重量ベース%：人工物、自然物、種類不明）
- ごみの割合（容積ベース%：人工物、自然物、種類不明）
- 出水・洪水等により発生した海岸漂着物等
- 清掃の頻度
- 緯度経度
- ファイルリンク（清掃前後の写真）

### 〈英訳版属性情報〉

- Prefectures
- City
- coastal length to collection(km)
- amount of collection(M.T.)
- composition(weight)
- composition(cube)
- artificial material (%)
- natural material (%)
- Unknown(%)
- point data (north latitude)
- point data (east longitude)

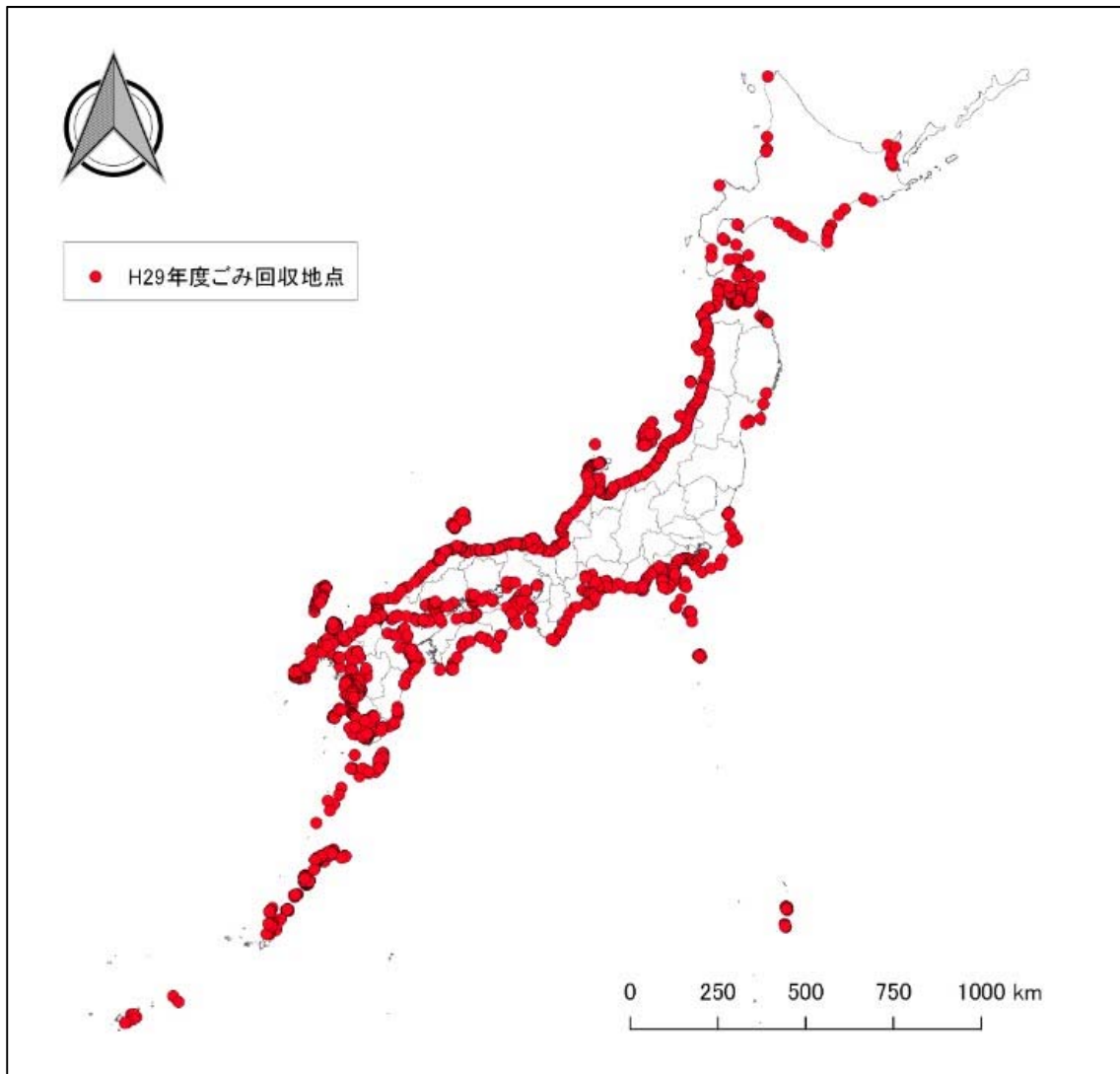


図 5-1 平成 29 年度における海岸漂着ごみの回収地点